

資料一覧

資料 1	死刑執行に関する会長声明	1
資料 2	「死刑のあり方について検討するための法務省内勉強会」に関する要 請書	3
資料 3	死刑制度問題に関する提言	7
資料 4	死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調 査会の設置を求める決議	39
資料 5	日弁連死刑執行停止法案	47
資料 6	日本弁護士連合会基本政策集	49
資料 7	「死刑廃止国と存置国」アムネスティ・インターナショナル	87
資料 8	報告書「2009年の死刑判決と死刑執行」(抜粋・仮訳)アムネスティ ・インターナショナル	91
資料 9	拷問禁止委員会の結論及び勧告	99
資料10	国連人権理事会普遍的定期的レビュー結果文書	111
資料11	「国連人権理事会は日本政府に何を求めたのか」	別冊パンフレット
資料12	国際人権(自由権)規約委員会の総括所見	139
資料13	「改革迫られる日本の人権保障システム」	別冊パンフレット
資料14	東京拘置所における死刑の刑場の公開について(日弁連コメント) ...	151
資料15	「量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案(終 身刑導入関係)」に対する意見書	153
資料16	「アメリカ殺人被害者遺族の会を招請して」(「自由と正義」2010年 9月号抜粋)	171

死刑執行に関する会長声明

本日、東京拘置所において2名に対する死刑が執行された。昨年9月に千葉景子法務大臣が就任して以来、初めての執行である。

千葉法務大臣は、その就任直後の時点において、死刑の執行は人命にかかわる問題ゆえに、慎重に取り扱っていきたいと述べていた。にもかかわらず、千葉法務大臣が、本日まで積極的な議論の場の創設や情報公開の促進などを行うことのないまま、2名の死刑執行を行ったことは、極めて遺憾である。

日本政府は2008年10月、国際人権(自由権)規約委員会より、「政府は、世論調査の結果に拘わらず死刑廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」との勧告をはじめ、死刑に直面する人々に対し、必要的上訴制度の欠如を含む手続的保障の不備(今回執行された2名のうち1名も、自ら控訴を取下げ死刑が確定している。)や、死刑確定者に対する非人道的処遇の改善など、数々の問題点を指摘され、その改善を迫られた。

その後も、わが国の死刑制度をめぐっては、様々な問題が浮上している。2009年10月には、すでに死刑が執行された飯塚事件について、死刑判決を支える有力証拠のDNA鑑定に誤りがあったことを理由とした再審請求がなされている。また本年4月27日には、最高裁第三小法廷において高裁での死刑判決を破棄・差し戻す判決が下された。

今こそ、死刑制度の抱える問題点について、幅広い議論を行い、そのために死刑の執行を停止すべき時である。

千葉法務大臣は、本日の記者会見において、自らが死刑執行に立ち会ったことを明らかにし、今後、東京拘置所の刑場を公開し、法務省に死刑制度の存廃を含めた死刑制度の在り方等についての勉強会を立ち上げる意向を示したという。この勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となることを期待する。当連合会は、上記勉強会の立ち上げに伴い、政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止することを重ねて強く要請するものである。

2010年(平成22年)7月28日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

「死刑のあり方について検討するための法務省内勉強会」
に関する要請書

2010（平成22年）年8月5日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

「死刑のあり方について検討するための法務省内勉強会」（以下「勉強会」という。）について、下記の通り要請いたします。

1 勉強会の構成員

勉強会は、「死刑に関する根本的な議論」、すなわち死刑制度の是非・存廃を含めた議論を行う場とされている。したがって、死刑制度を現に維持しその運用にあたっている法務省内における関係部局による構成によっては、およそ制度の根幹を問う議論を行うことは不可能である。勉強会を行うのであれば、死刑執行停止・死刑廃止を含め様々な立場を有する有識者や、死刑問題に携わってきた市民団体等からも幅広く構成員を募るべきであって、当連合会からもその推薦する会員を構成員とされたい。

2 勉強会の公開

勉強会は、行刑改革会議等の前例にならい、公開のものとし、発言者の顕名による議事録を作成し公表されたい。

3 勉強会のテーマ

勉強会のテーマとしては、少なくとも次の点を加えられたい。

- (1) 死刑制度の運用状況
- (2) 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情
- (3) 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方
- (4) 死刑に直面する者に対する権利保障，死刑確定者の処遇等
- (5) 世界における死刑制度の動向
- (6) 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- (7) 死刑に代わる最高刑のあり方
- (8) 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

4 勉強会の成果

勉強会の成果を、さらなる死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び実際の見直し作業、具体的には衆参両院における死刑問題調査会の設置とその間の死刑執行停止につなげるための方策を確保されたい。

5 死刑の執行停止

勉強会の結果を踏まえた死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止されたい。

第2 意見の理由

1 千葉法務大臣は、2010年7月28日、死刑執行後の記者会見において、「死刑のあり方について検討するために法務省内に勉強会を立ち上げることにしました。私自身のもとに法務省内の関係部局等によって構成することとしますが、開かれた場で幅広く外部の様々な方々からご意見をお聞きしたい、議論に加わっていただきたいと思っております。この勉強会はあらかじめ結論を決めて行うものではありませんが、死刑制度の存廃を含めた死刑制度のあり方等を検討することと考えております。そして裁判員裁判によって刑事司法に対する関心、または自らが裁判で判断をされる責任を国民のみならずも負うことになっているなかでこの勉強会の成果を公表し、死刑のあり方についてより広く国民的議論が行われる契機にしたいと考えております。」と述べております。

これに対し当連合会は、同日、死刑執行に関する会長声明の中で、この勉強会について、「勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となることを期待する。当連合会は、上記勉強会の立ち上げに伴い、政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止することを重ねて強く要請するものである。」と要請しております。

2 そもそも当連合会は、2002年11月「死刑制度問題に関する提言」を発表し、2004年10月には人権擁護大会において、「死刑執行停止方法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議」を採択し、政府に対し、死刑執行停止法の制定とあわせて、死刑執行の基準、手続、方法など死刑制度に関する情報を広く公開すること、死刑制度の問題点の改善と死刑制度の存廃について国民的な議論を行うため、検討機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置すること等の施策を求め、死刑制度の存廃について広範な議論を行うことを提起してまいりました。

また当連合会は、2008年3月には「死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案」(通称「日弁連死刑執行停止法案」)を公表し、「我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組むべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図るこ

とを目的とする。」(第1条)ものとし、「死刑制度調査会」は、「死刑制度の存廃その他死刑制度に関する次に掲げる事項についての調査を行う」として、下記の点を列挙いたしました(第2条)。

- 一 死刑制度の運用状況
- 二 死刑を法定刑とする罪に係る事件(以下「死刑事件」という。)の量刑の実情
- 三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方
- 四 死刑に直面する者に対する権利保障, 死刑確定者の処遇等
- 五 世界における死刑制度の動向
- 六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- 七 死刑に代わる最高刑のあり方
- 八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

3 これらの点を踏まえ, 当連合会は, 勉強会のあり方について下記の通り要請いたします。

(1) 勉強会の構成員

勉強会は、「法務省内の関係部局等によって構成する」ものとされておりますが, この勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となるためには, 法務省内における関係部局等による構成ではなく, 幅広く有識者や市民からも意見を聴取するべきであって, 当連合会からも構成員を選出されるよう要請いたします。

(2) 勉強会の公開

上述したように勉強会が真に開かれた場での国民的議論が行われていく契機となるためには, 勉強会は公開のものとし, 発言者の顕名による議事録を作成し公表することを要請いたします。

(3) 勉強会のテーマ

勉強会のテーマとしては, 少なくとも次の点を加えられる必要があります。

一 死刑制度の運用状況

被執行者を選択する基準に恣意性はないか, 絞首によるという現行の死刑執行方法は残虐ではないか(他の死刑執行方法によることはできないか)等

二 死刑を法定刑とする罪に係る事件の量刑の実情

死刑と無期の求刑や量刑に恣意性はないか等

三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度のあり方

これまでの誤判事例(免田・財田川・松山・島田事件, 足利事件等)

をふまえ、誤判原因は解明されているのか、どのような救済方法が可能か等

四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等

死刑確定者による再審請求・恩赦出願のための手続保障は十分か、精神障害者に対する死刑執行の際の精神状態の確認方法は適切か、被執行者に対する死刑執行告知方法は適切か、集団処遇の可能性は等

五 世界における死刑制度の動向

死刑廃止国・停止国の数、国際機関からの要請等

六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移

諸外国における実例の調査研究等

七 死刑に代わる最高刑のあり方

死刑の代替刑として仮釈放のない終身刑導入の可否等

八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

現行の犯罪の範囲を減らすべきか等

(4) 勉強会の成果

当連合会は、衆参両院における死刑問題調査会の設置とその間の死刑執行停止を求めてきました。勉強会を単なる勉強で終わらせないため、勉強会がいかなる結論に到達しようと、あるいは一定の結論に達しない場合であっても、死刑制度に様々な問題点がある事実は厳然として変わりません。勉強会の終了後は、両院に死刑問題調査会を設置してさらに議論を展開・継続し、その間の死刑執行停止を確保するために必要な措置を、とるよう要請いたします。

(5) 死刑の執行停止

勉強会の結果を踏まえた死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止するよう要請いたします。

死刑制度問題に関する提言

2002年11月22日

日本弁護士連合会

死刑制度問題に関する提言

目 次

2002.11.22 日本弁護士連合会

	頁
第 提言の趣旨	1
第 提言の理由	1
第 1 死刑制度をめぐる国際社会の潮流と日本政府の対応	1
第 2 死刑制度をめぐる国内状況と日弁連の取り組み	3
第 3 死刑制度の問題点	6
1 死刑制度の基本的問題点	6
2 日本における死刑に関する制度上及び運用上の問題点	9
3 死刑制度の情報開示に関する問題	17
第 4 死刑制度問題に関する日弁連の課題	20
1 死刑に関する刑事司法制度の改善のための取り組み	20
2 死刑存廃論議の活性化と国民的論議の提起	20
3 死刑に関する情報開示	20
4 死刑に代わる最高刑についての提言	21
5 犯罪被害者の支援・被害回復・権利確立等の取り組み	21
第 5 死刑執行停止法による死刑の執行停止	22
1 死刑の執行停止の必要性	22
2 死刑の執行停止をめぐる動き	23
3 死刑の執行停止制度	24
4 三権分立制との関係	25
5 死刑執行停止法要綱（骨子）案	26
第 6 結論	28
資料目録	28

第 提言の趣旨

- 1 日本弁護士連合会は、死刑制度の存廃につき国民的論議を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）の制定を提唱する。
- 2 日本弁護士連合会は、死刑制度に関して、下記の取り組みを推進する。
 - (1) 死刑に関する刑事司法制度の改善
 - (2) 死刑存廃論議についての会内論議の活性化と国民的論議の提起
 - (3) 死刑に関する情報開示の実現
 - (4) 死刑に代わる最高刑についての提言
 - (5) 犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等

第 提言の理由

第1 死刑制度をめぐる国際社会の潮流と日本政府の対応

- 1 国連の国際人権（自由権）規約は、第6条6項において、「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」として、死刑廃止の方向性を確認していたが、1989年、国連総会において国際人権（自由権）規約第二選択議定書、いわゆる「死刑廃止条約」（以下、「死刑廃止条約」という。）が採択され（1991年発効）、死刑の廃止が明確化された。日本は米国・中国などと共に同条約に反対し、今日に至るまで批准していない（注1）。

また、国際人権（自由権）規約人権委員会は、1993年11月4日、第3回の日本政府報告書の審査にあたり、日本政府に対し、死刑廃止に向けた措置をとること、および死刑確定者のおかれた拘禁状態が規約に違反するとして、これを改善することを勧告している。しかし、その後も日本において前記勧告を受けての改善は一切なされず、同委員会は1998年11月6日に再度、日本政府に対し、死刑の廃止および死刑確定者処遇の改善を勧告した。

さらに、国連人権委員会は、1997年から2002年まで毎年、死刑廃止に関する決議を採択している。これらの決議は、死刑存置国に対し、死刑適用の制限、死刑に直面する者に対する権利保障を遵守すること等と共に、死刑を完全に廃止する見通しのもと、死刑の執行を一時停止するよう求めている。

- 2 ヨーロッパでは国連に先立ち、1985年に、欧州評議会において、平時における死刑廃止を定めたヨーロッパ人権条約第6議定書が発効し、さらに、2002年2月には戦時を含むあらゆる場面における死刑の廃止を定める第13議定書が採択された（注2）。現在、欧州評議会の44加盟国においては、死刑が事実上行われていない（注3）。このうち、ロシアは、1996年に死刑の執行を停止するモラトリアムを導入、翌97年には第6議定書に調印した。また、トルコは、1984年からモラトリアムを実施、2002年8月には死刑廃止を盛り込んだ法案を可決した。

日本は、アメリカ合衆国・カナダ・メキシコ・バチカンとともに欧州評議会のオブザ

ーバー国であるが、このうち日本およびアメリカだけが死刑を存置している。2001年6月25日、欧州評議会議員会議は、アメリカと日本に対し、早急に死刑執行の一時停止を行い、死刑制度の廃止に必要な手段をとることを要請するとともに、2003年1月1日までに明らかな進展がない場合、アメリカと日本がオブザーバー資格を維持することについて異議を唱えることとした。しかし、2001年12月27日及び2002年9月18日、日本政府は各2名の死刑確定者に対する死刑の執行を行った。

上記決議の実効性確保のため、2002年5月、欧州評議会議員会議の法務人権委員会から議員団が来日し、同委員会と、死刑廃止を推進する議員連盟との共催による「司法人権セミナー 欧州評議会オブザーバー国における司法と人権：死刑廃止」が行われた。これに出席した森山真弓法務大臣は、「死刑の存廃問題は基本的に各国が諸事情をふまえて独自に決定すべきものであり、国民世論や犯罪状況に照らし死刑を廃止することは適当ではない」旨述べ、死刑存置の姿勢を明らかにした。

このセミナーの開催結果を受けて、2002年6月13日には、欧州評議会において、日本・韓国・台湾における死刑廃止に関する決議が採択され、早急に死刑を廃止するか、もしくは死刑の執行停止を実現することが要請された。なお、欧州評議会は、1998年6月に「死刑問題および死刑執行の一時停止の全世界での確立に関する決議」を採択している。

3 アメリカでは、50州のうち12州が死刑を廃止しているものの（注4）、連邦および38の州において死刑が存置されている。しかし、近年、アメリカでも死刑制度の存廃をめぐる議論が高まっており、2001年には、連邦議会（上下院とも）に死刑執行停止法案が上程され、現在も審議中である（注5）。また、死刑存置州であるイリノイ州では、2000年1月から現在までモラトリアムが実施されており、また、2002年5月にはメリーランド州でもモラトリアムが実施された。そのほか、ケンタッキー州、ニュージャージー州、オクラホマ州、ペンシルバニア州でもモラトリアム法案が上程中である（注6）。

4 また、アジア地域でも、韓国では、1998年の金大中大統領就任以後、死刑は執行されておらず、事実上のモラトリアムが実施されているうえ、2001年10月には国会議員の過半数の賛同を得て死刑廃止法案が上程され、現在審議が継続されている。また、台湾では、2001年5月、法務大臣が2004年までに死刑を廃止する計画を発表し、死刑廃止の方向性を打ち出している。

5 このように、死刑の廃止、もしくは、ただちに廃止に至らない場合には死刑執行の一時停止を導入することが、国連、ヨーロッパをはじめとする国際社会の主要な潮流となっており、死刑廃止の流れは日本の近隣諸国にも及んでいる。

（注1）いわゆる死刑廃止条約は、1989年12月15日、国連総会において賛成59、反対26、棄権48票で可決された。日本は「死刑廃止の問題は、各国がその国民感情・犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討されるべきである」として反対した。

（注2）欧州評議会閣僚委員会によって2002年2月21日に採択され、5月3日から署名

が開始された。8月20日現在、44カ国中38カ国が署名、既に3カ国が批准を済ませている。10カ国の批准により発効する。

(注3) ロシア連邦のうちのチェチェン共和国、及びグルジアの一部分離主義地域においては死刑が維持されている。

(注4) 廃止している州は、アラスカ、ハワイ、アイオワ、マサチューセッツ、メイン、ミシガン、ミネソタ、ノースダコタ、ロードアイランド、バーモント、ウィスコンシン、ウェストバージニア。

(注5) National Death Penalty Moratorium Act of 2001。正式名称は A bill to place a moratorium on executions by the Federal Government and urge the States to do the same, while a National Commission on the Death Penalty reviews the fairness of the imposition of the death penalty。

(注6) ACLU Death Penalty Campaign---In the States, Death Penalty Information Center---Changes in the Death Penalty Laws Around the U.S.より。

第2 死刑制度をめぐる国内状況と日弁連の取り組み

1 わが国では、1983年から1989年にかけて、4つの死刑確定事件について、再審による無罪判決がなされた(注7)。これによって、死刑事件に冤罪はないという従来なされていた説明が、事実をもって誤りであったと証明された。そのような中、日本政府は1989年11月の死刑執行の後、3年4ヶ月の期間、事実上死刑の執行を停止した(前述したように、この1989年には国連で死刑廃止条約が採択されている)。

しかし、この死刑執行停止状態を解除したのが、1993年3月26日の後藤田法相による3名の死刑確定者に対する執行再開であった。以後、ほぼ毎年、年間複数回の死刑執行が続き、現在までに41名の死刑確定者に対する執行がなされている。この中には、執行時精神障害の疑いのある者、人身保護請求がなされ未だ決定前の者、弁護人による再審請求中の者などに対する執行も含まれている。

また、1994年4月、超党派の国会議員による「死刑廃止を推進する議員連盟」が結成され、1995年には死刑執行停止法案を策定し、2002年には、死刑廃止法案や終身刑法案を議員立法として提出する検討を行っている(2002年7月現在、会員数120名、亀井静香会長)。

2 日弁連・弁護士会は、前記死刑冤罪事件の再審無罪判決獲得の支援に力を尽くしたが、一方、死刑制度問題それ自体についても、弁護士会の使命である基本的人権の擁護、法律制度の改善という観点から、調査研究を行ってきた。その主な内容は、以下のとおりである。

日弁連は、1991年、人権擁護委員会内に死刑制度問題調査研究委員会を設置し、調査研究を開始した。

1993年執行再開以来、ほぼ死刑執行のたびに歴代の日弁連会長は「死刑存廃問題について国民的論議を展開すべきであり、また、死刑に直面する者に対する権利保障が不十分であり、国際人権(自由権)規約や国連決議等に違反しているおそれがあるので、死刑執行は、差し控えられるべきである。」旨の内容の談話を発表してきた。

1995年関東弁護士会連合会定期大会シンポジウム及び同大会宣言では、死刑存置、

廃止論いずれの立場からも共通して認識できる死刑制度の問題点を指摘した上で、死刑問題に関する論議の活性化、情報公開、死刑の執行停止等を決議するに至っている。

1997年日弁連理事会決議に基づく要望書では、死刑に直面する者に対する権利保障の状態が、国際人権（自由権）規約、国連決議等に違反して違法状態にあることに鑑み、これらの違法状態が解消されるまで、死刑執行は差し控えるべきである旨、内閣総理大臣、法務大臣宛要望した。

1998年日弁連人権擁護委員会死刑制度問題調査研究委員会主催の「死刑にし・ひがし 日本及びアメリカにおける死刑制度の実状と将来」講演とシンポジウムでは、前記日弁連要望書の観点から死刑制度問題の議論を呼びかけた。

1998年「国際人権（自由権）規約に基づき提出された第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書」においては、「死刑執行手続の非人道性」「死刑事件の手続的保障の欠如」などを踏まえて「死刑確定者に対し、直ちにその執行が停止されるべきである。」「日本政府は、直ちに第二選択議定書の批准のための検討に入るべきである。」旨の立場を明確にして、その報告書を国際人権（自由権）規約委員会に提出した。

これらの活動に加えて日弁連は、1993年「死刑制度問題に関する連絡協議会」を設置し、死刑制度の存廃問題について検討を開始し、同協議会は、1994年3月3日付答申（注8）を行い、これを受け継いだ死刑制度問題対策連絡協議会が、日弁連としての提言を策定することを目的として、同年8月9日設置された。その後、同協議会は、死刑制度の存廃の是非、現行法の改革などの議論を続けるとともに、日弁連各関連委員会ならびに各弁護士会の動向などを踏まえて提言の内容を模索し続けた（注9）。こうした検討を経て、同協議会は1995年8月21日付「中間答申書」を作成し、各弁護士会に対し死刑制度問題に関する検討課題を提示して、死刑制度を廃止する場合と存置する場合の諸条件を会内で討議するよう要請した（注10）。これらの経過に加え、各弁護士会の討議報告を参考として、日弁連としての提言策定に向け、前記「中間答申書」に基づく意見集約を行う一方で、会内討議の活性化と更なる充実を計るため、同協議会は1996年3月18日「死刑制度問題に関する提言試案」を取りまとめ、会長に提出した。しかし、同提言試案は、その政策方向として死刑の廃止と、死刑を廃止した場合の死刑に代わる最高刑として仮釈放の許されない終身刑と仮釈放の制限期間を20年とする無期刑を提示しただけであったため、日弁連各関連委員会の全体としての賛同を得ることができず、事実上一般会員に公表することがなされないで終わった（注11、12）。

その後、1999年2月に同協議会の構成を新たにし、この間、改めて死刑制度問題に対する提言を策定すべく、各関連委員会等の意見を踏まえた上で検討を重ね、本提言に至ったものである。

3 ところで、死刑の問題をめぐるのは、様々な見解、意見が存在し、とりわけ死刑制度の存廃をめぐるのは、死刑存置論、廃止論というかたちで、古くから対立して議論されてきた。

各種世論調査やアンケート結果からも、存置、廃止に意見が分かれていることは周知のとおりであり、死刑制度存続の意見も根強く存在する。それらの根拠として、「死刑

以外に選択の余地のないような極悪事件もあり、犯人を死刑にしなければ処罰したことにならない。」「世論調査をみても、死刑の即時廃止は国民感情からみて、時期尚早である。」「刑罰制度の根底に国民感情が据えられることは当然の理であって、これを無視することは許されない。」などの理由が多い(注 13)。また近年の凶悪事件等の多発の傾向によって死刑制度の支持が高まっている傾向にある。

他方で、世界的には、「死刑廃止条約」が成立発効し、死刑廃止国が存置国を上回るに至るなどの国際的潮流に応えるために、わが国においても死刑廃止への措置と死刑廃止条約への加盟が求められている状況にもある。

死刑制度の問題は、また、世界観・生命観・価値観・信条等にかかわる問題であり、日弁連内における会内合意形成の困難さの一因をなしてきたということができる。

しかしながら、死刑制度が刑罰制度の一つで、また、常に人権とかかわる問題である以上、基本的人権の擁護と法律制度の改善を使命とする弁護士会が、死刑制度のあり方について、政策提言を行うことは可能であり、また責務でもある。

本提言の要旨は、わが国死刑制度には、国際人権基準の観点、基本的人権の観点、誤判防止の観点、人道上の観点、適正手続の観点等から看過できない重大な問題がある以上、すみやかに全面的な見直し再検討を加えるべきであり、また、死刑制度の存廃に関しても国民的論議を展開すべきであり、同時に、死刑が人間の生命を奪うという回復不可能な刑である以上、死刑制度の存廃を含む全面的な見直し検討のために、一定期間、立法によって死刑の執行を停止すべきであるとするものである。

本提言は、死刑制度問題について、日弁連・各弁護士会の基本的立場と活動を踏まえつつ、現時点での日弁連の取り組むべき課題を明らかにしようとする試みのものであり、死刑存置論、廃止論いずれの立場からも、会を挙げて共通して取り組むべき課題として提言するものである。

(注 7) 1983 年免田・84 年財田川・84 年松山・89 年島田各事件である。

(注 8) 答申書は「1. 死刑に代わる最高刑のあり方、仮釈放制度、遺族補償制度など死刑廃止に伴う諸措置を検討。2. 死刑制度に関する国際的諸規定を整理し、死刑廃止に至る経過・最高刑の運用の実態の調査。3. 死刑制度の試験的廃止・停止、宣告猶予・執行猶予などを検討。4. 死刑事件の弁護・死刑判決制度の改善、死刑確定者の処遇の改善の検討。5. 各弁護士会を通じたの統一的なアンケート調査の実施。6. 死刑制度および必要な経過措置の提案を速やかにまとめる」という概要のものであった。

(注 9) この間、各弁護士会で死刑制度に関するアンケート調査が活発に行われた。その結果の概要は「提言試案」の別表に記載されている。これによれば、廃止と条件付廃止を併せた意見が存置と条件付存置を併せた意見を上回った会が 10 単位会、下回った会が 4 単位会である。

関東弁護士会連合会は、95 年 9 月シンポジウム「死刑を考える」を開催し、定期総会で「政府及び国会は、死刑に関する情報を積極的に国民に提供した上で、死刑制度のあり方について、速やかに検討し、その間死刑執行は停止すべきである」との宣言を採択した。

(注 10) 自由と正義 1995 年 11 月号。

(注 11) この「提言試案」に対して、これに賛成する委員会意見の外、死刑を廃止した場合の検討だけではなく、死刑の適用刑を少なくし、かつ、この場合の弁護権の強化を計る条件を付すなどの現行法を見直す等、死刑存置の法制度をも視野に入れた提言に修正を求める委員会意見や逆に仮釈放の可能性のない終身刑は残虐であるので、提言から除外するべきなどの委員会意見が提出された。

(注 12) なお、ここ数年に亘り死刑執行が毎年行われる傾向にある事実や国をはじめとした国際社会の死刑制度の廃止の努力を求める動向から、日弁連がこの問題の結論をいつまでも先送りしていくことは、もはや許されないとして、死刑制度問題対策連絡協議会は 1998 年 3 月同趣旨の「提言試案(改訂試案)」を再度提出している。

(注 13) 東京弁護士会の「死刑存置問題に関する東京弁護士会会員アンケート・調査報告書」(平成 6 年 6 月発表)によると、1264 人の回収総人数のうち、条件付存置意見が 19.8 %、無条件存置意見が 12.5 % あった。ちなみに無条件廃止 18.4 %、条件付廃止 42.7 % で、条件付ないし無条件廃止の方が上回っている。

第 3 死刑制度の問題点

1 死刑制度の基本的問題点

日弁連が、従来から積み上げてきた死刑制度に関する調査研究、提言、声明等を踏まえ、弁護士会内でおおむね一致できると考えられる死刑制度の基本的な問題点として以下の点が指摘できる。

これらの死刑制度の問題点は、死刑廃止論、存置論のいずれからみても死刑制度の持つ客観的な問題点として指摘できる内容でもある(注 14)。

(1) 世界の潮流と死刑

死刑制度のもつ問題点の第 1 は、死刑制度の廃止が世界の潮流となっており、わが国の死刑制度の存続は、世界の潮流から乖離していることである。

近年死刑廃止国は増加し、死刑廃止国は存置国を上回るにいたり、経済的先進国のうち死刑存置国は、アメリカの相当数の州と日本のみとなった。国連総会は、1989 年に死刑廃止条約を決議し、91 年 7 月発効するに至っている。国際人権(自由権)規約委員会は、1993 年、1998 年と日本政府に「死刑廃止に向けた措置をとること」等を含めた死刑制度の改善を勧告している。欧州評議会は、2001 年 6 月、アメリカと日本に対して、死刑執行の一時停止と早急に死刑制度を廃止することを促す決議をした。

世界の潮流は、間違いなく死刑廃止に向かっており、わが国の死刑制度の存続は、世界のこうした死刑廃止の潮流と大きく乖離している(注 15)。

(2) 誤判と死刑の問題

誤った裁判により死刑の執行がなされた場合、その生命を回復することは絶対に不可能である。新憲法、新刑訴法のもとにおける 4 件の死刑確定再審無罪事件の存在は、死刑確定判決についてすら誤判の危険性が不可避であることを証明している。本来的に、裁判制度には誤判の可能性は避け難いが、わが国にあっては、別件逮捕や代用監獄を利用した強権的な捜査、自白の強要、裁判所の自白を偏重した事実認定、被疑者・被告人側の防御権の不十分性、再審による誤判の是正の困難性等が認められ、より

一層誤判が生じやすいものとなっている。

また、誤判の存在可能性は、事実面のみならず量刑面でもありうる。死刑と無期懲役との間では、超えることのできない隔絶した開きがあり、刑罰としての絶対的な差異が存在する。この点での量刑誤判の存在可能性も否定できないし、死刑か無期かの選択において裁判官の世界観など主観的側面に左右されることも否定できない（注16）。

(3) 死刑と犯罪抑止効果

死刑存置論者は、死刑のもつ威嚇力によって、犯罪抑止力効果があり、その点で刑事政策的意義があると主張するが、現在までのところ科学的に証明されていない。死刑の犯罪抑止力については、これまでさまざまな実証的研究が行われてきた。その中には否定的な結論を導く研究結果の方が多く、これを肯定するものはごく少数である。死刑を廃止したイギリスやフランス等の国々において、死刑廃止後凶悪事件が著しく増加した事実は認められていない。死刑相当犯罪に対する抑止力効果は、犯罪原因を究明し、犯罪防止の効果的な施策を策定・実行すること及び犯人を確実に逮捕し、起訴し、処罰することから生まれるものである。

(4) 死刑の残虐性

最高裁判決は、死刑は残虐な刑罰にあたらぬとしている。しかし、死刑は、やはりその残虐性を否定できない。

死刑は、確実かつ不可避に人の生命を奪い、人間の尊厳を剥奪するものである。いかなる執行方法をとろうとも、死刑それ自体が残虐であるといえることができる。死刑執行の恐怖により多くの死刑確定者は、その精神に障害をきたしている。また、死刑確定者の処遇は、いわゆる「心情の安定」のみが追究され、外部交通に対する厳しい制約により、社会からほぼ完全に隔離され、ただ執行を待つだけの身におかされており、人間の尊厳を無視するに等しい状況におかれている。わが国で採用されている絞首刑の執行によっても、激しい肉体破損が報告されている例もあり、死刑執行が肉体に及ぼす影響も甚大なものがある。わが国における絞首刑による執行方法が、現在においてもなお憲法でいう「残虐な刑罰」に該当しないのかどうかの検証もされているとはいいがたい。死刑執行に立ち会う人々が激しい衝撃を受け、ときにはノイローゼとなり、また、二度と立ち会うことを回避したがることにも、死刑の持つ残虐性が示されているといえることができる。

(5) 犯罪被害者と死刑

犯罪により生命を奪われた被害者遺族の悲しみはとりわけ深刻であり、その報復感情も強いものがある。しかも犯罪による被害は、決して直接の被害にとどまらず、マスコミ、司法関係者や心ない世間から干渉され傷ついたり、或いは国や社会から無視されて孤立した状態で放置されることによって、更に被害が拡大し、その結果、被害感情を一層憎悪・深刻化させている。

犯罪被害者、とりわけ殺人等により生命を奪われた被害者遺族のこうした強い報復感情、加害者たる犯人に極刑を求める気持ちから見たとき、死刑制度をどのように考えるかは、困難な検討課題であるが、重要な視点として軽視してはならない。

しかし、これらの被害は、たとえ犯人を死刑に処しても解決できる問題ではなく、

また、死刑相当犯罪の犯人が総て死刑になるとは限らないのも現実である。死刑制度の存続のみでは犯罪被害者遺族の問題は解決しないのであって、犯罪の発生原因と背景及びその抑止にむけた施策の調査研究による再発防止への努力と、犯罪被害者に対する経済的援助、精神・心理的な面での配慮と支援及び刑事司法手続きへの適切な関与等の被害者対策が実現したときに、被害者遺族の苦しみは少しずつでも和らげられ、報復感情・復讐心等被害者遺族の感情を緩和する道がひらかれる可能性が生まれてくる。

(6) 死刑と世論の問題

これまでの各種世論調査によれば、死刑存置支持が相当多数をしめると報告されている。最新の総理府発表の世論調査（平成 11 年 11 月 27 日発表）によると、死刑容認派 79.3 %、廃止派は 8.8 %となっている。但し、政府実施の世論調査は、十分な情報を与えず、また、条件付乃至将来的な廃止派を存置支持に誘導するものとなっているとの批判がある。世論調査の質問の選択肢は、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」（8.8 %）、「場合によっては死刑もやむを得ない。」（79.3 %）、「わからない・一概に言えない」（11.9 %）の 3 つだけであり、代替的刑罰の導入の可能性や誤判の可能性などを知らせない質問形式となっており、また、「場合によっては死刑もやむを得ない」と答えた人の中には「将来も死刑を廃止しない」と答えた人は 56.5 %で、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と答えた人 37.8 %がいる。世論調査の結果は、条件付、将来的廃止派も死刑存置支持に取り込んでおり、条件付を含めた廃止意見は、必ずしも少数に留まるものではない。従って、必ずしも大多数の国民が死刑存置の意見であるとは言えないし、代替的刑罰の導入の可能性や、誤判の可能性を盛り込めば、世論調査の結果は変わってくるものと考えられる（注 17）。

死刑存置を支持する国民感情は無視できないものがあるが、過去の世論調査は、回答者に対し、十分に情報を与えた上での調査となっておらず、死刑存置支持に誘導する要素が見受けられたり、将来的廃止論等の多様な意見を存置支持に取り込む傾向がみられる。また、世論の中には、死刑に対する意見の多様化の傾向もみられる。死刑の適用に関する情報が不十分であり、死刑に関する議論は、政府が国民に情報を積極的に提供する中で論議すべきである。

さらに、死刑の問題は人権の問題であって、世論に決定的に左右されるべきではないという意見がある。

(7) 死刑と死刑に代わる最高刑の問題

死刑を廃止した国々においては、死刑に代わる最高刑として、15 年乃至 30 年間は仮釈放を制限している無期刑の例が多く、また、仮釈放を認めない終身刑を採用していた国についても、その後一定年限後に仮釈放を認める制度に緩和している例が多い（注 18）。

わが国では、死刑と 10 年を経過すれば仮釈放可能な無期刑との隔絶が大きい。死刑制度の検討は、仮釈放を認めない終身刑や仮釈放の期間を制限する無期刑等死刑を廃止した場合の死刑に代わる最高刑を視野に入れて議論がなされるべきである（注 19）。

死刑に代わる最高刑に関して、仮釈放を認めない終身刑、仮釈放の制限期間を 20

年程度とする無期刑を新設すべきであるとの意見などがある。

以上、死刑制度の持つ客観的事実としての問題点を指摘したが、これらの問題点は、日弁連会内においても、また、国会をはじめとする国民的レベルにおいても、十分に議論されているとは言い難い。

-
- (注 14) 関弁連は、前掲のとおり、1995 年 9 月「死刑を考える」をテーマにシンポジウムを開催、報告書を発行した。そこでは、死刑存置論と廃止論の交わることのない議論ではなく、事実としての死刑制度を見つめ、その事実の中から両論者が一致する点が模索され、死刑に関する大会宣言も採択された。本提言で指摘した死刑制度の基本的問題点は、おおむね同大会宣言、報告書に基づいている。大会宣言につき自由と正義 46 巻 11 号、報告書につき関弁連編「死刑を考える」報告書参照。
- (注 15) アムネスティ・インターナショナルの調べでは、2002 年 1 月 1 日現在、存置国・地域 84 に対し、廃止国・地域は欧州を中心に 111 と上回っている。
- (注 16) 自由と正義 42 巻 10 号「死刑判決の量刑の考察」、前掲関弁連編「死刑を考える」報告書 404 頁。
- (注 17) 1993 年から 96 年の間、各弁護士会 14 会で行われた死刑制度に関するアンケート調査によると、廃止と条件付廃止を併せた意見が存置と条件付存置を併せた意見を上回った会が 10 単位会、下回った会が 4 単位会であった。
- (注 18) 「死刑廃止国（ヨーロッパ）調査報告書」（日弁連人権擁護委員会死刑問題調査研究委員会）。なお、終身刑とは、刑期が終身にわたり、受刑者が死亡するまでその刑を科するものをいい、仮釈放もない刑のみを終身刑というわけではない。
- (注 19) アメリカ死刑存置州の調査で、仮釈放のない終身刑乃至仮釈放のない終身刑プラス被害者家族への賠償金を付加する刑を死刑に代わる代替刑として採用するならば死刑を支持する意見が半減するとの報告がある（菊田幸一「死刑に代替する終身刑について アメリカでの現状を踏まえて」法律時報 2000 年 9 月号）。

2 日本における死刑に関する制度上及び運用上の問題点

日本における死刑に関しては、以上に述べた死刑制度そのものを持つ基本的な問題点に加えて、死刑に直面する者（死刑が規定されている罪で捜査の対象とされた被疑者、裁判の対象とされた被告人、死刑確定後執行に至るまでの死刑確定者を含む。）に対する権利保障が不十分であること、誤判防止のための制度が欠如していること、死刑確定者の処遇、死刑執行において非人道的であるなどの制度上、運用上の問題点を指摘できる。

これらの死刑の制度上、運用上の問題点は、

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1966 年（昭和 41 年）第 21 回国連総会で採択。わが国は 1979 年（昭和 54 年）6 月批准、以下「国際人権（自由権）規約」という。）

「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議」（1984 年（昭和 59 年）5 月 25 日国連経済社会理事会決議、以下「理事会決議」という。）

「死刑に直面している者の権利の保護の保障の履行に関する国連決議」(1989年(平成元年)第44回国連総会で決議。以下「総会決議」という。)
「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(1999年7月29日批准、以下「拷問禁止条約」という。)等の国際的な人権基準に違反している。

(1) 死刑に直面する者に対する権利保障

防御権・弁護を受ける権利の保障について

国際人権(自由権)規約14条3項は、すべての者に対して「(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。(d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること」を保障している。

理事会決議は、「死刑が適用される犯罪で嫌疑をかけられ、あるいは起訴された者に、すべての段階において適切な弁護人の援助を受ける権利を含む、少なくとも市民的及び政治的権利に関する国際規約14条に定めるのと同等の、あらゆる保障を与え」なければならないと定めている(付属文書5)。

総会決議は、「死刑が規定されている罪に直面している者に対し、死刑相当でない事件に与えられる保護に加えて、手続のあらゆる段階において弁護士の適切な援助を受けることを含む弁護を準備する時間と便益を与えることによって特別な保護を与えること」を要求している(「総会決議」1a)。

ところが、我が国では、

イ 捜査段階において

刑訴法36条は、被告人以外の者に対する国選弁護を認めていないことから、貧困等の理由により弁護人を選任することのできない者は、捜査段階において現実に弁護士の援助を受けることができない。また、私選弁護人が選任されている場合でも、刑訴法39条3項の接見指定、代用監獄制度により、弁護人との自由にして十分な接見が保障されていないのが現実である。

その結果「死刑確定者のほぼ半数は起訴前の捜査段階で弁護士の接見を全く受けておらず、接見を受けている者も、約半数が3回程度以下の回数である。一回の接見時間については、回数との関係が明らかではないが、10分から15分以下が多い。事件に対する被疑者としての態度は、3分の2の者が何らかのかたちで否認をしているが、本人の弁護人依頼権に関する意識は高いとは言えず、経済的理由で不可能だと考えていた者も含め半数の者が弁護士を依頼できないと考えている。しかも、重罪を犯した者として権利行使を躊躇したり、捜査当局の理解のない対応によって、結局弁護士の法的援助を得られないという現実がある。こうしたことの結果、弁護士の十分な助言、援助を受けることができたなら自分の判決の内容が変わったのではないかと考える者の割合が8割近くに達している。」(注20)という現実が生じている。

ロ 公判段階において

起訴後国選弁護人が選任されるまでの間、また控訴後、控訴審における国選弁護人が選任されるまでの間、いずれも弁護人が選任されない空白の状態が生じる。そのため、死刑相当事件で、控訴後国選弁護人が選任されるまでの間に控訴の取下がなされ、死刑判決が確定し、執行されるという事例も発生している。

八 刑の確定後において

刑訴法 30 条 1 項は、被疑者及び被告人の弁護人選任権しか規定しておらず、刑確定後における弁護人選任権を認めていない。刑確定後は弁護人の援助を受ける機会は全く保障されていないことになる。監獄法も弁護人の選任に関する制度を設けていない。

また、再審請求に関して弁護人の弁護を受ける機会についても同様に保障されていない。刑訴法 36 条は、被告人以外の者に国選弁護を受ける機会を保障しておらず、このため資力のない者は再審請求において弁護士の援助を受けることが極めて困難な状態に置かれている。

さらに、刑訴法 39 条は、被疑者・被告人にしか弁護人との秘密交通権を保障しておらず、死刑確定者と弁護人との間の秘密交通権は保障されていない。しかも現実には、死刑確定者は、面会・通信の外部交通が極めて制限されているため、再審請求に関しての弁護人とのアクセスの機会が奪われている。また、その準備をするについて必要な弁護人との秘密交通も保障されていない。

二 刑の執行段階において

刑訴法 476 条は、死刑の執行命令後 5 日以内に執行することを規定し、執行命令に対する防御の機会を保障しておらず、しかも事前告知の制度が設けられていないため、現実には、執行の当日刑場に引致される際に初めて刑の執行を告知されているのが実情であって、執行に対する防御を準備する時間と可能性を完全に奪われている。

以上の防御権・弁護権の不完全な状態は、規約 14 条 3 項 (b)(d) 及び国連理事会決議、総会決議に違反する。

自動的上訴・恩赦制度・再審について

国際人権（自由権）規約は、恩赦について「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる」（6 条 4 項）と定めている。

理事会決議は、上訴権について「死刑の判決を受けた者は、上級の裁判権を有する裁判所へ上訴する権利を有し、また、そのような上訴が義務的となることを確保するための措置がとられなければならない」ことを要求し（付属文書 6）、また恩赦等について「死刑の判決を受けた者は、恩赦又は減刑を求める権利を有する。恩赦又は減刑は、すべての死刑について与えることができる」（付属文書 7）と規定するとともに、「死刑は、上訴あるいは再審手続もしくは特赦及び減刑に関する手続に関する決定の前に行われることはない」ことを要求している（付属文書 8）。

総会決議は、「すべての死刑事件で、特赦または恩赦の規定のほか必要的上訴または再審理を規定すること」（1a）を求めている。

ところが、我が国では、

イ 上訴について

上記理事会決議は、死刑事件について義務的上訴を要求し（付属文書 6）、総会決議は、必要的上訴を規定することを求めており（総会決議 1a）、両決議は被告人の意思にかかわらず上訴の効力が生ずる自動的上訴の制度を要求しているものと解される。これら決議の趣旨は、死刑判決について、より慎重に審理を行い、万が一にも誤判を防ぐために、第一審のみの短期間の審理で死刑判決が確定し、執行されるという事態を避けなければならないというところにある。

ところが、わが国において、刑訴法 372 条、405 条で控訴、上告は任意的としており、被告人の意思にかかわらず上訴の効果が生ずる自動的上訴制度は認められておらず、死刑の判決を受けたこと自体が控訴理由、上告理由とされていないことはもちろん控訴理由、上告理由も制限されている。

わが国の上訴制度は、両決議の要求に沿うものとは言えない。なお、わが国と同様に死刑を存置する米国では、死刑を存置している州のほとんどで、被告人の意思にかかわらず死刑判決は自動的に上訴されることになっている。

ロ 恩赦制度について

恩赦法は、特赦または恩赦の出願を認めているのみであって、これらを刑の執行停止の理由としておらず、特赦または恩赦の出願中であっても刑の執行ができる制度となっている。また、死刑に対する恩赦は、極端に少なく、政令恩赦では、1952 年（昭和 27 年）4 月を最後に、個別恩赦では、1975 年（昭和 50 年）6 月を最後に行われておらず（戦後の個別恩赦は僅かに 3 名だけ）、政令規準恩赦からもすべて除外されている。

ハ 再審について

刑訴法 435 条等は、再審請求理由を著しく制限している。また、再審請求手続についても、多くの手続上の不備や欠陥が指摘されており、迅速にして無辜の救済という観点からみて、不十分であることが明らかにされている。さらに、再審請求について、国選弁護制度が存在せず、実質的に弁護権を保障しているとは言い難いことは前述のとおりである。また、再審請求があったときは検察官は刑の執行を停止できるとしているにとどまり、必要的な刑の執行停止の理由とされていない（刑訴法 442 条）。理事会決議は、再審手続もしくは恩赦または減刑に関する手続に関する決定の前に死刑が執行されないことを求めているが、わが国において再審申立、恩赦申立に執行を停止する効力が認められていない。

以上の自動的上訴制度がなく、恩赦、再審制度が不完全であることは規約 6 条 4 項、理事会決議、総会決議に違反する。

年少者・高齢者・精神障害者等についての執行制限

国際人権（自由権）規約は、「死刑は、18 歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない」（6 条 5 項）と定めている。

理事会決議は、「犯罪の実行の時に 18 歳未満であった者は、死刑の判決を受けず、また、死刑判決は妊娠している女子若しくは新生児の母又は精神病になった者に対して執行してはならない」(付属文書 3)ことを要求している。

総会決議は、「死刑の宣告または執行が行われない最高年齢を確立すること」(1c)、「判決の段階または処刑の段階を問わず、精神障害者または極度に限定された精神能力者に対して死刑を排除すること」(1d)を求めている。

ところが、我が国では、

イ 年少者について

現行少年法 51 条の死刑の年齢制限規定は「18 歳未満の者」という条件は充たしており、我が国で 1994 年(平成 6 年)5 月発効した「児童の権利に関する条約」37 条にも違反していないが、「児童の権利に関する条約」前文に引用されている少年司法運営のための国連最低基準規則(北京ルール、1985 年(昭和 60 年)9 月国連犯罪防止会議採択、同年 11 月国連総会承認)7 - 1 は、少年の年齢を区別することなく「死刑は、少年がいかなる犯罪を犯した場合にも科してはならない」と規定している。前記規則や前記条約 6 条(生命の権利、並びに生存及び発達の確保)の趣旨並びに現行少年法が 20 歳未満を少年として取り扱っていること、前記条約 41 条(既存の権利の確保)との関連、更には、「死刑廃止条約」の採択・発効により、死刑の廃止が世界の趨勢となっていることに鑑みるならば、現行少年法 51 条が、犯行時 18 歳以上の少年に死刑を科することを許容していることは問題があり、少年に対しては年齢に制限なく死刑を禁止することが要請される。

ところが、我が国では、いわゆる永山則夫事件など少数ではあるが犯行時 19 歳の少年に死刑を科した例がある。

ロ 高齢者等について

刑訴法 479 条 2 項及び 3 項では、妊婦に対する死刑執行を停止し、かつ、停止した場合には出産の後に法務大臣の命令がなければ執行することはできないことになっているものの、高齢者に対する執行排除の制度は設けられておらず、死刑の宣告・執行が行われ得る最高年齢については、まったく規定がない。

ハ 精神障害者について

精神障害または極度に制限された精神能力者に対する関係は、刑法 39 条で犯行時において心神喪失または心神耗弱の者に対する死刑が排除され、また刑訴法 479 条 1 項で心神喪失の場合の死刑執行停止命令を規定しているものの、判決宣告時における「精神障害または極度に制限された精神能力者」に対する死刑排除の規定は存在しない。公判における必要的な精神鑑定ないし精神診断の制度も存在しない。執行時も心神喪失以外の死刑排除の規定はなく、必要的な精神鑑定またはこれと同等の精神診断の制度もない。前述のように死刑確定者に対する弁護士による弁護権の保障や外部交通が保障されていないことや、死刑執行について本人、家族等に対する事前の告知がなく、また、情報も開示されないことから、死刑執行に際して、精神障害の程度等についての、有効なチェックさえ不可能な状況にある。

以上の年少者・高齢者・精神障害者等についての執行制限の不存在乃至不完全な状態は、規約6条5項、理事会決議、総会決議に違反する。

(2) 誤判防止のための制度の欠如

わが国では、1983年（昭和58年）から1989年（平成元年）にかけて、4つの死刑確定事件（免田・財田川・松山・島田各事件）について再審無罪判決が確定し、死刑判決にも誤判の危険性があることが明らかになった。

ところで、死刑は、全ての利益の帰属主体である人間の生命そのものを奪ってしまう回復不可能な刑罰であるのに対し、その他の刑罰は人間が自分の持ち物として持っている利益を奪う刑罰であるという点で本質的差異があり、従って死刑判決には絶対に誤判はあってはならない。

ところが、わが国の刑事司法制度とその運用には、構造的に誤判の危険性を孕んでいる。すなわち、捜査段階における国選弁護人の不存在・国選弁護体制の貧弱さ、捜査機関による見込み捜査に基づく代用監獄を利用した自白の強要、裁判官の捜査機関に対する不当な信頼と被告人に対する強い不信を背景とした自白偏重・調書偏重の裁判・事実認定能力の欠如・検察官寄りの訴訟指揮、検察官手持証拠の不開示、誤った鑑定が存在、再審の困難さなどがそれである。わが国刑事司法制度は、既に述べた防御権・弁護を受ける権利の保障の不十分さと併せて、到底死刑制度存続に耐えられない構造的な誤判の危険性を持っているというべきである（注21）。

従って、誤判防止の観点から、以下の点を含めて抜本的な見直し、改善がなされ構造的な誤判の危険性が除去されるべきであり、日本の死刑判決及び再審に至る刑事手続は、国際人権（自由権）規約14条、国連理事会決議、総会決議に反し、これ以上死刑制度を存続し、執行を継続することは許されない。

死刑が規定されている罪の被疑事件には、捜査段階から必ず弁護人が付されること。被疑者国選制度を整備し、私選弁護人がいないときは、国の責任においてこれを付する。

死刑が規定されている罪の被疑事件で、被疑者を勾留する場合、代用監獄を勾留場所としない。

死刑が規定されている罪の事件については弁護人を複数制とする。

テープ録音やビデオ録画等の方法による取調状況の可視化を制度的に確保する。

死刑が規定されている罪の被告事件については、検察官手持証拠の全部を必ず事前開示する義務を課し、弁護人の検察官手持証拠へのアクセス権を保障する。

死刑の宣告は、裁判官全員一致による。

死刑を求刑する検察官の上訴を許さない。

一審・二審で死刑判決がなされた場合は、被告人側から自動的に控訴・上告がなされる扱いとし、死刑事件については、三審の判断を経ることを必要とする。

最高裁が有罪を認定しながら死刑判決を破棄する場合は、自判する。

死刑確定者の外部との通信・交通の制限を最小限とする。

再審要件の緩和等再審制度の改善及び再審やその他の訴訟の準備に支障のないように弁護士との立会のない自由な秘密交通権を保障する。再審における弁護人選任権の保障及び国選弁護人制度を保障する。

(3) 死刑確定者の処遇の非人道性

監獄法 9 条は、死刑確定者の外部交通につき、刑事被告人に関する規定を準用するとしているが、1963 年（昭和 38 年）3 月 15 日矯正局長通達は、死刑確定者は「一般社会とは厳に隔離されるべきものであり、拘置所等における身柄の確保及び社会不安の防止等の見地からする交通の制約は、その当然の義務であるとしなければならない」として、本人の身柄確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある場合、本人の心情の安定を害するおそれのある場合、その他施設の管理運営上支障を生ずる場合には面会・通信を制限している（なお、現在では、前記矯正局長通達は、さらに制限して運用されており、原則として、死刑確定者の親族、同人の再審請求に関係している弁護士、同人の心情の安定に資すると認められる者、同人の権利保護のために必要かつやむを得ないと認められる場合についてのみ、これを認めている）。

その結果、死刑確定後は、ごく限られた近親者のみの面会・通信が認められ、それ以外との面会・通信が認められていない。こうした極端に過酷な面会・通信の制限が死刑確定者の再審請求をはじめとする権利行使の大きな妨げとなっている。

死刑確定者のこれらの処遇は、非人道的であり、国際人権（自由権）規約委員会からも、改善の指摘を受けているところであり、規約 7 条に違反し、拷問禁止条約における「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に該当する。

(4) 死刑執行手続の非人道性

処刑について死刑確定者本人及び家族に対する事前告知がない

死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行当日、執行の約 1 時間前に行われている。日本においてもかつては、死刑執行の告知が執行の前日までになされ、前夜までに遺言書を作成したり、家族と最後の面会をすることが実現していたが、1976 年 1 月 22 日に東京拘置所で処刑された死刑執行に際しては、執行当日の朝、執行を言い渡され、この頃を境に、死刑執行の告知は当日の朝になされるようになったといわれている。

死刑の執行は通常午前中に行われるため、死刑確定者達は毎朝執行の恐怖に晒される。このような、死刑確定者に対する突然の執行告知は、死刑が適用される場合にはその肉体的・精神的苦痛が最小限でなければならないとする国際人権（自由権）規約委員会の一般的意見 7（16）（1982 年 7 月 17 日採択）に反する。

また、死刑確定者の家族に対する事前の処刑の告知も依然として一切行われていない。死刑執行が終了した後、執行の事実が告げられ、家族に対し遺体引き取りの意思の有無（拘置所の手によって火葬に付してよいかどうか）の確認がなされるのみである。

国際人権（自由権）規約委員会は第 3 回審査、第 4 回審査における勧告において「家族に対して処刑を通知しないことは、規約と相容れない、と考える」としている。政府はこうした委員会からの再三の勧告にもかかわらず、なんらの措置も採っていない。

処刑を本人、家族に事前に告知せず、処刑当日の処刑の約 1 時間前に告知する取

扱いは、非人道的であり、また処刑に対する再審、執行停止、恩赦の申立などの救済手段を尽くす機会を剥奪しているものであり、少なくとも法的手続や防御権を尽くすのに必要な期間、人道上の配慮に必要な期間において、本人、家族、代理人弁護士らに告知がなされるべきである。

執行に対する一切の救済手段が奪われている

死刑確定者本人及び家族に対する事前の告知がなされないことは、死刑確定者・家族にとって極めて残酷なものであるばかりではない。死刑確定者に対する外部交通の極度の制限と相俟って、死刑確定者、家族、代理人等を通じて、死刑の執行に対する救済手段を取る可能性が一切奪われていることを示している。

以上の死刑執行に至る手続における取扱は残虐な非人道的取扱いであり、規約7条、10条に違反し、又、拷問禁止条約、国連理事会決議、総会決議にも違反している。

(5) 死刑適用犯罪の数の問題

わが国において現行法上刑法典をはじめ関連法規が定める死刑が科される犯罪は、17種類と数が多く、また政治的犯罪も多く含まれている。

国際人権（自由権）規約委員会は第3回審査における勧告で「日本の刑法典の下で死刑が科される犯罪の数と質について当惑している」「死刑をまだ廃止していない国においては、最も重大な犯罪だけに死刑を適用しなければならないことを想起する」「廃止までの間は死刑は最も重大な犯罪に限定されなければならないこと・・・を勧告する」と述べ、また、第4回審査に基づく勧告でも「委員会は、日本の第3回報告書審査の際に政府代表団が説明されたようには、死刑適用犯罪の数が減っていないことに重大な懸念を有する。委員会は、規約の文言は、死刑の廃止を指向しており、死刑を未だ廃止していない締約国においては、最も深刻な犯罪だけに適用しなければならないと規定していることを再度想起する。委員会は、日本が死刑の廃止をめざした措置をとり、その間は、規約6条2項に従って、死刑の適用は、最も深刻な犯罪に限定されるべきであることを勧告する。」と述べている。

現行刑法典をはじめ関連法規が定める死刑が科される犯罪は17種類と数が多く、また、政治的犯罪も多く含まれているので、規約6条2項に違反する状態にある。政府は、直ちに、死刑の定めのある罪を減少させるため、関連法規を修正すべきである。

政府は、死刑廃止はもとより、死刑適用犯罪の削減のための努力を全く行っていない。特に、1995年には、刑法を口語化する改正が行われたにもかかわらず、すでに裁判所で違憲判決が出されていた犯罪以外に、死刑の定めのある罪の実質的削減はなされなかった。

(注 20) 日弁連人権擁護委員会死刑問題調査研究委員会「死刑確定者の捜査段階における弁護人との接見状況に関する調査」自由と正義45巻5号

(注 21) 死刑と構造的な誤判のおそれにつき前掲関弁連編報告書「死刑を考える」第6章「刑事裁判の現実と死刑 避けられない誤判のおそれ」参照

3 死刑制度の情報開示に関する問題

(1) 死刑と情報の開示

死刑は刑罰の中でも人の生命を奪うという究極の刑罰であるから、刑罰としての死刑を存続するか廃止するか、変更すべき点はないかということが検討されなければならないし、現に存在し執行されている死刑が適正な手続で行われているのかということも常に検証されていなければならないはずである。このような検討や検証を行うためには、死刑制度についての様々な情報が広く提供され共通の知識が形成されていることが必要なのである。

ところが、現状では死刑執行について、死刑確定者に執行が知らされるのは、執行当日の朝ということがほぼ定着し、死刑執行前には一般社会への情報提供がないだけでなく、死刑確定者の家族や何らかの法的手続を準備している代理人弁護士にも知らされることはない。また、死刑執行後は、一般社会に対して、公式には法務省発行の「矯正統計年報」と「検察統計年報」にその年度中の死刑執行数が記載されるのみという状態が長い間続き（注 22）、ようやく 1998 年から、法務省が執行当日に執行の事実と執行数を発表することとなったにすぎない。

死刑確定者に対して執行を決定するにあたり、誰がいつどのような基準でいかなる記録・資料（公判記録、心身の状態など）をもとに判断するのか、執行方法は、具体的にどのようなものであるのか（執行担当者の職務・心情、執行される者の心身の状況・苦痛・遺体の状態なども含む）、死刑判決確定から執行までどのような処遇がなされ、死刑確定者においてどのような心情が形成されるのか、死刑判決確定後の被害者遺族の生活・心情はどうなっているのかなど重要な情報はほとんど提供されていない。

なお、アメリカでは、死刑執行に際して、被害者遺族など関係者の立会等が認められているのが一般的であるといわれているが、死刑と情報公開の問題は、被害者遺族に対する情報開示という観点からも、検討、議論する必要があると考えられる。

(2) 開示されるべき情報

現行の死刑制度（死刑判決ならびに死刑の執行とその間の処遇）が適正な手続をもって行われる制度となっているか否かを判断するためには、たとえ、執行後になっても、当該死刑確定者（死刑の執行を受けた者）の代理人や遺族のみでなく、弁護士会や学者など、少なくとも一定の範囲の者に対しては、執行決定の理由とその資料、死刑確定者の最終意思、健康状態、執行状況等について情報が提供されることが必要である（注 23）（注 24）。

また、現行の死刑の執行方法が現在の科学・社会状況に照らして適切といえるのか否か（残虐な執行方法ではないのか等）を判断するためには、具体的な執行場所の構造・しくみ、具体的執行方法、執行直前から執行終了までの死刑確定者の心身の状況・遺体の状態などについての情報が提供されることが必要である。

さらに、死刑制度自体の存続・廃止を検討するためには、前記のような情報の外に、各国における死刑制度の動向、死刑制度存続・廃止の経緯や状況（廃止後の犯罪動向や最高刑なども含む）、被害者へのケアの内容などの情報が提供されることが必要である。特に、死刑制度存続か廃止かの根拠の一つとして世論の動向をあげ

るのであれば、正しい情報を提供した上で形成された世論を根拠としなければならないことは、当然である。

以上のように死刑制度について、抽象論でなく具体的法律制度としてその存廃や内容を検討するためには、死刑制度についての様々な情報が広く提供されていなければならないのである。

このような観点から具体的に提供されるべき情報としては、次のものが考えられる。

ア 死刑問題に関する情報

死刑制度の是非をめぐる従来の議論の状況

わが国における犯罪動向、死刑判決数や死刑執行数の推移

死刑廃止国と存置国の数、国名等を含む世界の死刑制度の動向。死刑廃止条約の採択と国連の勧告

死刑の犯罪抑止力に関する研究成果

死刑確定者の処遇、生活状況、心情と心情形成過程

刑務官など死刑執行に関与する者の心情

各国における被害者救済制度や各種の被害者ケアの内容

死刑廃止国での犯罪動向や最高刑の内容と運用状況

死刑判決確定までにとられる刑事手続の内容（注 25）

処刑場の構造・しくみ、具体的執行方法

死刑制度維持のための費用

イ 具体的な死刑の手続・運用などについて

いつ、どこで、誰に対して死刑を執行したのか

死刑執行決定に関する情報 どのような基準により、当該死刑確定者がその時点で執行を受けることとなったのか（注 26）

死刑執行はどのような手続を経て為されたのか とりわけ、当該死刑確定者に対しては、いつ、どこで、誰が、どのようにして告知したのか

執行そのものに関する情報（注 27）

死刑確定者の服役意思、最終意見などに関する情報（注 28）

(3) 死刑に関する情報開示の方法

法務省は、死刑に関する情報を公開しない理由として死刑確定者及びその家族のプライバシー保護をあげている。死刑に関する情報提供の必要性が大きいとしても、プライバシー保護との調整は不可欠である。しかし、少なくとも公の資料で提供される情報が執行の事実と人数のみで、直接プライバシーを侵害するとは思えない情報であるか否かを問わず、死刑確定者と一定の関係のある者や研究目的の者に対してもほとんど何も情報が提供されないという現状は、わが国の死刑制度の大きな問題点である。

死刑に関する情報が提供されるためには、まず、情報公開の必要性、基準、範囲などについて検討されなければならない。

具体的には、

なぜ情報が公開又は提供されるべきか

誰に対しどのような方法で、どのような内容の情報を提供するのか（注 29）

情報公開（提供）の決定機関

不服申立方法

死刑確定者やその遺族の情報コントロールに関する決定権との関係

プライバシーの問題

などについて検討することにより、情報提供の制度が確立されることになる。しかし、これまでこれらの点についてほとんど検討すらされておらず、この点は、死刑制度をめぐる重要課題の一つである。

-
- (注 22)「法務統計月報」への記載は 1990 年 12 月分までで、その後は年報記載となった。
- (注 23) 法務省は少なくとも執行直前において、死刑確定者自身の健康状況をどのように評価していたか、精神障害などについて適切な検査をしたのか、再審や恩赦等の手続について、死刑確定者の意向を充分把握していたのか、執行決定に対して、死刑確定者自身に、不服申立の理由があったのかなかったのかなどの点について、記録として残し、一定の手続により、死刑確定者やその利害関係人がその情報を入手し得るようにすべきである。
- (注 24) 死刑に直面する者の権利保障の見地から、1989 年国連総会決議、1997 年国連人権委員会の死刑廃止を求める決議、1998 年 4 月国連人権委員会決議のいずれの決議でも、死刑存置国に対して、死刑を執行する以上は、必要な人権保障が国内法でどの程度具体化されているかを含めて、死刑の適用に関する情報を公表するよう求めている。
- (注 25) 捜査段階での国選弁護士制度がなく、弁護士選任権が充分には保障されていないこと、弁護活動の実態、死刑確定囚の再審無罪事例など誤判の可能性と程度、量刑基準の内容など。
- (注 26) 執行の決定は、検事長または拘置所長が最初に上申書を準備するところから始まり、法務大臣署名による命令書で実質的な意思決定が終わり、その後は、検事長の執行指揮書による執行指揮となるとされているが、上申書を作成する段階で検事長が資料とするものは何か、判決謄本・公判記録・公判未提出記録・身上調査書・健康報告書、執行待機中の状態での拘禁中の記録、「心情の安定」の評価に関する記録、執行決定の理由を整理した記録などの内容、どのような判断基準があるのかなどが提供されるべき情報として考えられる。
- (注 27) 具体的には、執行場所、執行開始・終了時刻、執行所要時間、医師の確認内容、立会人、解剖所見、不測の事故の有無、執行直前の当該死刑確定者の言動・心情等が考えられる。
- (注 28) 具体的には、当該死刑確定者の執行を受けるまでの健康状況・精神状況・生活状況、再審・恩赦・不服申立等の救済措置の準備状況、感想や最後の心情、関係者への意思の伝達、家族への遺言事項、遺体処理に関する意見などが考えられる。
- (注 29) たとえば、死刑確定者の家族・被害者の遺族・研究者・法曹関係者・一般社会など、情報を提供される者がどのような関係で、何を目的として情報を提供されるのかにより、情報の内容や提供の時期を変えることも考えられる。

第4 死刑制度問題に関する日弁連の課題

1 死刑に関する刑事司法制度の改善のための取り組み

わが国死刑制度は、制度上、運用上、誤判防止の制度が欠如し、また死刑に直面する者に対する権利保障及び死刑確定者の処遇や執行手続における人道上の問題という観点から見たとき、国際人権（自由権）規約、国連決議に違反した違法状態にあり、また、拷問禁止条約にも違反している。

死刑存置国としてのわが国において、被疑者国公選弁護人制度、代用監獄の廃止、証拠開示の確立、死刑判決における裁判官全員一致制、自動上訴制等々誤判防止のための制度の確立、捜査、公判、確定後、執行に至るあらゆる段階における徹底した弁護権・防御権の保障、恩赦制度の整備確立、各種執行制限等死刑に直面する者に対する権利保障を確立し、また、死刑確定者の処遇及び執行手続における人道上の諸問題の改善等国際人権基準から見て違反違法状態を解消しなければならない。これらの点で抜本的な改善がなされない以上、死刑の執行はもはや許されないという事態にある。

日弁連は、死刑制度が現実存在する以上、基本的人権の擁護、法律制度の改善の観点から、こうした死刑に関する刑事司法制度の改善のための取り組みを更に強化すべきである。

2 死刑存廃論議の活性化と国民的論議の提起

1989年国連において「死刑廃止条約」が成立し、国際人権（自由権）規約委員会勧告、国連人権委員会決議等、わが国は国際社会から死刑存置国として死刑制度の改善や執行の停止のみならず、死刑廃止への措置と死刑廃止条約への加盟を求められている。日弁連は、こうした国際的要請にも真正面から応えるべき責務がある。

日本政府は、国連での「死刑廃止条約」の採択それ自体に反対したのみならず、「死刑廃止条約」が採択された後も以来国内において死刑制度の検討、見直し、国民的論議の提起を全く行って来なかった。このことが、「死刑廃止条約」を契機として国民的論議が十分に展開されず、死刑廃止を要請する国際的動向と多くの国民が死刑存置を支持する国民意識との乖離を生じさせた一因となっている。日弁連においても、「死刑廃止条約」の成立以来、これに加盟するか否か等死刑存廃問題に関して、十分に会内議論を展開してきたとは言いがたい。

日弁連は、「死刑廃止条約」への加盟や死刑廃止への措置を求める国際的要請に応えるために、凶悪な犯罪の起きないような社会即ち死刑制度を必要としない社会ををめぐり努力するとともに、死刑制度に関する既に指摘した様々な問題点を踏まえて、すみやかに会内論議を活性化し、且つこれを尽くして、更に進んだ会内合意を図り、日弁連としての意思形成をめざすべきである。同時に、更なる調査研究、積極的な提言、資料集の発行、シンポジウムや講演会等を通じ、「死刑廃止条約」に加盟すべきか否か等死刑存廃に関する国民的論議を提起し、政府、国会等に働きかける等してわが国全体として、国際的要請に応えようよう取り組みを強化すべきである。

3 死刑に関する情報開示

わが国政府の死刑に関する密行主義ともいえるべき状況のもとで、国民は、死刑制度に

関する情報がほとんど与えられていない。

死刑制度に関する会内論議、国民的論議の前提として、死刑制度に関する情報公開は、必要不可欠である。死刑制度に関する情報が国民に開示されることによって、死刑に関する国民世論は変動しうるし、死刑制度問題は、国民に十分な情報が提供される中で議論されなければならない。政府は、すみやかに死刑に関するあらゆる情報を国民に提供すべきである。

日弁連は、日本政府に対し、死刑制度に関する情報を十分に開示するよう求めるとともに、日弁連として把握できる死刑に関するあらゆる情報をまとめ、会内のみならず、国民に提供することによって、死刑に関する会内論議、国民的論議の活性化に資するべきである。

4 死刑に代わる最高刑についての提言

死刑制度問題を議論する前提として、「死刑に代わる最高刑」についての調査研究及び具体的な提言が急務である。わが国の場合、刑罰制度として死刑と無期徒刑との隔絶した格差が問題とされてきた。死刑が生命を奪うという極刑であるのに対し、10年を経過すれば仮釈放が可能である無期徒刑とは確かに隔絶した格差が存在し、これらの隔絶した格差の存在が、死刑制度に関する議論をゆがめているということもできる。十分に納得のできる死刑に代わる最高刑の提起を伴って死刑制度問題を議論すれば、死刑についての国民意識も変わりうると考えられる。

死刑に代わる最高刑に関して、仮釈放を認めない終身刑がまず考えられるが、これに対しては、死刑同様に残虐な刑罰であり、死刑廃止を求めるあまり、逆に人道に反する刑を選択することがあってはならないとの指摘がある一方、これにより、死刑廃止が実現するのであれば、死刑廃止を最優先目標として考えるべきであり、経過的な次善策として仮釈放を認めない終身刑を設けるべきであるとする意見もある。また、現行法の無期徒刑の外に仮釈放制限期間を20年程度に制限する無期徒刑等を新設すべきであるとの意見もある。

これらの議論を更に深めて、国民的合意の得られる死刑に代わる最高刑ないし死刑と現行無期徒刑との間の格差を埋めるための無期徒刑の新設等についての調査研究、提言は急務の課題であり、死刑存廃論議は、これらの提言を踏まえて行われなければならない。

5 犯罪被害者の支援・被害回復・権利確立等の取り組み

死刑相当犯罪などの凶悪犯罪による被害者遺族の受けた被害は、まさしく不条理であり、犯罪の被害者遺族の被害感情は深刻であるが、死刑制度の存続のみで、被害者遺族の問題が解決するものではない。日弁連は、凶悪な犯罪の起きないような社会、即ち死刑制度の必要としない社会を目指して努力しようとしている。それは、二度と同じような被害を出してほしくないという犯罪被害者遺族の願いと一致する。

そのためには、凶悪犯罪の発生原因と背景及びその抑止に向けた施策の調査研究が必須であり、日弁連は自らまたは他の機関と連携して、これら調査研究を尽くす。

また、これら調査研究が進み、そして犯罪被害者に対する経済的援助、精神心理的な面での配慮と支援、刑事司法手続への適切な関与や被害者の権利の確立等の被害者対策

が実現したときにこそ、被害者遺族の被害感情の緩和の道が開かれる可能性が生まれてくる。死刑制度問題からみても犯罪被害者対策の確立こそ重要である。

この点では、日弁連において、1999年10月22日、犯罪被害者基本法の立法化に向けた取り組みを含む「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を行い、これを契機として、同年11月19日に「犯罪被害者支援委員会」を設置し、犯罪被害者の被害回復と支援を目的とした数々の取り組みがなされている。政府、国会においても犯罪被害者等給付金支給法改正等の犯罪被害者保護に向けての前進が見られるが、欧米諸国に比べて犯罪被害者対策は未だ不十分である。

日弁連は死刑制度問題の観点からも引き続き、犯罪被害者の権利確立と被害回復・支援を目的とする取り組みをさらに推進する覚悟である。

第5 死刑執行停止法による死刑の執行停止

1 死刑の執行停止の必要性

(1) 死刑存廃論議と執行停止

既に述べてきたように死刑制度には、多くの問題点が存在する。死刑制度の基本的問題点は、死刑制度を今後とも存続すべきかどうかということである。これらの根本的な問題点について、国会、政府をはじめ、国民的レベルにおいて、十分に議論されてきたとは言えない。

死刑廃止条約が成立、発効して同条約への加盟が呼びかけられ、国際人権(自由権)規約委員会、国連人権委員会等国際社会から死刑廃止への措置等を呼びかけられている今日にあって、何よりも重要なことは、国会、政府をはじめ国民的レベルで、こうした死刑の持つ根本的な問題点を踏まえて死刑存廃について国民的論議を尽くすことであり、その上で、死刑廃止条約に加盟するかどうかの結論を出すことである。

死刑が確実に生命を奪う絶対的な回復不可能刑である以上、死刑に関する根本的な問題点について国民的論議を尽くすことなく、その制度を存続することはもはや許されない。死刑の存廃に関し、国民的論議を尽くすまで死刑の執行は停止すべきである。

(2) 誤判の危険、人権侵害、人道上の問題と執行停止

日本における死刑制度の制度上、運用上、誤判防止のための制度が欠如し、また、死刑に直面する者に対する権利保障が、あらゆる段階において欠如し又は極めて不十分な状態に置かれている。また、死刑確定者の処遇、死刑執行手続は、非人道的な状態におかれている。そして、これらの制度上運用上の問題点は、度重なる国際的な改善要求にもかかわらず、基本的に何らの改善もなされていない。

このことは、まず、死刑事件に誤判の危険性、とりわけ、わが国特有の構造的な誤判の危険性について、基本的な改善がなされないまま引き続き存続していることを意味する。

死刑に直面する者に対する権利保障という側面からみると、生命にかかわる基本的人権の侵害状況が存続していることを意味する。さらに、死刑確定者の処遇、死刑執行手続の非人道性は、人道上も許容できない状態に置かれたまま執行手続が行われていることを意味する。

しかも、死刑の適用に関する情報が開示されず、密行的に執行が行われているという現状は、人権侵害や人道上の問題点について、国民的なチェック、検証が不可能という状態にもある。

これらの誤判の危険性、人権侵害の状況、人道上の問題は、早急に改善されるべき緊急の課題であり、こうした問題について抜本的に改善されない限り死刑執行の継続はもはや許されず、すみやかに停止すべきである。

(3) 国際人権基準違反と死刑執行停止

死刑に関する誤判の危険性、人権侵害、人道上の問題について何らの改善のないまま執行が継続されるという事態は、国際人権（自由権）規約、国連理事会決議、総会決議に違反し、拷問禁止条約にも違反している。

国際人権（自由権）規約は、わが国も批准し、国内法的効力を有することに争いはない。また、1999年に批准した拷問禁止条約についても同様である。国連理事会決議、総会決議は、国際社会における普遍的に要求される人権の水準を示しているものであり、国際人権（自由権）規約の解釈・運用基準となり、国際人権（自由権）規約を通じて決議内容が法的拘束力を有するものと解することもできる。わが国の死刑に関する制度上、運用上の現実は、国際人権（自由権）規約6条、7条、14条等に違反し、違法状態にある。また、拷問禁止条約にも違反し、さらに、国連理事会決議、総会決議にも違反している状態にある。こうした違反・違法状態を何ら改善することなく、死刑執行を継続することは、もはや許されない。

日弁連は、こうした事実を踏まえて、既に会長談話・声明等で、死刑執行を差し控えるように呼びかけてきた。また、1997年11月19日、「日本政府は、死刑に直面する者に対する国際人権（自由権）規約及び国連決議に従い、死刑に直面する者の権利保障に関する立法の整備をはかり、死刑に関する情報の公開をはかるなど、死刑に直面する者の権利保障のための対策をすみやかに講じるとともに、少なくとも、それまでの間は、死刑確定者が国際人権（自由権）規約及び国連決議に違反している状態に置かれていることにかんがみ、死刑の執行は差し控えるべきである。」旨の要望書を理事会において決議し、内閣総理大臣及び法務大臣宛提出するに至っているところである。

死刑の執行を直ちに停止し、死刑制度について抜本的な検討、見直し、国民的論議がなされるべきである。

2 死刑の執行停止をめぐる動き

最高裁第3小法廷1993年9月21日判決における大野正男裁判官補足意見において、死刑廃止に向かいつつある国際的動向とその存続を支持するわが国民の意識との整合をはかるため、一定期間死刑の執行を法律によって実験的に停止して犯罪増加の有無との相関関係を見ることをあげ、時限立法による死刑執行停止に言及している。

国連人権委員会は、1997年4月決議をはじめとして数回にわたり「死刑廃止に関する決議」をあげて、死刑存置国に対し、死刑を完全に廃止するという見通しのもとに、死刑執行を停止するよう呼びかけている。国連総会では、1994年、2000年まで死刑執行の停止を求める決議が提案されたが、賛成多数に至らず採択されなかった。第8回国連

犯罪防止会議（1990年）では、5年間の死刑執行の停止を求める決議が提案され、過半数の賛成を得られたが3分の2に達せず、採択に至らなかった。

欧州議会は、1998年6月、「死刑問題および死刑執行の一時停止の全世界での確立に関する決議」を、また、2002年6月には、日本・韓国・台湾における死刑廃止に関する決議を採択し、早急に死刑を廃止するか、もしくは死刑の執行停止を実現することを要請している。欧州評議会議員会議は、2001年6月、アメリカと日本に対し、早急に死刑執行の一時停止を求める決議を採択している。

1995年6月ポーランドにおいて、死刑廃止への過渡的措置として、5年間死刑の執行を停止する旨の法律が制定されたことがある。

1997年2月、アメリカ法曹協会（ABA）は、死刑の判決を課した司法部が、アメリカ法曹協会の諸政策及び諸手続を履行するまでは、死刑の執行を停止するように各州の司法部に勧告する旨の理事会決議をしている。アメリカ法曹協会は、同理事会決議の最後の部分で、「本協会は、死刑に関して廃止する立場でも存続すべきであるとの立場でもないことを確認する。」とわざわざ断っているように、死刑廃止、存置いずれの立場に立つものではないが、死刑事件について、適正な手続を保障し、無実の者が死刑執行される危険を最小にするという目的から、一定の政策、手続が履行されるまで死刑の執行停止を求めている。アメリカ法曹協会のこの死刑執行停止決議は、死刑存置州に大きな影響を与え、1999年から2000年にかけて、相当数の州で、2年ないし3年間死刑執行を停止し、その期間、死刑のあらゆる側面について研究・調査する特別委員会を設置する等を内容とする死刑執行停止法案が州議会に提出されている。又、2000年1月末、イリノイ州知事は、「無実の人が誤って死刑を執行されるという事態が絶対に起きないと確信できるまで、州内のすべての死刑執行を停止する。」として死刑執行の停止を宣言し、14名の委員からなる検討委員会を設置して死刑制度について全般的な再検討がはじめられている（注30）。

以上のとおり、死刑執行の停止は、死刑の廃止を求める立場からだけではなく、存廃の立場を越えて、死刑制度の是非の検討、制度の改正、存廃をめぐる合意形成を実現するための有力にして効果的な手段として広く主張されるに至っている。

3 死刑の執行停止制度

死刑の執行停止制度とは、死刑制度そのものは維持しつつ、確定死刑判決を受けた者に対する死刑の執行をすべて一律に停止する制度である。

中間的に死刑の執行を防ぐ制度としては、他に死刑の宣告猶予制度（注31）、死刑の執行猶予制度（注32）などが考えられるが、これらは裁判官が個別の事件に際してとるべき制度であって、一律にすべての死刑の執行を停止し、その期間中、死刑制度に関して抜本的な検討をはかるための措置としては適当とはいえない（注33）。

死刑執行停止については、法務大臣が死刑執行命令を停止すること等行政権の権限で行う死刑執行の停止（注34）と、死刑執行停止法等死刑執行を停止する時限立法を制定することによる死刑執行の停止とが考えられる。1989年11月の執行の後93年3月執行が再開されるまでの3年4ヶ月間法務大臣が死刑執行命令を出さなかったことにより死刑執行が行われなかった期間がある。これも結果的には、事実上の死刑の執行停止と

いうことができようが、死刑制度について十分な議論がなされないまま再開されていることを考えると現行法のままでの死刑執行停止は、法務大臣の裁量によるもののにすぎず、死刑執行停止制度としては不十分であり、やはり立法による必要がある。

4 三権分立制との関係

立法による死刑執行停止について、立法権による司法権の侵害にあたり、憲法の基本原理である三権分立制に反するおそれがあるとの批判が考えられる（注 35）。

立法による死刑執行停止が司法権の侵害となるか、三権分立制に反するかとの問題については、憲法で定める三権分立制をどのようにとらえるか、司法権の及ぼす範囲はどこまでか、刑の執行に関する刑事訴訟法の規定をどのように解釈するかなど、多くの論点にかかわる問題でもあるが、「三権分立という制度は、国家権力の行使を適正に抑制し、その濫用を阻止するための技術であるから、死刑廃止という国家権力の自己抑制の場面では、立法府による確定判決の変更という事態が生じても、憲法秩序に反するとはいえない。」（注 36）とする見解や「基本的人権を保障するための統治組織原理である三権分立の表見的な援用によって、もっとも根源的な基本的人権である生命権に対する国家権力の功利的な利用の継続（死刑執行停止の否定）をはかろうとすることは本末転倒である。」（注 37）とする見解がある。憲法の定める三権分立は人権保障を目的とする原理であるから、死刑執行という重大な人権制約を停止する措置や立法は三権分立制度の目的に反するものではないと言えることができし、死刑の執行停止には、高度の普遍的人権的価値が認められることを考えると、その立法は、国権の最高機関である国会の権能として憲法上許容されていると解するのが妥当であろう。

司法権の及ぼす範囲や刑訴法の規定に関して「司法権は、判決が確定するまでは、その権限を及ぼすことができるが、一度判決が確定してしまえば、その判決の執行については、司法権の手を離れ、行政権の手にゆだねられている。したがって、時間的には、司法権は、その判決が確定するまでは自己の権限に属し、いったん判決が確定した場合には、再審の場合を除いて、もはやその執行について権限を行使することはできず、行政機関にゆだねられている。」「判決は刑を執行するための根拠となるにすぎず、刑の執行は、行政権にゆだねられている。このことは現行刑事訴訟法の規定からも容認されることである。」（注 38）との見解がある。

死刑の執行停止立法は、時限的に刑の執行を停止するものにすぎないものであって、司法判断の中核である個々の事実認定、証拠評価や法律解釈などに対し変更を加えるものではなく、又、確定判決の内容を変更するものでもない。刑訴法の規定から考えても、刑罰の執行権は行政機関にゆだねられていると考えられる。刑訴法 471 条は、裁判の確定と刑の執行を明白に分けて規定し、同 472 条では執行の指揮について規定し、刑の執行権は、行政官庁である検察官が有することを定め、又、死刑に関しては、法務大臣の執行命令を要件とすることを定めている。又刑訴法は、刑罰の執行だけでなく、執行停止の権限を、死刑については法務大臣に、自由刑については検察官に与え、「言渡を受けた者が心神喪失の状態にあるとき」には、必ず刑の執行が停止されなければならないとされる必要的執行停止や裁量的執行停止について定めている（同法 479 条ないし 482 条等）。また、恩赦制度や仮出獄制度についても行政機関の権限とされている。死刑の

執行停止の問題は、自由刑等刑罰の執行・執行停止・恩赦や仮出獄等と同様に行政機関による刑罰の執行権に属する問題であるといえることができる。行政権による刑の執行について国会による法律によって規制することは、立法権による行政の抑制として許容されるべきことであり、この観点からも、憲法の定める三権分立制に反するものではないといえよう（注 39）。

5 死刑執行停止法要綱（骨子）案

以上の検討を踏まえて、日弁連は、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する時限立法（死刑執行停止法）の制定による死刑執行の停止を提唱するとともに、この死刑執行停止法に基づく執行停止の実現のために、努力すべきである。

その場合の死刑執行停止法要綱（骨子）案は、以下のとおりである。

(1) 目的

この法律は、死刑制度の問題状況に鑑み、その存廃を含む抜本的な検討、見直しを行うため一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止するとともに、その間の政府・国会等の行うべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善、基本的人権の増進を図ることを目的とする。

(2) 死刑執行の停止

政府は、前記目的を達成するため、一定期間、死刑確定者に対する死刑執行を停止する。

(3) 停止期間中の政府・国会の行うべき課題等

政府は、死刑に関連する情報を最大限開示する。

衆参両院に特別委員会を設置し、あるいは政府部内に臨時調査会を設置するなどして、これらにおいて、下記事項を含む現行死刑制度の諸問題について、公聴会、参考人招致、調査派遣等、検討・審議を尽くし、死刑制度の存廃について合意形成を図り、その結論を得るとともに、必要な改善を実施するものとする。

記

ア 世界における死刑制度の動向

イ 死刑の犯罪抑止力効果及び停止期間中の犯罪情勢の推移と死刑執行停止の相関関係の調査・検討

ウ 死刑に代わる最高刑のあり方

エ 殺人等の犯罪被害者遺族に対する支援、被害回復、権利確立のための対策のあり方

オ 死刑適用犯罪の削減

カ 死刑事件に関し誤判を防止するための刑事司法制度のあり方

キ 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇、死刑執行手続につき、国際人権（自由権）規約、国際人権（自由権）委員会勧告、拷問禁止条約、国連決議、国連人権委員会決議等の違反状態の解消のための対策

(4) 死刑の執行停止期間

死刑の執行停止期間としては、上記の検討・見直し、国民的論議がなされるのに必要な期間として、必要な相当期間とする（注 40）。

死刑執行の停止期間が満了した際、死刑制度についての検討見直し、国民的論議の結果、死刑制度を廃止する場合と、見直し改善の上で死刑制度を存続させ、執行を再開する場合とが考えられる（注 41）。従って、執行停止を開始する際に、死刑確定者にこの制度の趣旨を周知させることや恩赦の活用等、死刑執行停止法の実施にあたって死刑確定者に対する特段の人権上の配慮が必要であると考えられる（注 42）。

（注 30）アメリカ世論調査によると約 7 割近くが死刑支持であるが、63 %が執行停止を支持しているとの報道がある。「Moratorium Now」や「Moratorium 2000」等死刑執行停止のための NGO あるいはそのネットワークの運動も広がっている。これらの運動は、2001 年に入って更に広がっている。

（注 31）死刑の宣告猶予制度は、裁判官は一定期間の後に死刑を宣告する旨の判決ができるという構想であるが、迅速な裁判に背反し、刑事裁判手続を不安定にするとの欠陥があるとの指摘もある。

（注 32）死刑の執行猶予とは、死刑の執行を一定期間猶予し、その間の行状によって、死刑を執行するかあるいは無期刑等の自由刑に減刑するかを決定することになるという制度であり、中国の死刑緩期執行制度（死緩制度と略称される。）が有名である。わが国においても、刑法改正作業の課程において「死刑の執行延期」としてその導入が検討されたことがあった。過渡的措置として十分に検討されるべき制度であると考えられる。ただし、この制度に対しては死刑の執行を減少させる可能性は有しているが、この制度が存在することによって、安易に死刑判決を言い渡すことにもなりかねず、問題が多い旨の批判がある。

（注 33）以上の外に、イギリスにおける死刑廃止の際のように、死刑制度廃止の時限的立法あるいは試験的廃止という方法も考えられる。

（注 34）福田雅章「法務大臣に死刑執行の義務はあるか 死刑執行の停止に関する予備調査を踏まえて」（刑法雑誌第 35 巻第 1 号 112 頁）

死刑執行命令が法務大臣の義務であるかどうかについて、同教授は、死刑判決と執行との間に、法務大臣の死刑執行命令を介入させている理由と根拠は、死刑執行に際して、高度な人道的・政治的・超法規的判断を許容しようとするところにあり、刑訴法上の形式的な死刑執行の義務を負うどころか、逆に、国連を中心とする国際社会の死刑廃止へ向けての強い要請等から、死刑執行の停止（回避）義務を法務大臣として政治的にも、法的にも負っていると解されるとする。

（注 35）1994 年超党派の国会議員による「死刑廃止を推進する議員連盟」が結成され、95 年、死刑執行停止法案を議員立法として提出する検討を開始したところ、議員連盟の協力要請を受けた衆議院法制局から同法案につき違憲の疑いがあるとの見解があったといわれている。

（注 36）青木人志「死刑存廃論議への比較法的接近」一橋論叢 115 巻 4 号（1996 年）740 頁。

（注 37）福田雅章前掲刑法雑誌第 35 巻第 1 号 122 頁。

（注 38）足立昌勝「『死刑廃止法』における遡及効の法的性格」（現代人文社刊「民衆司法と刑事法学」庭山古希祝賀 380 頁）。

- (注 39) 1956 年参議院法務委員会で審議された「死刑廃止法案」においては「この法律の施行前に死刑の言渡しを受けた者の刑の執行・・・に関しては、なお従前の例による」として、死刑廃止の効力は遡及効を有しないとされた。足立教授は、前掲論文で、三権分立制を実質的にとらえることによって、さらに司法権の及ぶ範囲、刑事訴訟法の解釈等から、死刑廃止の遡及効を肯定し、三権分立制に反するものではないとしている。
- (注 40) 停止期間 5 年程度とする案や 10 年程度とする案が考えられる。また、特に停止期間を設定せず、国際人権基準に対する人権侵害の解消、誤判のおそれの解消、或いは死刑制度に関する国民的論議が尽くされるまで停止をする等の方法が考えられる。
- (注 41) 死刑制度を存続させ、執行を再開する場合においても、制度について見直し、改善される以前の刑事司法手続のもとで確定した死刑確定者について、見直し改善の後にそのまま執行してよいのかとの議論はあり得るものと考えられる。
- (注 42) 死刑執行停止法案の内容（停止期間中の死刑確定者の処遇、死刑相当事件の判決のあり方、国会・政府・国民のなすべき課題、死刑確定者の人権上の配慮の内容、停止期間、期間経過後の措置、刑訴法、刑法との整合性等）については、なお検討が必要であると考えられる。

第 6 結論

以上のとおり、現行の死刑制度には、幾多の重大な欠陥があり、これらは直ちに是正されなければならないし、死刑制度の存廃について国民的な十分な議論と合意形成が必要である。そのために、

第一に、一定期間の死刑執行停止法案の制定を提唱する。

第二に、日弁連は死刑制度に関し、

- (1) 死刑に関する刑事司法制度の改善
- (2) 死刑存廃論議についての会内論議の活性化と国民的論議の提起
- (3) 死刑に関する情報開示の実現
- (4) 死刑に代わる最高刑についての提言
- (5) 犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等への取り組みを推進することを提言する。

資料目録

- 1 関東弁護士会連合会平成 7 年度大会宣言
- 2 日弁連人権擁護委員会死刑制度問題調査研究委員会編「死刑にし・ひがし 日本及びアメリカにおける死刑制度の実状と将来」講演とシンポジウム記録
同記録添付資料
1997 年 11 月 19 日、日本弁護士連合会要望書及び日弁連人権擁護委員会「死刑執行に関する事件委員会調査報告書」
1984 年 5 月 25 日国連経済社会理事会決議
1989 年 12 月 15 日国連第 44 回総会決議

- 国際人権（自由権）規約委員会最終見解（1993年）
国連人権委員会「死刑廃止に関する決議」（1997年4月3日決議）
アメリカ法曹協会（ABA）理事会勧告107及び提案理由
- 3 国際人権（自由権）規約及び同第2選定議定書（「死刑廃止条約」）
 - 4 日弁連「ダイヨーカンゴク死刑刑務所 国際人権（自由権）規約委員会最終見解の実現のための課題」及び同書末尾の国際人権（自由権）規約委員会最終見解（1998年）
 - 5 国際人権（自由権）規約に基づき提出された第4回日本政府報告書に対する日弁連報告書第4章
 - 6 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（いわゆる拷問等禁止条約）
 - 7 欧州評議会調査報告書及び決議
 - 8 日弁連人権擁護委員会死刑問題調査研究委員会「死刑廃止国（ヨーロッパ）調査報告書」（2001年8月）
 - 9 日弁連人権擁護委員会死刑問題調査研究委員会「死刑問題ヨーロッパ調査報告集会記録」（2001年9月27日）

死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び 死刑問題調査会の設置を求める決議

死刑が法定刑として規定されている罪に直面している者に対し、そうでない罪の事件で付与される保護に加えて、特別な保護が与えられるべきことは国連総会決議で強く要求されているところである。しかし、わが国の刑事司法制度は、捜査段階、公判段階、刑の確定後、執行段階のいずれにおいても、十分な弁護権、防御権が保障されておらず、国際人権基準に大きく違反している状態にある。4つの死刑確定事件における再審無罪に見られるとおり、死刑判決の誤判が明らかとなっているが、死刑事件についての誤判防止のための制度改革も全くなされていない。死刑と無期の量刑についても、最高裁、高裁、地裁において判断の分かれる事例が相次ぎ、死刑判決への信頼が揺らいでいる。これらの重大な問題点について抜本的な改善がなされない限り、少なくとも死刑の執行は許されない状況にある。

死刑制度そのものについて見れば、死刑を廃止したヨーロッパ諸国をはじめ世界の6割の国と地域が死刑を法律上あるいは事実上廃止し、死刑廃止は国際的な潮流となっており、この流れは、アジアにも及んでいる。かかる状況下において、わが国においても死刑制度の存廃について、早急に広範な議論を行う必要がある。

よって、当連合会は、日本政府及び国会に対し、以下の施策を実行することを求める。

- 1 死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）を制定すること。
- 2 死刑執行の基準、手続、方法など死刑制度に関する情報を広く公開すること。
- 3 死刑制度の問題点の改善と死刑制度の存廃について国民的な議論を行うため、検討機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置すること。

当連合会は、国会議員、マスコミ、市民各層に働きかけ、死刑制度の存廃について広範な議論を行うことを提起する。また、当連合会は、過去の死刑確定事件についての実証的な検証を行い、死刑に直面している者が、手続のあらゆる段階において弁護士の適切にして十分な援助を受けることができるよう、死刑に直面する者の刑事弁護実務のあり方についての検討に直ちに取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2004（平成16）年10月8日

日本弁護士連合会

提 案 理 由

1 わが国における死刑に関する刑事司法制度の問題点

(1) 概説

わが国では、1980年代に相次いだ4つの死刑確定事件(免田・財田川・松山・島田各事件)についての再審無罪判決により、死刑判決にも誤判があることが明らかになった。わが国の刑事司法制度には、死刑に直面する者(死刑が規定されている罪で捜査の対象とされた被疑者、裁判の対象とされた被告人、死刑確定後執行に至るまでの死刑確定者を含む。)に対する権利保障が、国際人権基準に大きく違反している状態にあること、誤判防止のための制度が欠如していること、死刑の基準が不明確であること、死刑の執行が密行主義であること、死刑確定者が非人道的な処遇の下に置かれていることなどの制度上、運用上の問題点を指摘でき、これらの点について抜本的な改善がなされない限り、死刑の執行はもはや許されない状況にある。

(2) 死刑に直面する者に対する権利保障

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「国際人権(自由権)規約」という。)6条は、「2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。」、「4 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。」、「6 この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。」と定めているが、国際人権(自由権)規約委員会は、6条に関する一般的意見6(16)において、以下のように述べている。「本条の文言は(死刑)廃止が望ましいことを強く示唆している(2項及び6項)」、「独立の裁判所による公正な審理を受ける権利、無罪の推定、防御のための最小限の保障及び上級の裁判所による再審理を受ける権利を含め、規約で定められた手続上の保障は、遵守されなければならない。これらの権利は更に、死刑に対する特赦又は減刑を求める特別の権利にも適用される。」としている。

国際人権(自由権)規約14条3項は、すべての者に対して「(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護士と連絡すること。(d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護士を通じて防御すること。弁護士がいけない場合には、弁護士を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護士を付されること」を保障している。

また「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関する決議」(1984年(昭和59年)5月25日国連経済社会理事会決議)は、「死刑が適用される犯罪で嫌疑をかけられあるいは起訴された者に、すべての段階において適切な弁護人の援助を

受ける権利を含む、少なくとも市民的及び政治的権利に関する国際規約14条に定めるのと同等の、あらゆる保障を与え」なければならないと定めている（付属文書5）。

さらに、「死刑に直面している者の権利の保護の保障の履行に関する国連決議（1989年（平成元年）第44回国連総会で決議）は、「死刑が規定されている罪に直面している者に対し、死刑相当でない事件に与えられる保護に加えて、手続のあらゆる段階において弁護士の適切な援助を受けることを含む弁護を準備する時間と便益を与えることによって特別な保護を与えること」を要求している（総会決議1a）。

ところが、わが国では、捜査段階において、ようやく公的弁護制度が実施される見通しではあるものの、私選弁護人が選任されている場合でも、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）39条3項の接見指定、代用監獄により、弁護人との自由に十分な接見が保障されていないのが現実である。また公判段階においては、起訴後国選弁護人が選任されるまでの間、また控訴後、控訴審における国選弁護人が選任されるまでの間、いずれも弁護人が選任されない空白の状態が生じる。そのため、死刑相当事件で、控訴後国選弁護人が選任されるまでの間に控訴の取下げがなされ、死刑判決が確定し、執行されるという事例も発生している。さらに、刑の確定後において刑訴法30条1項は、被疑者・被告人の弁護人選任権しか規定しておらず、刑確定後に弁護人の援助を受ける機会は全く保障されていないことになる。監獄法も弁護人の選任に関する制度を設けていない。また、再審請求に関して弁護人の弁護を受ける機会についても保障されていない。刑訴法36条は、被告人以外の者に国選弁護を受ける機会を保障しておらず、このため資力のない者は再審請求において弁護士の援助を受けることが極めて困難な状態に置かれている。さらに、刑訴法39条1項は、被疑者・被告人にしか弁護人との秘密交通権を保障しておらず、死刑確定者と弁護人との間の秘密交通権は保障されていない。しかも現実には、死刑確定者は、面会・通信の外部交通が極めて制限されているため、再審請求に関しての弁護人とのアクセスの機会が奪われている。刑の執行段階において、刑訴法476条は、死刑の執行命令後5日以内に執行することを規定しているが、執行命令に対する防御の機会を保障しておらず、しかも事前告知の制度が設けられていないため、現実には、執行の当日刑場に引致される際に初めて刑の執行を告知されているのが実情であって、執行に対する防御を準備する機会を完全に奪われている。

このようにわが国の刑事司法制度は、捜査段階、公判段階、刑の確定後、執行段階のいずれにおいても、十分な弁護権、防御権が保障されておらず、国際人権基準に大きく違反している状態にある。

(3) 構造的な誤判の危険性

裁判制度には誤判の可能性は避け難いが、わが国の刑事司法制度とその運用は、構造的に誤判の危険性を孕んでいる。すなわち、現在、司法制度改革により被疑者段階での公的弁護制度が実施される見通しではあるものの、被告人の防御権を保障

した刑事手続の確立や取調べ過程の可視化（録画・録音）の実現や人質司法の廃止は今後の課題にとどまっている。捜査機関による代用監獄における自白の強要、裁判官の捜査機関に対する過度の信頼と被告人に対する強い不信を背景とした自白偏重の裁判・検察官寄りの訴訟指揮、検察官手持証拠の不開示、誤った鑑定の存在、再審の困難さなどについて、抜本的な改善はなされていない。また、死刑宣告に際しての裁判官の全員一致制や死刑判決に対する自動的上訴制度はなく、恩赦、再審制度も不十分である。

(4) 死刑の基準の不存在

死刑と無期の量刑の運用については、客観的な基準がなく、裁判官の世界観など主観的側面に左右されており、著しく不公平な結果となっている。例えば、老女強盗殺人事件においては、地裁、高裁の判決は無期であったが、最高裁は1999年（平成11年）12月10日、原判決を破棄し高裁へ差し戻し、高裁は2004年（平成16年）4月23日、死刑を言い渡した。また、地下鉄サリン事件の関係では、実行犯ではない被告人について、東京地裁が無期を言い渡したにもかかわらず、東京高裁は2004年（平成16年）5月28日原判決を破棄し、死刑を言い渡した。他方、検察官は、自らまいたサリンによって2名を殺害し、共謀共同正犯として合計12名を殺害したとされる実行犯の被告人に対し、無期を求刑し、同人に対しては、1998年（平成10年）5月26日、東京地裁が無期を言い渡し、この判決は確定している。このように死刑についての明確な基準は存在しておらず、量刑についての誤判も数多く存在する。

(5) 密行主義など

現状では死刑執行について、死刑確定者に執行が知らされるのは、執行当日の朝ということがほぼ定着し、死刑執行前には一般社会への情報提供がないだけでなく、死刑確定者の家族や何らかの法的手続を準備している代理人弁護士にも知らされることはない。死刑確定者に対して執行を決定するにあたり、誰がいつどのような基準でいかなる記録・資料（公判記録、心身の状態など）をもとに判断するのか、執行方法は具体的にどのようなものであるのか（執行担当者の職務・心情、執行される者の心身の状況・苦痛・遺体の状態なども含む）、死刑判決確定から執行までどのような処遇がなされ死刑確定者においてどのような心情が形成されるのか、死刑判決確定後の被害者遺族の生活・心情はどうなっているのかなど重要な情報はほとんど提供されていない。

また、死刑確定者は非人道的な処遇の下に置かれている。

(6) わが国に対する勧告など

このようにわが国の死刑に関する刑事司法制度には、制度上、運用上、多くの問題点があり、これらの点について抜本的な改善がなされない限り、少なくとも死刑の執行はもはや許されない状況にある。

現に日本政府の第4回報告書を審査した国際人権（自由権）規約委員会は、1998年（平成10年）「日本が死刑の廃止に向けた措置を講ずること、及び、それ

までの間その刑罰は、規約第6条2に従い、最も重大な犯罪に限定されるべきことを勧告する。」また、「死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、規約第7条、第10条1に従い、人道的なものとされることを勧告する。」と述べている。

また欧州評議会議員会議は、2001年（平成13年）6月、わが国及びアメリカに対して死刑廃止を求め、重要な進展が見られない場合は、両国の欧州評議会のオブザーバー資格を問題にする旨の決議を採択した。

2 死刑廃止へと向かう国際的潮流と日本国内の状況の乖離

(1) 国際的な潮流

1989年（平成元年）に国連で国際人権（自由権）規約第二選択議定書（いわゆる死刑廃止条約）が採択された後、1990年（平成2年）当時では、死刑存置96カ国、法律上ないし事実上の死刑廃止80の国と地域であったのに対し、2004年（平成16年）3月現在では、死刑存置78カ国、法律上ないし事実上の死刑廃止117の国と地域と大きく逆転しており、死刑廃止が国際的な潮流となっている。

(2) ヨーロッパの状況

ヨーロッパでは、1985年（昭和60年）に、欧州評議会において、平時における死刑廃止を定めたヨーロッパ人権条約第6議定書が発効し、さらに2002年（平成14年）2月には戦時を含むあらゆる場面における死刑の廃止を定める第13議定書が採択された。現在、欧州評議会の44加盟国においては、死刑が行われていない。ロシアも、1997年（平成9年）には第6議定書に署名し、未だ批准はしていないものの、事実上執行を停止している。トルコにおいても、2002年（平成14年）8月には死刑廃止を盛り込んだ法案が可決され、死刑を廃止した。

(3) 米国の状況

米国では、50州のうち12州と1特別区が死刑を廃止しており、連邦および軍刑法並びに38の州において死刑が存置されている。しかし、最近、米国でも死刑制度の存廃をめぐる議論が高まっており、2001年（平成13年）には、連邦議会（上下院とも）に死刑執行停止法案が上程され、現在も審議中である。アメリカ法曹協会（ABA）は、1997年（平成9年）2月、死刑執行停止決議を採択し、死刑の制度的欠陥が除去されるまでの間、全死刑存置地域において死刑執行が停止されるよう求めている。また過去の死刑事件についての実証的な検証作業が行われ（イノセンス・プロジェクト）、多くの冤罪が明らかとなり、死刑存置州であるイリノイ州においては、2003年（平成15年）1月、拷問によって強要された自白が有罪の根拠となっていたとして4名の死刑確定者について特赦し、さらに残りの死刑確定者167名を一挙に減刑し、3人は有期刑、164名は仮釈放のない終

身刑となった。

(4) アジアの状況

アジアでは、カンボジア、ネパール、東チモールが全面的に死刑を廃止しているほか、韓国では1998年（平成10年）以降、死刑の執行が停止されており、台湾においても、法務大臣によって、死刑を廃止する計画が発表されている。このように、アジアへも死刑廃止の潮流が及んでいる。

(5) 日本国内の状況

死刑廃止条約は、1989年（平成元年）12月、国連総会において賛成59、反対26、棄権48票で可決されたが、日本政府は「死刑廃止の問題は、各国がその国民感情、犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討されるべきである」として反対した。政府は、世論の大多数が死刑存置を支持していることなどを理由に死刑を廃止できないとしているが、上述した刑事司法制度の問題点は、何ら明らかにされていない。また、死刑制度を議論する前提として、「死刑に代わる最高刑」についての調査研究及び具体的な提言が急務であるが、十分に納得のできる死刑に代わる最高刑の提起を伴って死刑制度を議論すれば、死刑についての意識も変わりうると考えられる。

1994年（平成6年）4月、超党派の国会議員による「死刑廃止を推進する議員連盟」が結成され、活動を継続している。

3 日本弁護士連合会の死刑問題についてのこれまでの取り組み

(1) 死刑執行停止を求める談話等

わが国では、4つの死刑確定事件について、再審による無罪判決がなされ、そのような中、日本政府は1989年（平成元年）11月の死刑執行の後、3年4カ月の期間、事実上死刑の執行を停止した。しかし、この状態を打ち破ったのが、1993年（平成5年）3月26日の後藤田法相（当時）による3名の執行再開であった。以後、毎年、死刑執行が行われている。当連合会は、死刑が執行されるつど、11年間で合計13回、当時の法務大臣に対し、死刑の執行を停止するよう声明ないし談話を表明してきたが、死刑の執行は繰り返されてきた。

この間、当連合会は、1997年（平成9年）11月19日には、人権救済申立に関連し、上記の国際人権（自由権）規約及び国連決議によって保障されるべき権利保障が不十分なまま死刑の執行をされた者及び、執行されていない50名の死刑確定者について、「これらの国際人権（自由権）規約及び国連決議に違反する状態に置かれているものと認めることができる。」とし、「日本政府は、死刑に直面する者に対する国際人権（自由権）規約及び国連決議に従い、死刑に直面する者に対する権利保障に関する立法の整備をはかり、死刑に関する情報公開をはかるなど、死刑に直面する者に対する権利保障のための対策をすみやかに講じるとともに、少なくとも、それまでの間は、死刑確定者が国際人権（自由権）規約及び国連決議に違反する状態に置かれていることにかんがみ、死刑の執行は差し控えるべきである。」

旨総理大臣あて要望した。しかし、これに対し、何ら改善は行われなかった。

(2) 死刑制度問題に関する提言

2002（平成14）年11月22日、当連合会は、長年にわたる会内論議を経て、理事会で下記の「死刑制度問題に関する提言」を採択した。

「死刑制度問題に関する提言」の趣旨は、以下のとおりである。

当連合会は、死刑制度の存廃につき国民的論議を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）の制定を提唱する。

当連合会は、死刑制度に関して、下記の取り組みを推進する。

ア 死刑に関する刑事司法制度の改善

イ 死刑存廃論議についての会内論議の活性化と国民的論議の提起

ウ 死刑に関する情報開示の実現

エ 死刑に代わる最高刑についての提言

オ 犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等

4 今後の取り組むべき課題

(1) 政府及び国会に対して求める施策

死刑執行停止法の制定

前記のとおり、死刑に関する刑事司法制度の制度上・運用上の問題点について抜本的な改善がなされない限り、少なくとも死刑の執行はもはや許されない状況にある。また死刑制度の存廃につき広範な論議を尽くすためにも死刑執行停止が必要である。わが国の法務大臣は当連合会会長の度重なる執行停止の要請にもかかわらず執行を停止しておらず、時限立法に基づく執行停止が必要である。

死刑に関する情報の公開

死刑廃止へと向かう国際的な潮流と国内的な状況の乖離を踏まえた上で、わが国においても、死刑制度の存廃について、早急に広範な議論を行う必要がある。そこで議論するための前提として、政府に対し、執行決定の基準、執行決定の理由とその資料、具体的な執行場所の構造・しくみ、具体的執行方法、執行直前から執行終了までの死刑確定者の心身の状況など死刑制度に関する情報を公開することを求める必要がある。

死刑問題調査会の設置

死刑制度の問題点を抜本的に改善し、死刑制度の存廃について広範な議論を行うため、結論を出すための機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置することを、国会に対し求める必要がある。

以上3点は、「死刑制度問題に関する提言」で提案された死刑執行停止法要綱（骨子）案に明示されているものである。

(2) 当連合会の取り組むべき課題

死刑制度の存廃についての広範な議論の提起

当連合会は、国会議員、マスコミ、市民各層に働きかけ、死刑制度の存廃についての広範な議論の提起に、継続して取り組む必要がある。

過去の死刑確定事件の実証的検証と死刑事件弁護の確立

前述したとおり、わが国の死刑に関する刑事司法制度は、防御権・弁護を受ける権利の保障の不十分さと併せて、構造的な誤判の危険性を持っている。また今時の司法制度改革によって、5年以内には、死刑を含む法定合議事件に「裁判員制度」が導入され、被疑者公的弁護制度も実現される見通しである。

当連合会は、捜査や裁判の審理が大きく変わる今こそ、過去の死刑確定事件についての実証的な検証を行い、さらに死刑に直面している者が、手続のあらゆる段階において、弁護士の適切な援助を受けられることができるよう、以下に述べるとおり、死刑に直面する者の刑事弁護実務のあり方についての検討に直ちにに取り組む必要がある。

- ア 過去のすべての死刑確定事件記録を洗い直し、その問題点を検討すること。
- イ 死刑事件の弁護の充実に向けて、組織的な体制を確立すること。
- ウ 死刑事件の弁護の指針を検討し、弁護のありかたの認識を共通にすること。
- エ 死刑確定後の弁護が保障されるよう組織体制を確立すること。

5 犯罪被害者の権利の確立・支援と死刑制度問題

犯罪被害者の権利の確立と支援は、本来国の責務であるにもかかわらず、わが国では、これまで長い間、多くの犯罪被害者が社会的に放置されて孤立し、きわめて深刻な状態に置かれてきた。しかし近時、わが国でも犯罪被害者の権利確立と支援のための取り組みが、遅ればせながら進みつつあり、当連合会においても、昨年、第46回人権擁護大会において、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」がなされている。また上述した当連合会の「死刑制度問題に関する提言」は「犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等」を、その取り組みを推進する重要な柱として掲げており、死刑制度問題の観点からも、犯罪被害者の権利の確立は焦眉の問題である。犯罪被害者の権利の確立と死刑の執行停止、死刑制度の見直し、再検討の課題は、相互に理解し、協力すべき課題であると思われる。

死刑制度を考えると、犯罪被害者の権利の確立と支援が著しく遅れている現状を看過することはできず、当連合会は、犯罪被害者の権利の確立と支援について、今後でも取り組む決意である。

よって、主文のとおり提案する。

死刑制度調査会の設置及び死刑執行の停止に関する法律案

(通称「日弁連死刑執行停止法案」)

二〇〇八年三月二三日 日本弁護士連合会

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間に国会及び政府の取り組むべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善及び基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

(死刑制度調査会の設置)

第二条 衆議院及び参議院（以下「両議院」と総称する。）は、死刑制度の存廃その他死刑制度に関する次に掲げる事項についての調査を行うため、各議院に死刑制度調査会を設ける。

- 一 死刑制度の運用状況
- 二 死刑を法定刑とする罪に係る事件（以下「死刑事件」とする。）の量刑の実情
- 三 死刑事件に関する誤判防止のための刑事司法制度の在り方
- 四 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇等
- 五 世界における死刑制度の動向
- 六 死刑の犯罪抑止効果及び死刑執行停止期間中の犯罪情勢の推移
- 七 死刑に代わる最高刑の在り方
- 八 死刑を法定刑とする犯罪の範囲の適否

(死刑制度調査会の権限等)

第三条 死刑制度調査会は、前条の調査に関し必要があるときは、国に対し、死刑に関する情報の開示を求めることができる。

2 死刑制度調査会は、前条の調査のため、公聴会の開催及び参考人の調査を行い、広く国民の意見を聴取する。

(報告書の提出)

第四条 死刑制度調査会は、第二条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これをそれぞれの議院の議長に提出するものとする。

(設置期間)

第五条 死刑制度調査会の設置期間は、その設置の日から起算して五年を経過する日までとする。

(委任)

第六条 第二条から前条までに規定するもののほか、死刑制度調査会に関する事項は、両議院がそれぞれの規則で定めることとする。

(死刑に関する情報公開)

第七条 国は、死刑に関する国民的な議論を行い、国会における死刑制度に関する調査に資するため、死刑に関する情報を公開しなければならない。

(死刑の執行の停止に関する刑事訴訟法の特例)

第八条 法務大臣は、この法律の施行の日から、第五条に規定する死刑制度調査会の設置期間の末日までの間、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百七十五条の規定にかかわらず、死刑の執行を命令してはならない。

附 則

この法律は、政令で定める日から施行する。

2009年12月11日作成

2010年6月16日改訂

日本弁護士連合会 基本政策集

日本弁護士連合会

本政策集は，2010年3月末日までに当連合会が発表した意見書等を踏まえ，主な政策を体系的にとりまとめたものである。

さまざまな分野で常に新しい政策を提言し続けている当連合会の活動に鑑み，今後も，適宜内容を改訂していくことを予定している。

<目次>

第1	市民の暮らしと権利を守る	
1	両性の平等と男女共同参画社会を目指して.....	1
	(1) 民法改正について	
	(2) 賃金・昇格における男女差別の解消について	
2	明日の日本を生きる子どもたちのために.....	1
	(1) 子どもの権利条約に基づく施策の完全実施	
	(2) 教育	
	(3) 児童福祉	
	(4) 両親の離婚・別居の際の面会交流権の保障	
	(5) 生殖医療技術を利用して出生した子どもの地位	
	(6) 民法の改正	
	(7) 養育費制度の見直し	
3	高齢者・障がいのある人が安心して主体的に暮らすために.....	3
	(1) 障がいのある人の権利条約の批准と障がいを理由とする差別を禁止する法律の制定	
	(2) 地域で暮らす権利実現のための公的支援体制の構築	
	(3) 権利擁護制度の充実	
	(4) 障害者自立支援法の廃止と新たな法制の整備	
4	人間らしい働き方と暮らしを取り戻すために.....	4
	(1) 正規雇用を原則とする労働法制と労働政策への抜本的見直し	
	(2) 労働者派遣法の抜本改正	
	(3) 均等待遇原則の確立	
	(4) 最低賃金の大幅引き上げ	
	(5) 監督体制の強化と使用者の社会的責任	
5	消費者市民社会の確立を - 消費者被害のない安全で公正な社会の実現.....	4
	(1) 消費者目線に徹した消費者行政の実現	
	(2) 消費者被害の救済 - 違法な収益のはく奪・団体訴訟制度の拡大	
	(3) 消費者被害の予防	
	(4) 個人情報保護法の改正	

6	多重債務の撲滅のために	6
7	安心して暮らせるセーフティネットの構築.....	6
	(1) 捕捉率等の貧困調査	
	(2) 雇用保険制度の拡充	
	(3) 職業訓練・職業教育機関の整備・充実等	
	(4) 子育て世帯のサポート	
	(5) 住居喪失者の支援	
	(6) 生活保護法の改正と運用の改善等	
	(7) 生存権保障水準を底上げする「新たなセーフティネット」の制度構築	
	(8) ワンストップの総合相談窓口の整備・充実	
8	生命・健康と医学・医療に関する人権の確立	8
	(1) 医療事故調査委員会の設置と医療事故無過失補償制度の創設	
	(2) 生命・健康と医学・医療に関する人権の確立	
	(3) 医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の整備	
9	持続可能な社会の形成	8
	(1) 気候変動 / 地球温暖化対策法の制定	
	(2) 公害被害の救済・予防と環境権・自然享有権の確立	
	(3) 情報公開の徹底と市民参加の確保	
	(4) 公害紛争処理法の改正	
10	表現の自由の確立	9
	(1) 市民の表現の自由の保障	
	(2) 放送行政に関する独立行政委員会の設置	
11	プライバシー保護に関する第三者機関の設置	10
12	犯罪捜査と人権	10
	(1) DNA型データ情報管理の法制化	
	(2) 犯罪対策大綱を人権基準から見直す	
	(3) 共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准する	
	(4) サイバー犯罪条約批准に向けた慎重な対応	
13	戦争被害と人権	10
	(1) 原爆症患者の完全な救済と在外被爆者の医療援助等	
	(2) 戦争後の諸問題への取組	
14	犯罪被害者等補償法の制定	11

1 5	被災者のための災害復興基金の創設	11
1 6	外国人の暮らしと権利の保障	11
	(1) 国籍選択制度の廃止，複数国籍を容認する国籍留保制度等の改正	
	(2) 定住外国人の地方参政権付与	
	(3) 外国人の在留管理を強化する入管法の改正等	
	(4) 外国人技能実習生制度の抜本的見直し	
	(5) 外国人入籍基本法の制定	
1 7	人権保障を国際標準に	12
	(1) 難民認定制度における独立した審査機関の設置と難民申請者の生活保障制度の創設	
	(2) 政府から独立した国内人権機関の設立	
	(3) 条約機関などによる総括所見の国内実施	
	(4) 人権条約違反を上告理由に	
	(5) 個人通報制度を定める選択議定書の批准等	
	(6) 死刑の執行停止と死刑の存廃についての国民的議論の提起	
1 8	憲法改正手続法の見直し	13
1 9	日米地位協定の見直し	13
2 0	暴力団等による被害の防止，救済	13
2 1	企業の健全な発展のために	14
第 2	透明で公正な行政の実現 - 官僚主導から脱却し法の支配の確立を	
1	いきすぎた裁量行政を許さない	14
	(1) 行政実体法・手続法の改革	
	(2) 行政法とその運用をチェックする恒常的改革機関の設置	
	(3) 行政事件訴訟法改正による裁量審査基準の明確化	
	(4) 行政訴訟の要件緩和	
	(5) 団体訴権の導入	
	(6) 行政訴訟の対象範囲の拡大	
	(7) 行政事件への陪参審ないし裁判員制度の導入	
	(8) その他	
2	行政機関情報公開法の改正	15
	(1) 不開示情報の限定	

(2) インカメラ審理の導入	
(3) 公文書管理法の充実・実効化	
3 納税者権利保護法（仮称）の制定	16
4 納税者（公金検査請求）訴訟制度の導入	16
5 独占禁止法の改正	16
第3 人権保障の観点から刑事手続を改革する	
1 えん罪を生まない刑事手続改革	17
(1) 取調べ全過程の録画	
(2) 弁護人の取調べ立会権	
(3) 取調べ時間の法的規制	
(4) 秘密交通権の保障と接見機会の確保	
(5) 勾留・保釈制度の改善	
(6) 証拠開示の拡充	
(7) 証拠保全要件の緩和及び事件関係者との面会の拡大	
(8) 伝聞法則の例外の厳格化	
(9) 「有罪・無罪の判断」と「刑の量定」の手続の二分	
(10) 検察官請求証拠等の写しの交付	
(11) 国選弁護報酬の適正化	
(12) 私的鑑定費用などの実費支給	
(13) 被疑者段階の公的弁護制度の拡充	
(14) 弁護士への対応態勢確立等	
(15) 誤判原因を究明する調査委員会の設置	
(16) 代用監獄の廃止	
(17) 死刑制度調査会の設置と死刑の執行停止	
2 刑事司法への市民参加	19
(1) 裁判員裁判の適正な運用と制度の改善	
(2) 検察審査会の活動の充実	
3 刑事施設被収容者の処遇の改革・改善	20
4 少年法の理念の実現	20
(1) 少年の健全な育成	
(2) 全面的国選付添人制度の実現	

5	罪を犯した人等の人権	21
	(1) 更生保護の充実	
	(2) 厳罰化に歯止めを	
	(3) 心神喪失者等医療観察法の見直し	
	(4) 被疑者補償制度・非拘禁者補償制度の創設	
第4	司法・法曹の役割と機能の拡大を	
1	民事法律扶助の大幅拡充	22
	(1) 民事法律扶助予算の大幅増額	
	(2) 社会的弱者への援助拡大	
	(3) 援助を受けられる法的サービスの範囲の拡大	
	(4) 立替制度から給付制度への移行	
	(5) 質・量ともに十分な法的サービスの提供態勢の構築	
2	弁護士過疎・偏在対策	23
3	日本司法支援センター（法テラス）を通じた司法アクセスの充実	23
	(1) 地方事務所の充実・強化等	
	(2) 関係機関との連携強化	
	(3) 司法過疎の解消	
	(4) スタッフ弁護士の確保・支援	
	(5) 職務の独立性確保	
4	裁判官・検察官の大幅増員と地域に根ざした司法機能の充実	24
	(1) 裁判官・検察官・職員の大増員等	
	(2) 裁判所支部機能の充実	
5	利用しやすく市民の権利保護に役立つ民事訴訟制度を	25
6	家事審判手続における手続保障の充実	25
7	労働紛争解決手続の拡充.....	25
8	知的財産の正当な保護及び利用者ニーズに対応するための仕組みの構築	25
9	適切な裁判外紛争解決手続機関（ADR）の設置・拡充	25
10	弁護士会照会の実効化	26
11	裁判官選任システムの改革	26
	(1) 裁判官人事制度の見直し	
	(2) 最高裁判所裁判官選任制度の透明化と民意の反映	

1 2	弁護士任官等の推進	26
1 3	弁護士の公益活動の促進	26
1 4	弁護士懲戒手続の一層の実効化	27
1 5	弁護士・依頼者間の秘密保護制度の導入	27
1 6	弁護士に対する「ゲートキーパー立法」の阻止	27
1 7	法科大学院を中核とする法曹養成制度の充実	27
1 8	法曹を目指す人への経済的支援の充実	28
1 9	弁護士の継続教育の充実・実効化	28
2 0	充実した人権教育の実施	28
2 1	法の支配の確立に向けて - 法曹の登用拡大	29
2 2	組織内部の違法行為等をより広く社会の目に - 公益通報制度の見直し	29
2 3	国際司法支援への財政措置の充実に	29
第 5	立憲民主主義の担い手たる市民の育成	29

第1 市民の暮らしと権利を守る

1 両性の平等と男女共同参画社会を目指して

(1) 民法改正について

1) 選択的夫婦別姓制度の導入

夫婦同姓を強制している現行民法の規定は、個人のアイデンティティや多様な生き方を尊重するものではなく、国際的な動向にも適合していません。民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきです。

2) 再婚禁止規定の廃止

現在では鑑定により父子関係の証明は容易ですので、父親推定の重複を避けることを理由とした女性に対する再婚禁止規定（民法733条）は廃止すべきです。

(2) 賃金・昇格における男女差別の解消について

労働における男女差別をなくすためには、均等待遇や同一価値労働同一賃金の原則を明確化すべきです。また、各種手当が世帯主に対して支給されることや、パート等の雇用形態による差別などによって結果的に女性が差別される「間接差別」を全面的に禁止すべきです。

2 明日の日本を生きる子どもたちのために

(1) 子どもの権利条約に基づく施策の完全実施

子どもが権利の主体であること、成長発達権や意見表明権を有することなどを明文化する子どもの権利基本法の制定など、子どもの権利条約に基づく施策を完全に実施すべきです。

(2) 教育

教育現場では、子どもの人格が尊重されているとは言い難い状況が続いています。いじめ、体罰など、教育現場での人権侵害行為を根絶するための対策が必要です。

また、子どもたちの個性や発達段階に合わせた教育が保障されるよう教育制度の改革も必要です。例えば、競争教育を助長する施策をやめること、貧困により生じている教育格差をなくすこと、地方の財政状況にかかわらずきめ細かい教育指導を可能とするために少人数学級の実施を国の財政的責任の下に行うこと、障がいのある子どもに対して教育を受ける権利を実質的に保障すること

などが必要です。また、教育基本法や学校教育法における「教育目標」について、子どもや保護者並びに教員の思想信条の自由を侵害をすることがないように見直すべきです。さらに、「教育免許更新制度」については、少なくとも、本格実施を凍結すべきです。

(3) 児童福祉

適切に子どもを保護できる制度を作るべく、一時保護手続における司法審査の導入や、親権の一時停止・一部停止など柔軟な親権制度の創設など、児童福祉法や民法等を改正すべきです。

また、虐待防止のための行政・司法手続中に、子どもが十分に意見表明できる仕組みや、子どもの代弁者たる弁護士を選任できる仕組みを取り入れるべきです。

(4) 両親の離婚・別居の際の面会交流権の保障

両親の離婚・別居によって親の一方と離れて暮らすことになった子どもが他方の親と面会交流することは、子どもの健全な成長にとっても極めて重要です。親と子の面会交流についての明文の規定を設け、権利としての位置づけを明確にすべきです。

(5) 生殖医療技術を利用して出生した子どもの地位

代理母による出産は禁止した上で、第三者から卵子の提供を受けて出生した子の母をその生殖医療技術を利用して出産した女性とし、第三者から精子の提供を受けて出生した子どもの父をその生殖医療技術を利用し出産した女性の夫とする旨の親子法制の整備を行うべきです。

(6) 民法の改正

1) 非嫡出子相続分差別の撤廃

現行民法は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めていますが、これは、生まれることに何の責任もない子どもに重大な不利益を及ぼすものです。早急に、非嫡出子の相続分差別を撤廃すべきです。

2) 嫡出推定規定の改善

父権推定が重複する場合は、離婚届提出以前から別居して後婚の夫の子を懐胎する場合がほとんどですから、後婚の子と推定する規定を設けるべきです。

(7) 養育費制度の見直し

現行民法に定めのない、離婚後の非監護親の養育費支払義務を法律に明記す

るとともに、母子家庭の生活の安定のため、まず国が養育費を義務者に代わって権利者に支払い、義務者から強制的に取り立てたり給与から天引きをする制度を作るべきです。

3 高齢者・障がいのある人が安心して主体的に暮らすために

(1) 障がいのある人の権利条約の批准と障がいを理由とする差別を禁止する法律の制定

障がいのある人の権利条約の早期批准及び、批准に伴う国内法整備として障がいを理由とする差別を禁止する法律や条例の整備を行うべきです。

(2) 地域で暮らす権利実現のための公的支援体制の構築

要介護高齢者や障がいのある人の「地域で暮らす権利」を保障するために、在宅介護・福祉サービスを拡充することのみならず、年金、所得保障、医療、住まい、雇用、社会参加、教育、バリアフリー、防災など生活全般について、地域の特性と当事者のニーズに応じた支援策と体制整備を公的責任において抜本的に強化すべきです。また、地域での生活を、総合的・継続的に支援することのできる公的な相談・支援機関を、当事者組織、専門職、地域住民とのネットワークの中で構築すべきです。

(3) 権利擁護制度の充実

要介護高齢者や障がいのある人の消費者被害などの予防と救済のために、成年後見制度をさらに利用しやすい制度に改善すべきです。また、日常生活自立支援事業の拡充、消費者被害の回復支援の体制の整備、高齢者虐待防止法をより実効あるものとするための公的支援の強化、障がいのある人への虐待を防止する法律の速やかな制定も必要です。

罪を犯した高齢者や障がいのある人に対しては、刑事手続や矯正処遇において、その特性に配慮した権利保障のための支援が公的責任において行われるべきです。新たに都道府県に設置される地域生活定着支援センターについても、その機能の充実を図るべきです。

(4) 障害者自立支援法の廃止と新たな法制の整備

「定率負担」制度をはじめ様々な問題が明らかになった障害者自立支援法を速やかに廃止し、これに代わる新たな総合的障害者福祉法制の整備を図るべきです。

4 人間らしい働き方と暮らしを取り戻すために

(1) 正規雇用を原則とする労働法制と労働政策への抜本の見直し

非正規雇用の増大に歯止めをかけてワーキングプアを解消するために、正規雇用が原則であり、有期雇用を含む非正規雇用は合理的理由がある例外的場合に限定されるべきであるとの観点に立って、労働法制と労働政策を抜本的に見直すべきです。

(2) 労働者派遣法の抜本改正

労働者派遣については、派遣対象業種を専門的なものに限定すること、登録型派遣の禁止、日雇い派遣の全面禁止、重大な違法派遣すべてに適用される直接雇用のみなし規定の創設、派遣労働者に派遣先労働者との均等待遇をなすべき義務規定の創設、マージン率の上限規制、グループ内派遣の原則禁止、派遣労働者を特定する行為の禁止、派遣先の団体交渉応諾義務の法定を含む抜本的改正を直ちに行い、速やかに施行すべきです。

(3) 均等待遇原則の確立

労働契約法を改正して、全ての労働契約における労働条件の均等待遇を定めるとともに、これが実現するよう具体的な措置をとるべきです。

(4) 最低賃金の大幅引き上げ

生活保護水準との「逆転」現象を解消し、全ての人が人間らしい生活を営むことのできる水準に、最低賃金を大幅に引き上げるよう施策を講ずべきです。

(5) 監督体制の強化と使用者の社会的責任

国は、偽装請負、残業代未払いなどの違法行為の根絶を図るため、これらを摘発し監督する体制を強化し、使用者に対し、現行労働法規を遵守させるための実効ある措置をとるとともに、安易な解雇、派遣切り、雇い止めをしないよう強く指導して社会的責任の自覚を促すべきです。

5 消費者市民社会の確立を - 消費者被害のない安全で公正な社会の実現

(1) 消費者目線に徹した消費者行政の実現

1) 消費者庁・消費者委員会の体制強化

消費者庁・消費者委員会が、期待される機能を発揮するための体制の強化が必要です。特に消費者委員会は事務局体制を早急に拡充すべきです。また、消費者庁に集中する各種情報の集約、分析、発信等のために人員・予算を拡充すべきです。

2) 地方消費者行政の充実策の具体化

消費者被害の防止・救済の実効性を確保するためには、国における消費者庁の体制強化と共に、地方消費者行政の総合的な拡充が不可欠です。とりわけ、地方消費者行政活性化基金による相談体制の拡充だけでなく、情報分析、法執行等の担当職員を大幅増員するなどの対策が必要です。このような総合的な拡充を実現するため各地方自治体に消費者行政推進本部を設けるべきです。

(2) 消費者被害の救済 - 不当な収益のはく奪・団体訴訟制度の拡大

すべての被害者が統一的に被害の回復を受け、また、不当な事業者がやり得となることを許さないため、適格消費者団体による損害賠償請求制度を創設するとともに、独占禁止法上の違法類型についても、団体訴訟の対象とすべきです。また、国や地方公共団体が、事業者から違法収益をはく奪して被害者に配分する新しい裁判制度や行政手続制度も導入すべきです。悪質事業者から資産が流出しないよう、資産を効果的に保全する制度の導入も検討すべきです。

(3) 消費者被害の予防

1) 不招請勧誘禁止の充実と実効性確保

不招請勧誘（消費者が要請しない電話、訪問などによる勧誘）による悪質商法の被害は深刻です。消費者契約法改正などによって、これを禁止するとともに、その実効性を確保するため、違反した契約について、取消や損害賠償を認めるなど民事効を導入すべきです。

2) 消費者教育の推進

次々に新たな消費者問題が発生していますが、その根底には事業者と消費者の間の経済力、情報力、交渉力等の圧倒的な格差があります。こうした格差を是正し、消費者が批判的な精神をもって消費者行動や社会的活動ができるような「消費者市民社会」をめざす消費者教育は急務であり、消費者教育の推進を図るためには「消費者教育推進法（仮称）」を制定すべきです。

(4) 個人情報保護法の改正

個人情報の過剰反応、不適切対応という問題を解決し、消費者の権利を実現するために、個人情報保護法の改正を検討すべきです。

また、公的な情報が公表されなくなるという問題を解決するために、行政機関個人情報保護法の施行状況を踏まえた全面的見直しをすべきです。

6 多重債務の撲滅のために

多重債務者の救済と多重債務者の生活再建およびすべての人々が多重債務に陥らないように、改正貸金業法の完全施行の実現、多重債務者の相談に迅速に対応できるような相談窓口の整備・強化、一時的な生活困窮の際に安心して借入ができるセーフティネット貸付（公的低金利融資など）を充実させるなどセーフティネットを拡充すること、ヤミ金撲滅のために、ヤミ金融に対する厳正な処罰、預金口座や携帯電話などの道具対策、犯罪収益の剥奪などの施策を実施すること、クレジット会社や消費者金融などが、利息制限法に違反した違法な収益を自主的に返還するようにすること、経済・生活苦による自死を無くすため、関係諸機関と連携して自殺防止対策を進めること、債務保証被害を防止するため、機関保証制度を充実させ、第三者保証人制度に対する規制を強化すること、多重債務者発生予防のために金融経済教育を強化することなどの諸政策の実現が必要です。

7 安心して暮らせるセーフティネットの構築

(1) 捕捉率等の貧困調査

現行制度の問題点を把握し、制度改革に役立てるため、今後、捕捉率（制度を利用しうる人のうち現に制度を利用できている人が占める割合）等の貧困調査の実施を行政の義務として法定すべきです。

(2) 雇用保険制度の拡充

失業者の約2割しか雇用保険を受給できていない現状を改めるため、雇用保険の加入要件・受給要件を大幅に緩和すべきです。

(3) 職業訓練・職業教育機関の整備・充実等

貧困の固定化等を防止するため、企業外に、利用しやすく効果的な多様な職業訓練・職業教育機関を整備・拡充し、あわせて訓練・教育中の生活保障制度を整備すべきです。

(4) 子育て世帯のサポート

シングルマザーをはじめ子育て世帯を支える社会保障の脆弱さゆえに、貧困が子どもに拡大していくことのないよう、児童手当の大幅増額、保育施設の実質的運営に関する公的責任の維持と保育料減免の拡大、初等教育及び前期中等教育の教育費（授業料・教科書のみならず、給食費・補助教材費・学用品費等

を含む)の実質的無償化,公立高校の受入数の拡大,公営低家賃住宅の大量供給等,子育てワーキングプア世帯を支えうる社会保障制度の整備を検討すべきです。

(5) 住居喪失者の支援

非正規労働者を中心とした大量失業に際し,多くの人が生存の危機にさらされる事態が生じていることから,公営低家賃住宅を大量に供給するとともに,住居を喪失してから次の住居に入居するまでの生活ができる十分な数の緊急一時宿泊場所を全国各地に設置すべきです。

(6) 生活保護法の改正と運用の改善等

1) 生活保護法の改正

水際作戦等の違法な権利侵害を不可能にする制度的保障,保護の基準の全部を生活保護法の別表に掲げることによって保護基準の決定に国会による民主的コントロールを及ぼすこと,法律の名称変更等恩恵的な呼称をなくし権利性を明確にすること,住宅給付等について,受給基準を緩和し,ワーキングプアに対する積極的な支援を実現すること,人件費,事務費を含む生活保護制度実施のための費用を全額国が負担すること,ケースワーカーの必要人数に関する配置基準を,拘束力のない「標準数」ではなく,拘束力のある「法定数」とすることなどを骨子とする生活保護法改正を行うべきです。

2) 老齢加算の復活

2009年12月に復活された母子加算と同様に,老齢加算を削減・廃止前の内容で復活させるべきです。

3) 運用の改善

生活保護の受給資格が法的にあるにもかかわらず,水際作戦等によって申請を拒否される事例が依然多いため,生活保護法を正しく運用するとともに,その積極的な活用を国民に周知すべきです。

(7) 生存権保障水準を底上げする「新たなセーフティネット」の制度構築

緊急の「経済危機対策」として構築された就職安定資金融資,訓練・生活支援給付,住宅手当,生活福祉資金・総合支援資金並びに臨時特例つなぎ資金貸付を,生存権保障水準の底上げにつながるよう改善すべきです。

(8) ワンストップの総合相談窓口の整備・充実

生活困窮者が利用しやすいワンストップサービスの総合相談窓口(失業保険,

就職支援，職業訓練期間中の生活保障給付，生活保護，住居，多重債務，公的貸付，労働問題など）を全国各地に直ちに設置し，窓口には経験・知識のある職員を配置すべきです。その第一歩として政府が試行したワンストップ・サービス・デイは，その支援対象者の拡大，生活保護の申請援助体制の整備，広報の充実など実施体制の改善を図りつつ継続実施すべきです。

8 生命・健康と医学・医療に関する人権の確立

(1) 医療事故調査委員会の設置と医療事故無過失補償制度の創設

医療事故が生じた医療機関内において，当該事故について自律的かつ公正で客観的な調査を行う機関が設置されるよう促すための施策がとられるべきです。また，国は，医師などの医療従事者のほか患者の立場を代表する者や法律家などで構成される公正で中立的な第三者調査機関を設置すべきです。

さらに，調査によって事故の経過や原因が早期に明らかになることを生かして，より迅速に医療事故の被害が救済されるべきであり，そのために国の制度として，無過失補償制度を創設すべきです。

(2) 生命・健康と医学・医療に関する人権の確立

安全で質の高い医療を受ける権利，インフォームド・コンセントを中心とした患者の自己決定権などの患者の権利，並びにこの権利を保障するための国及び地方公共団体の責務などについて定めた「患者の権利法」を制定すべきです。

また，人を対象とする医科学研究等の特性を踏まえた被験者の権利保障のあり方（被験者保護法）や，不妊治療や再生医療など，人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究がどの範囲で許されるか（生殖医療法）についても法律で定めるべきです。

終末期医療のあり方や脳死・臓器移植については，人間の尊厳を保持し，患者の権利が損なわれることのないよう慎重な検討が必要です。

(3) 医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の整備

調査・勧告権限を有し，薬害被害者や市民が委員として参加する第三者監視機関の創設や，医薬品副作用被害救済制度の拡充を行うべきです。

9 持続可能な社会の形成

(1) 気候変動 / 地球温暖化対策法の制定

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書は，温室効果

ガス排出を，1990年比で，先進国全体で2020年までに25～40パーセント，2050年までに80～95パーセント削減する必要があると警告しています。この目標を直ちに法的拘束力のあるものとし，また，再生可能エネルギーの固定価格買取制度や，総量規制を前提とした排出量取引制度・環境税など経済的措置を実施するための法整備を速やかに行うべきです。

(2) 公害被害の救済・予防と環境権・自然享有権の確立

水俣病など過去に発生し，今もなお被害が残り続ける公害被害について，救済制度を充実させることは，引き続き重要な課題です。

新たな公害被害の発生と環境破壊を防止するためには，予防原則に立った環境政策と実効性ある環境影響評価制度の実現が不可欠です。また，環境基本法に，環境権，自然享有権を法的権利として明確化する規定を設けるべきです。

(3) 情報公開の徹底と市民参加の確保

環境情報の公開，環境NGOや市民の政策決定過程への参加，市民訴訟条項（市民が法の適正な執行を求めて行政や事業者等を被告として訴えを提起できる制度）や環境団体訴訟制度の導入が重要です。

この点に関しては，EUを中心とするオーフス条約（「環境に関する，情報へのアクセス，意思決定における市民参加，司法へのアクセスに関する条約」）が注目されており，わが国においても，同条約等を参考にして国内での法制化，制度化を図るべきです。

(4) 公害紛争処理法の改正

公害紛争処理法が果たしてきた一定の役割をさらに発展させるために，被申請人の出頭義務の法定化，予防原則に立った職権調査の導入，韓国の環境紛争調整法のように自然生態系破壊も対象にするなどによって，同制度を公害・環境紛争処理制度全体としての有効なADR制度に改めるべきです。

10 表現の自由の確立

(1) 市民の表現の自由の保障

公務員の休暇時のビラ配布などを一律に制約している国家公務員法や地方公務員法の規定を改正すべきです。

また，市民の選挙運動や政治的表現の自由を確保するため，早急に公職選挙法を改正し，選挙運動における戸別訪問禁止などの制約を撤廃すべきです。

(2) 放送行政に関する独立行政委員会の設置

放送メディアが権力監視という報道機関の責務を十分に果たすため、放送事業者によって設立されたBPOなどの自主的な規制機関の判断を尊重しつつ放送行政を行う実施主体として、政府から独立した独立行政委員会を設置すべきです。

1 1 プライバシー保護に関する第三者機関の設置

プライバシー保護の状況を調査監督し、プライバシー侵害のおそれのある行爲を行っている行爲者に対して是正勧告をすることができる、行政機関から独立性をもった第三者機関を設置すべきです。

1 2 犯罪捜査と人権

(1) DNA型データ情報管理の法制化

DNA型情報が個人の究極のプライバシーであることから、採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関などについて、法律で定めるべきです。

(2) 犯罪対策大綱を人権基準から見直す

犯罪対策の大枠を決定する「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」について、人権保障及び、監視社会を抑制し更生のための社会的素地を作る観点から再検討すべきです。

(3) 共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准する

わが国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い共謀罪を導入することなく、国連組織犯罪防止条約の批准手続を進めるべきです。

(4) サイバー犯罪条約批准に向けた慎重な対応

欧州評議会のサイバー犯罪に関する条約の批准にあたっては、国民のプライバシーや通信の秘密に対する重大な制約を招来しないよう、条件の付加や留保を最大限に行うべきです。その前提となる国内法整備にあたっては、電子計算機に電子通信回線で接続している記録媒体からの複写や保全要請等に関する規程は設けないこととすべきです。

1 3 戦争被害と人権

(1) 原爆症患者の完全な救済と在外被爆者の医療援助等

原爆症患者の完全な救済のため、認定・給付のさらなる見直しを行うべきです。また、海外在住の被爆者への医療援助を、被爆者援護法に位置づけた十分なものとすべきです。

(2) 戦争後の諸問題への取組

先の戦争において日本がもたらした重大な人権侵害について、戦時性的強制被害者問題の解決の促進、戦時強制抑留者への特別措置など戦争被害の改善措置をとるべきです。

1.4 犯罪被害者等補償法の制定

犯罪被害者は、高額な医療費を負担したり、稼働困難となって収入が激減する等、経済的被害に苦しめられることが少なくありません。現行の犯罪被害者給付金制度の見直しにも限界があり、犯罪被害者の経済的被害回復のため、犯罪被害者等基本法第3条1項の理念に基づき、新たに犯罪被害者のための犯罪被害者等補償法を制定すべきです。

1.5 被災者のための災害復興基金の創設

自然災害被害者の人権を十分に尊重した復興を実施するために、国に恒久的な災害復興基金を創設し、発生した大規模災害ごとに被災地方公共団体に災害復興基金を設置すべきです。

1.6 外国人の暮らしと権利の保障

(1) 国籍選択制度の廃止、複数国籍を容認する国籍留保制度等の改正

国際化の進展する中においては、異なる国籍の両親のもとに生まれた子どもなどにいずれかの国籍の選択を求める国籍選択制度は廃止すべきです。また、国籍留保制度、自ら他の国籍を取得した場合の国籍喪失制度についても、複数国籍保持を容認する方向で検討すべきです。

(2) 定住外国人の地方参政権付与

住民自治の理念に基づき、定住者、永住者、特別永住者などの定住外国人には地方参政権を与えるべきです。

(3) 外国人の在留管理を強化する入管法の改正等

永住者などの在留カード常時携帯義務を撤廃し、外国人住民票の対象を仮放

免対象者にも拡大するなどの出入国管理及び難民認定法，住民基本台帳法の改正を行うべきです。

(4) 外国人技能実習生制度の抜本的見直し

労働諸法令の潜脱方法して悪用されることの多い外国人技能実習制度については，廃止を含めた検討を行うとともに，いわゆる単純労働者等の受け入れの是非や新たな制度を検討するにあたっては，入国した外国人やその家族の労働基本権などの人権を実質的に保障し，多民族多文化の共生する社会を構築するという観点から制度設計を行うべきです。

(5) 外国人入籍基本法の制定

外国人・民族的少数者を多民族多文化共生社会の一員とするべく，差別禁止法制を含めた教育・公的参画・労働法制・社会保障などの整備を定める法律が必要です。

1.7 人権保障を国際標準に

(1) 難民認定制度における独立した審査機関の設置と難民申請者の生活保障制度の創設

出入国管理及び難民認定法を改正し，専門性を持ち，入国管理や外交政策から独立した審査官による難民審査機関を設置すること，また，難民申請者でも健康で文化的な最低限度の生活を営むための生活を保障する制度を確立することが必要です。

(2) 政府から独立した国内人権機関の設立

政府から独立した国内人権機関を設立することは，国連が世界に求めている国際的な人権基準を国内で実行するためのシステムの一環です。パリ原則に基づき，政府から独立した国内人権機関を内閣におくことが必要です。

(3) 条約機関などによる総括所見の国内実施

人種差別撤廃委員会の2001年3月20日付総括所見，社会権規約委員会の2001年9月24日付総括所見，子どもの権利委員会の2004年2月26日付総括所見，拷問禁止委員会の2007年8月7日付総括所見，自由権規約委員会の2008年10月30日付総括所見，女性差別撤廃委員会の2009年8月7日付総括所見，並びに2008年6月12日人権理事会による普遍的定期的審査によってなされた日本に対する勧告について，国内実施を図るべきです。

(4) 人権条約違反を上告理由に

刑事訴訟及び民事訴訟における上告理由に，日本で発効している人権条約違反を加えるべきです。

(5) 個人通報制度を定める選択議定書の批准等

日本政府は，国際人権（自由権）規約をはじめ，女性差別撤廃条約，拷問等禁止条約，人種差別撤廃条約などにおける全ての個人通報制度について，制度を規定する選択議定書の批准，条約に含まれる個人通報条項の受諾宣言をすべきです。

(6) 死刑の執行停止と死刑の存廃についての国民的議論の提起

死刑の廃止・執行停止は国際的な潮流であり，特に日本の死刑制度には，死刑に直面している者に対し，十分な弁護権，防御権が保障されていない等様々な問題点があります。政府に対し，死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受けとめ，死刑の執行を停止し，死刑制度の存廃について国民的議論を行うべきです（後記第3，1(16)参照）。

1 8 憲法改正手続法の見直し

最低投票率の定めを設けること，国民投票運動を萎縮させる多くの制約の撤廃など，国民投票に真に国民の意思を反映できるよう，憲法改正手続法を見直すべきです。

1 9 日米地位協定の見直し

米軍への施設・区域の提供や，日本における米軍の地位等を定めた日米地位協定は，憲法上の問題のほか，米軍人の犯罪の第一次裁判権の定めや，日本国の捜査機関に対する被疑者の身柄の引き渡しなど，司法権に関するものをも含めて不平等性が強いことなど，問題が多々あります。その是正のための改正を行うべきです。

2 0 暴力団等による被害の防止，救済

暴力団対策法をはじめとする法律や制度を利用し，あるいは新たな制度を提言するなどして，潜在化・匿名化・不透明化する暴力団等の活動を排除し，市民や企業，行政に対する暴力団等による被害の防止，救済を図るべきです。

また、暴力団による被害の根絶に向けて、暴力団との関係を完全に遮断する方策や、違法収益をはく奪し暴力団の資金源を断つ方策などを実行すべきです。

2 1 企業の健全な発展のために

経営基盤の脆弱な中小企業の権利保護を実のあるものにし、その経営を支援するため、不当な貸しはがしや下請けいじめ等に対する救済などの現行法の適切な運用、事業活動を支援する法制度の整備、中小企業による法的サービス利用を促進するための全国共通の専用ダイヤルによる弁護士紹介事業（愛称：ひまわりほっとダイヤル）の普及啓発、経済的な側面からこれをサポートするための弁護士費用共済・保険制度の整備を行うべきです。

また、法の支配を浸透させる観点から、企業のコンプライアンスを実行あらしめる法制度の整備、企業を社会的責任遵守へ誘導する諸施策を検討すべきであり、法の支配の担い手である弁護士等法曹有資格者が適切な役割を果たせる制度を検討すべきです。

第2 透明で公正な行政の実現 - 官僚主導から脱却し法の支配の確立を

1 いきすぎた裁量行政を許さない

行政が、憲法13条の個人の尊重をはじめとする憲法上の権利の最大限の保障に資するものとなるよう、次のような改革に取り組むべきです。

(1) 行政実体法・手続法の改革

行政裁量の適切な行使を確保するためには、行政実体法の改革が必要です。例えば都市計画法、環境影響評価法など、各分野における行政実体法はそれぞれの課題を有しており、適時に改革を行うべきです。

不服申立の対象となる行政活動の拡大、不服申立を求める資格の拡大、義務付け・差止めなどの救済方法の拡大、審理の客観・公正性を高める行政法審判官制度及び行政審査院制度を導入した新しい不服申立制度（「是正請求制度」）を創設するなど、行政不服審査法を改正するとともに、行政が適切に権限を行使しない場合に行政の積極的な作為を求める申請手続の創設などを内容とする行政手続法の改正も検討すべきです。

また、行政活動が適法適正なものとなるように、個別法における行政手続を充実

させるほか，行政調査，行政計画，公共事業などに関する手続を行政手続法に定めるべきです。

(2) 行政法とその運用をチェックする恒常的改革機関の設置

行政法制度とその運用を国民の立場から不断にチェックし，改善するための恒常的な国の機関を創設すべきです。

(3) 行政事件訴訟法改正による裁量審査基準の明確化

行政庁の裁量は，常に適切に行使されるとは限りませんが，現在の行政訴訟のもとでは，これをチェックすべき裁判所が十分に裁量審査をできていません。行政事件訴訟法に裁量審査基準を定めるなどして，裁判所による裁量審査を強化することが必要です。

(4) 行政訴訟の要件緩和

国民が行政訴訟制度をより活用できるように，義務付けの訴え，差止めの訴え，仮の義務付け，仮の差止め，執行停止などについて要件を緩和すべきです。

(5) 団体訴権の導入

消費者保護や環境保護等の分野で民間公益団体等が原告となり，訴訟を提起することを認める団体訴訟制度を創設すべきです。

(6) 行政訴訟の対象範囲の拡大

政省令，通達などの行政立法，都市計画決定などの行政計画について，その違法を争う訴訟制度を創設すべきです。

(7) 行政裁判への陪参審ないし裁判員制度の導入

国民が司法に直接参加する制度は，国民の常識を裁判に反映させ，裁判官を監視する役割を持ちます。国民の目を通して行政監視を行うために，陪参審ないし裁判員制度を導入すべきです。

(8) その他

国民の権利利益の保護，適正な行政の確保といった行政訴訟の目的規定の追加，提訴手数料の低額化などさらに行政訴訟を使いやすくするための行政事件訴訟法の改正を行うべきです。

2 行政機関情報公開法の改正

(1) 不開示情報の限定

行政機関情報公開法において，防衛外交情報や犯罪等公共の安全と秩序の維持情報などにつき，不開示情報の範囲を狭めるとともに，開示請求に対する存

否応答拒否処分や不存在処分の濫用的運用を改めるべきです。また、刑事訴訟記録も同法の適用を受けることとし、歴史的な刑事記録の開示を可能とすべきです。さらに、これらの不開示決定処分を判断する情報公開・個人情報保護審査会において、情報公開に積極的な委員長や委員を選任するなどの運用改善も行うべきです。

(2) インカメラ審理の導入

インカメラ審理（裁判官だけが非公開文書を直接に見て公開非公開を判断する仕組み）の規定を、情報公開法に規定すべきです。

(3) 公文書管理法の充実・実効化

公文書管理法の施行にあたり、公文書の存否及び所在を明確にすることで情報公開がより一層充実するための基盤を確立すべきです。

また、作成から30年が経過した公文書については、原則として公開する制度を導入すべきです。

3 納税者権利保護法（仮称）の制定

我が国の納税者の権利利益の保護・救済制度が諸外国に照らして著しく立ち後れている現状に鑑み、納税者に保障されるべき権利利益の内容を具体的に明らかにし、かつ、税務調査に関する手続を新たに規定し、現行の不服申立手続及び訴訟手続を改革するとともに、国税不服審判所の独立性の強化や裁判所における租税訴訟担当専門部の設置などを定める新たな法律「納税者権利保護法（仮称）」を制定すべきです。

4 納税者（公金検査請求）訴訟制度の導入

一定の国レベルの公金の支出に関し、国民が会計検査院に検査請求を行い、さらに不服がある場合には裁判所に提訴してチェックできる制度として、納税者（公金検査請求）訴訟制度を創設すべきです。

5 独占禁止法の改正

現在の公正取引委員会の審査・審判手続を改正する際には、手続の適正が保障されるべきです。具体的には、課徴金が課される重大事件についての公正取引委員会による審判手続と裁判所での取消訴訟の選択制や、審判請求人による公正取引委員会の手持ち証拠資料の閲覧謄写制度、審判官の独立性の確保等が必要です。また、公正取引委員会の審査手続における弁護士の立会権を含む手続保障につい

ても、国際標準にも配慮したうえで制度化すべきです。平成22年通常国会に提出された改正法案については、審査手続の際の事前説明手続を主宰する手続管理官の権限・義務の明確化をはかり、審査官の手持ち証拠の開示の拡大、事前説明調書の取消訴訟裁判所への送付を認めること等が必要です。

第3 人権保障の観点から刑事手続を改革する

1 えん罪を生まない刑事手続改革

(1) 取調べ全過程の録画

自白の強要を防止し、また、裁判官や裁判員が自白の任意性を客観的に判断できるようにして、密室取調べによるえん罪の発生という究極の人権侵害が発生することを防ぎ、真相に近づくために、直ちに取調べの全過程の録画を実行し、一刻も早く法制化すべきです。

また、参考人の事情聴取についても、全過程の録画を検討すべきです。

(2) 弁護人の取調べ立会権

違法・不当な取調べを防止し、犯罪の嫌疑をかけられた市民が弁護人の助言を受けて防御権を行使できるようにするため、弁護人が取調べに立ち会えるようにすべきです。

(3) 取調べ時間の法的規制

長時間の取調べによる自白の強要を防止するために、取調べの時間を原則として午前10時から午後5時までとした上で、食事時間や休憩時間を決められた時間にしがって保障し、1日あたりの取調べ時間を5時間に制限するなど、被疑者取調べの時間に法的規制を設けるべきです。

(4) 秘密交通権の保障と接見機会の確保

身体を拘束された被疑者が直ちに弁護人の十分な助言を受けられるようにするために、弁護人の接見を制約する刑事訴訟法39条3項を削除して接見指定制度を廃止するとともに、書類の授受を含め秘密交通権の確保を明文で規定するとともに、接見室を大幅に増設し、また、接見室以外での面会も可能にすべきです。

(5) 勾留・保釈制度の改善

捜査機関が被疑者・被告人の身体拘束を利用して自白を強要したり、身体拘束により被疑者・被告人の社会生活が破壊される事態が生じる運用を抜本的に

改善するため、出頭等確保措置（いわゆる未決勾留代替制度）を導入し、あわせて勾留及び保釈除外事由の要件の厳格化、起訴前保釈制度の創設を行うべきです。

(6) 証拠開示の拡充

えん罪を防止するためには、無罪の証拠が検察官の手元に埋もれないようにすることが必要です。検察官に、手持ち証拠の一覧表の作成と弁護人への開示を義務付け、原則として全ての証拠が弁護人に開示されるようにすべきです。

(7) 証拠保全要件の緩和及び事件関係者との面会の拡大

弁護人の証拠確保のため、証拠保全の要件を緩和するとともに、身体拘束されている被疑者・被告人以外の事件関係者と弁護人が、立会・制限なく面会できるようにすべきです。

(8) 伝聞法則の例外の厳格化

捜査官が作成した調書が本人の法廷供述より重視されるいわゆる調書裁判を許さないために、証人について刑事訴訟法321条1項2号を削除するとともに、被告人について同法322条1項の任意性の要件を厳格化し、客観証拠と法廷での尋問によって有罪・無罪を判定する制度に改めることが不可欠です。

(9) 「有罪・無罪の判断」と「刑の量定」の手続の二分

「有罪・無罪の判断」の手続と「刑の量定」の手続を分け、まず犯罪事実に関する証拠のみに基づいて有罪・無罪を判断し、有罪の判決を言い渡した場合に限り、犯罪被害者等の意見や前科を含む情状資料に基づき刑の量定をする、手続二分制度を導入すべきです。

(10) 検察官請求証拠等の写しの交付

検察官が請求する証拠書類や開示する証拠書類の写しが、弁護人に交付されるようにすべきです。また、これらの書類を謄写するための費用は、実費が支給されるようにすべきです。

(11) 国選弁護報酬の適正化

弁護活動の労力に応じた適正な報酬が支払われる国選弁護報酬基準に改正すべきです。

(12) 私的鑑定費用などの実費支給

私的鑑定費用など、実効的な弁護活動に必要とされる費用が全額支給されるようにし、弁護人から専門家へのアクセスを容易にするなどして、検察官と弁護人の人的・経済的・技術的資源の対等性を実現すべきです。

(13) 被疑者段階の公的弁護制度の拡充

刑事訴訟法 37 条の 2 を改正し、被疑者国選弁護事件の対象を拡大すべきです。また、対象事件が限定され、かつ被疑者国選弁護人の人数を制約している刑事訴訟法 37 条の 5 を改正し、あらゆる事件で、被疑者国選弁護人の複数選任を認めるべきです。逮捕段階については、国費による当番弁護士制度を導入すべきです。

(14) 弁護士の対応態勢確立等

当連合会は、刑事手続を適正化し、公正な裁判を実現するために、弁護士の対応態勢を確立し、研修を充実化していきます。

(15) 誤判原因を究明する調査委員会の設置

調査権限をはじめ十分な権限を付与された公的な第三者機関としての「誤判原因を究明する調査委員会」を設置して、無罪判決確定事案につき、誤判（誤起訴を含む）発生の原因を明らかにするとともに、捜査と公判における問題点を摘出して、我が国の刑事司法制度およびその運用において改善すべき点を明らかにすべきです。

(16) 代用監獄の廃止

国際人権基準に従って、被疑者を警察において拘禁できる最長期間を 24 時間ないし 48 時間に制限し、代用監獄を廃止すべきです。

(17) 死刑制度調査会の設置と死刑の執行停止

死刑制度の運用状況、死刑事件の誤判原因、国際的な死刑廃止・死刑執行停止の状況などについて調査するため、死刑問題に関する調査委員会を設置すべきです。また、法律により、調査委員会設置期間中の死刑の執行を停止した上で、調査委員会の調査結果も踏まえ、死刑の存廃についての議論を進めるべきです。（前記第 1、16 (6) 参照。）

2 刑事司法への市民参加

(1) 裁判員裁判の適正な運用と制度の改善

連日的開廷による集中審理が行われる裁判員裁判においては、被告人の防御権が十分に保障された手続となるよう、とりわけ公判準備段階における十分な証拠開示と弁護側の準備期間の確保、余裕のある審理計画の策定が必要です。また、参加する国民が主体的、実質的に関与し国民から信頼される刑事裁判となるよう、公判手続のあり方や、当該事件に必要な法律の枠組みを裁判員に正

確に提供するための説明，評議のあり方等の検討が不可欠です。

守秘義務が現状のままでは，評議で裁判員の意見が尊重されないような場面があったとしても，裁判員がその事実を公表することができず，改善が図れません。また，裁判員制度の検証のための資料も国民の間で共有することができません。そのような趣旨から，裁判員の守秘義務の範囲を限定すべきです。また，裁判員制度の検証にあたっては，裁判員が参加する手続全般について裁判員経験者の経験を聴取することができるよう，守秘義務の解除を行うことも検討すべきです。

多様な市民の常識を裁判に反映させるために，企業に裁判員休暇制度の制定を求め，裁判所に保育所を設けるなど，市民が裁判員として参加しやすい環境整備を図るべきです。また，国民の理解を得るための広報活動を引き続き実施するとともに，将来の裁判員を担う未成年者に対して法教育を施すための教育環境を整備すべきです。裁判員裁判に関する重要な情報源である判決書は，裁判員の参加した全裁判について広く公開すべきです。さらに，障がいのある人が広く裁判員として参加できるような環境整備も行うべきです。

(2) 検察審査会の活動の充実

審査補助員の関与が適切と考えられる事件では必ず審査補助員が委嘱される運用がなされるべきです。また，指定弁護士については，事件の難易度に応じた適切かつ十分な報酬の支払いが確保されるべきです。

3 刑事施設被収容者の処遇の改革・改善

刑事施設（刑務所・拘置所）における被収容者の処遇については，適時・適切な医療が受けられることを確保するための刑事施設医療制度改革及び厚生労働省移管，信書・面会等の外部交通の相手方・頻度・立会等の制限の見直し，事実上の隔離措置を含む隔離収容の期間等の限定，居室の単独室指定の原則化，過剰収容及び職員不足の解消のための職員増員，予算拡充，仮釈放や社会内処遇の方法改善など，さらなる改革を進めるべきです。また，刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会の独立性の強化と活動の充実も必要です。

身体拘束を受けた被告人が，公判廷において可能な限り自由な服装ができるよう，より一層の配慮がなされるべきです。

4 少年法の理念の実現

(1) 少年の健全な育成

少年法は、2000年、2007年、2008年と次々と「改正」され、少年の健全な育成、すなわち少年の成長発達権保障という少年法の理念が大きく後退してきています。原則逆送規定の見直し、逆送後の刑事裁判における少年の特性に配慮した特別の対応、調査対象となっている触法少年への国選付添人の選任などを実施すべきです。

また、全国の少年院・少年鑑別所には、刑事施設と同様に、第三者視察委員会を設置するなど、被収容者の人権を保障する措置を講じるべきです。

(2) 全面的国選付添人制度の実現

少年鑑別所に収容されて身体拘束を受ける少年は、少年院送致等重大な保護処分を受ける可能性も高く、全て国選付添人制度の対象とすべきです。また、本年5月から被疑者国選弁護人の対象事件が拡大された結果、被疑者段階の少年に国選弁護人が選任されながら、家庭裁判所送致後は国選付添人となれない事態も生じています。このような事態を回避する観点からも、速やかな国選付添人対象事件の拡大が必要です。

5 罪を犯した人等の人権

(1) 更生保護の充実

罪を犯した人もその尊厳と基本的人権を尊重され、社会内で地域の人々と共生できる環境を実現することは、罪を犯した本人の更生を支え、犯罪の減少にもつながります。そのためには、刑事施設内における被収容者の生活環境を改善し、矯正処遇プログラムや社会復帰に向けた職能教育・就労支援などを充実させるとともに、施設収容を終えて社会に復帰した人に対する支援を充実させることが必要です。また、刑事施設内に収容されなかった人に対しても、刑事施設外での処遇を促進させ、薬物対策プログラムの提供など、有効な社会内処遇の制度を構築すべきです。(なお、高齢者や障がいのある人が罪を犯した場合の支援につき、前記第1, 3(3)参照。)

(2) 厳罰化に歯止めを

均衡を欠いた刑罰は、本人と家族を絶望に追いやり、復帰すべき環境を破壊する上、犯罪対策としても有効ではありません。

近時仮釈放の数が著しく少ない無期懲役受刑者は、仮釈放の審査すらなされず、期限のない拘禁のもとにおかれています。一定期間ごとに仮釈放審査を受

ける機会を保障し，仮釈放審査を活性化するほか，仮釈放を審査する地方更生保護委員会の委員を，弁護士など行政から独立した人的構成とすべきです。

また，有期懲役刑の上限の引き上げや，刑罰法令の法定刑の重罰化，公訴時効制度の廃止・延長，死刑制度を存置したままでの終身刑の導入の議論などにみられる刑罰制度の重罰化の方向を改めるべきです。

(3) 心神喪失者等医療観察法の見直し

心神喪失者等医療観察法は，運用によっては保安処分の導入につながりかねず，弁護士らによる積極的な付添人活動によって保安処分的運用に一定の歯止めをかけてきました。施行後5年を迎える2010年7月には，不十分な規定を改正し，保安処分化への途を絶つべきです。

(4) 被疑者補償制度・非拘禁者補償制度の創設

不起訴処分となった被疑者及び無罪となった非拘禁者に対する金銭補償の制度を創設すべきです。

第4 司法・法曹の役割と機能の拡大を

1 民事法律扶助の大幅拡充

(1) 民事法律扶助予算の大幅増額

突然の解雇などにより，セーフティネットとしての民事法律扶助の利用者が急増しています。増加するニーズに十分対応ができるよう，法律扶助予算を大幅に増額すべきです。

(2) 社会的弱者への援助拡大

法的紛争や人権侵害が生じても自ら行動できず，法的サービスを受ける環境から遠ざけられている社会的弱者については，次のとおり援助を拡大すべきです。

高齢者・障がい者には，収入基準の緩和や償還金の免除または一部負担等の特別な配慮を行うべきです。

虐待などの子どもに対する人権侵害については，未成年であるため利用が制限されています。子どもが法的サービスを受けられるようにすべきです。

外国人については，在留資格のない外国人に対する人権侵害事件についても援助がされるよう，人道上の見地から在留資格の有無を問わないこととすべきです。

自然災害の被災者には，災害復興に資するよう災害関連事件について収入基準の

緩和や償還金の免除または一部負担等の特別な配慮を行うべきです。

(3) 援助を受けられる法的サービスの範囲の拡大

裁判を前提としなくても人権を守る観点から法律専門家による援助が必要とされる分野である生活保護、難民認定、労災、介護保険、年金等に関する行政不服手続を、援助の対象とすべきです。また、本人が訴訟をする場合の支援や、法的紛争解決に続く福祉、介護、医療などの分野における地域の行政、病院、施設などとの協議、サポートなども、新しい援助領域として位置づけるべきです。

(4) 立替制度から給付制度への移行

援助を受けた人が費用を償還する義務を負う仕組みを転換する必要があります。費用は原則として給付するものとし、利用者の負担能力に応じて一部負担金を課す制度に移行すべきです。

(5) 質・量ともに十分な法的サービスの提供態勢の構築

法律扶助事件の中でも、危険性を伴うDV事件や民暴事件、相当な労力や専門知識を必要とする医療過誤事件や行政事件等については、弁護士の複数受任が可能となるようにすべきです。また、提供される法的サービスの質・量を確保するため、スタッフ弁護士の拡充とともに、報酬の適正化を目指すべきです。

2 弁護士過疎・偏在対策

当連合会は、ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の開設及び公設事務所に赴任する弁護士の養成等を通じて、弁護士ゼロワン地域（地方裁判所支部の管轄区域を単位として、弁護士がいないか、1人しかいない地域）の解消を目指します。

また、弁護士過疎地域における独立開業の支援及び独立開業を予定している弁護士の養成等を通じて、弁護士偏在解消対策地区（地方裁判所支部の管轄区域を単位として、弁護士1人あたりの人口が3万人以上の地域等）の問題に取り組みます。

市民が「いつでも、どこでも、だれでも」法律相談が受けられるように、全国各地に法律相談センターを設置することを目指します。

3 日本司法支援センター（法テラス）を通じた司法アクセスの充実

法テラスの業務が、市民からより一層信頼され、利用されるものとなるよう、当連合会は、以下の諸課題の実現に向けて取り組みます。

(1) 地方事務所の充実・強化等

サービス提供の核である地方事務所の充実・強化と、地方事務所の意向が法テラス全体の方針策定に反映される体制の整備を求めています。

(2) 関係機関との連携強化

利用者に的確な情報提供が可能となるよう、法テラスと弁護士・弁護士会・地方自治体等との連携を促進します。

(3) 司法過疎の解消

司法過疎を解消するため、4号業務対応地域事務所等の設置を求めています。

(4) スタッフ弁護士の確保・支援

弁護士会、弁護士会連合会の協力を得て、必要かつ十分なスタッフ弁護士を確保し、養成、受入れ体制の整備、さらなる研修体制の充実に努めます。

また、スタッフ弁護士に対する必要な継続的支援を行い、その役割を十分に果たすために必要な環境整備を求めています。

(5) 職務の独立性確保

個々の事件に携わる弁護士の職務の独立性が損なわれることのないよう、法テラスとの適切な緊張関係を保ちつつ、適切な運営を求めています。

4 裁判官・検察官の大幅増員と地域に根ざした司法機能の充実

(1) 裁判官・検察官・職員の大幅増員等

裁判官や検察官の数を、今後10年以内に現在より倍増させることを目標として、大幅に増員すべきです。あわせて、裁判所書記官・事務官、検察事務官など、職員の数も増員すべきです。

また、法廷・弁論準備室の増設や、利用する市民のための待合室・保育室あるいは弁護人接見室・打ち合わせ室など、裁判所施設等の充実を実現すべきです。

(2) 裁判所支部機能の充実

あらゆる地域で、全ての市民が平等な司法サービスを受けられるようにするため、各地域の人口動態や潜在的な司法需要等を考慮し、裁判所支部新設も積極的に進めながら、各支部の人的・物的基盤を充実させ、その機能を強化すべきです。

5 利用しやすく市民の権利保護に役立つ民事訴訟制度を

民事司法の中核である民事訴訟を，市民にとって利用しやすくかつ市民の権利保護に役立つ頼りがいのあるものにするために， 提訴手数料の低額化及び定額化を行い， 当事者及び代理人による証拠収集手段（文書提出命令，当事者照会，弁護士会照会，固定資産評価証明の弁護士職務上請求など）の大幅な拡充をし， 独占禁止法を含む実体法における損害賠償制度や差止訴訟等の検討を行うべきです。

6 家事審判手続における手続保障の充実

家事審判制度について，事件の性質に応じて，主張と証拠の明確化と当事者への開示，審問期日への立会権の保障，証拠申出権の付与などの手続保障を充実させるべきです。また，合意管轄を認めるなど当事者にとって利用しやすい制度とすべきです。

7 労働紛争解決手続の拡充

近年の厳しい雇用情勢の中，増加する個別労働紛争を迅速かつ公正に解決するため，労働審判及び労働訴訟を担当する裁判官及び労働審判員を増員し，また，裁判所支部でも労働審判を実施するように拡充すべきです。

8 知的財産の正当な保護及び利用者ニーズに対応するための仕組みの構築

知的財産権の安定性・予測可能性を確保するため，権利生成過程における特許庁の裁量基準の法定化が必要です。また，知的財産高等裁判所の運営や知的財産訴訟の専属管轄化について検証すべきです。さらに，法科大学院の活用や当連合会の研修等を通じた知的財産専門弁護士等の知的財産人材の育成，地域や大学，中小ベンチャー企業等のニーズに対応した知的財産専門弁護士活用の仕組み（営業秘密管理指針の普及支援活動等）を構築すべきです。

9 適切な裁判外紛争解決手続機関（ADR）の設置・拡充

ADRに対する需要が高まりつつある中，弁護士を活用した適正性の確保されたADR機関の設置及び拡充を進めるべきです。

また，各紛争解決事業者においては，事案に適切な対応ができるような制度設計が試みられ，研修等も行われています。これらの取組について，事業者及び関

係省庁間の協議会を設けたり，当該協議会に弁護士を参加させ，各紛争解決事業者の情報収集や能力向上を図るなどすべきです。

1 0 弁護士会照会の実効化

弁護士による重要な証拠収集手段である弁護士会照会制度につき，回答義務の明文化を中心とした整備・改善を行うべきです。

1 1 裁判官選任システムの改革

(1) 裁判官人事制度の見直し

裁判官の独立を確保するため，裁判官の報酬や転任についての人事権者の裁量の要素をなくした透明で客観的な人事制度の構築とともに，人事権の集中化を避ける諸策を検討すべきです。また，地方分権の趣旨に則り地域指向の裁判所を作ることを通して，地域に根ざして執務する裁判官というあり方を確立していく取組も行うべきです。さらに，裁判官の選任・再任・人事評価制度においては，外部評価情報の積極的な収集と活用並びに候補者及び裁判官に対する選任・再任時の下級裁判所裁判官指名諮問委員会における面接の機会の付与等が必要です。

(2) 最高裁判所裁判官選任制度の透明化と民意の反映

1) 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置

最高裁判所裁判官の任命手続の透明化・客観化を進めるため，法曹三者と有識者らを構成員とする「最高裁判所裁判官任命諮問委員会」を設置すべきです。

2) 最高裁判所裁判官国民審査法の改正

国民が最高裁判所裁判官の適否について実質的に判断できるようにするため，最高裁判所裁判官国民審査法を改正すべきです。具体的には，審査方式を×式に改めたり，国民審査投票用紙の受取拒否や棄権ができることなどの投票方法に関する広報活動を制度化すべきです。審査広報も一層充実すべきです。

1 2 弁護士任官等の推進

当連合会は，法曹一元を実現する観点から，弁護士任官，非常勤裁判官並びに判事補及び検事の弁護士職務経験など，具体的な課題をもった諸政策に積極的に取り組んでいきます。

1 3 弁護士の公益活動の促進

弁護士が「信頼しうる正義の担い手」として国民の信頼を得るためには、無償奉仕活動（プロ・ボノ活動）などの公益活動に積極的に取り組むべきです。当連合会は、弁護士が取り組むべき公益活動の内容・意義を明確にするなどして、公益活動の質と量の向上を図っていきます。

1.4 弁護士懲戒手続の一層の実効化

弁護士が「頼もしい権利の護り手」「信頼しうる正義の担い手」として国民の信頼を得るためには、その職務の質とともに、高い倫理を保持することが極めて重要です。当連合会は、弁護士の非違行為を防止するためにも、綱紀・懲戒手続の一層の実効化を図ります。

1.5 弁護士・依頼者間の秘密保護制度の導入

市民が安心して弁護士に相談できるようにするため、刑事手続や独占禁止法等の行政手続において、弁護士との交信記録等が押収されない権利、誰からの干渉もなく弁護士に相談できる権利を、依頼者の権利として早急に実現すべきです。

1.6 弁護士に対する「ゲートキーパー立法」の阻止

弁護士に対するゲートキーパー制度の適用は、依頼者が秘密のうちに弁護士と相談できる環境を傷つけ、依頼者の弁護士への信頼関係を損ない、市民の弁護士に対するアクセス障害となるおそれがあります。FATF（資金洗浄に関する金融活動作業部会）は2008年3月の審査において日本政府の対応を不十分と判断しており、今後の展開は予断を許しません。弁護士による顧客の本人確認及び取引記録の保存については、当連合会の会則で定めるところによるものとし、疑わしい取引の届出義務は弁護士には課さないこととした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定の内容を、今後も維持すべきです。

1.7 法科大学院を中核とする法曹養成制度の充実

教育の質の維持・向上を図るため、法科大学院の必修科目について、修得すべき知識の最低限の範囲を確定し、法的思考力の涵養を重視することを目的とした到達目標を設定するとともに、臨床科目など実務科目の充実を図るべきです。

全国適正配置に配慮しつつ、大規模校を中心に、法科大学院の入学定員を4000名程度にまで削減するとともに、問題点の改善が困難な法科大学院については、他校との連携や学生募集の停止等の措置がとられるべきです。

予備試験はあくまでも例外的な法曹資格取得の途として運用されるべきです。

プロセスとしての法曹養成制度を担う法科大学院、司法試験、司法修習の各運用状況等に関する情報の公表を一層進めるべきです。

なお、法曹人口の増加は、法曹の質確保のための法曹養成制度の成熟度や、法的ニーズをめぐる社会的状況、司法に関する基盤整備の状況などを考慮しながら進める必要があります。その観点から、年間の司法試験合格者数については、当面、過去数年の実績程度にとどめる必要があります。

それから先については、法曹の受け入れ先を広げていくことや、司法の基盤整備の状況を踏まえて、適正な増加のあり方について、より明確な方向性を打ち出すべきです。

18 法曹を目指す人への経済的支援の充実

経済的事情から法曹への道を断念する者を生じさせず、また、法曹として有為かつ多様な人材を確保するため、法科大学院における奨学金制度や授業料免除制度の充実を図るとともに、司法修習給費制を継続すべきです。

19 弁護士の継続教育の充実・実効化

変化し続ける社会において、弁護士が社会の多様なニーズに対応し、専門性を強化していけるよう、当連合会は、充実した、実効的な継続教育を提供していきます。

20 充実した人権教育の実施

国際人権（自由権）規約委員会からその必要性を勧告されるに至っている現状に鑑み、司法本来の役割である国民の人権を守るための、裁判官、検察官、弁護士など司法内部における真摯な人権教育を実施すべきです。

また、司法におけるジェンダーバイアスを除去するため、司法内部において、ジェンダー問題に関する研修を行うべきです。

当連合会は、充実した人権教育及び男女共同参画を実施するため、啓発・教育プログラムの開発と研究を進めるとともに、意思決定機関への女性会員の参

画を困難にする障害を調査し、これを取り除くための施策をとっていきます。

2 1 法の支配の確立に向けて - 法曹の登用拡大

社会のすみずみに法の支配を浸透させるため、企業内、中央官庁公務員、地方自治体公務員、独立行政法人等の諸団体、議員政策秘書等への法曹有資格者の活用が促進されるべきです。また、そのための制度整備・環境整備を推進すべきです。

当連合会は、弁護士に対する新たなニーズを的確に把握して、適切な人材を供給できる環境を整備していきます。

一方で、司法書士の「制約なき法律相談権」、行政書士の「行政不服審査の申立代理権」並びに社会保険労務士の「簡裁訴訟代理権」及び「労働審判代理権」の各権限拡大は認めるべきではありません。

2 2 組織内部の違法行為等をより広く社会の目に - 公益通報制度の見直し

現在の法律で保護される外部通報はあまりにも限定的であり、通報者を萎縮させるものです。通報対象事実の範囲や対象法律の拡大、通報先の限定の撤廃など、外部通報の保護要件の拡大等を行うべきです。

2 3 国際司法支援への財政措置の充実を

わが国が国際社会における法の支配の確立に貢献するため、アジアを中心とした発展途上国への国際司法支援を拡充すべきです。そのために、政府の基本方針を策定し、財政措置の充実を図るべきです。

第5 立憲民主主義の担い手たる市民の育成

法の背景にある原理原則を理解し、紛争を自律的に解決する能力を備えた市民を育成することは、えん罪発生を抑止、行政に対するチェックの実効化につながり、立憲民主主義社会の発展に資することになります。また、紛争解決の手段として適切に司法サービスを利用する資質の向上や動機付けにもつながり、司法サービスの提供システムが真に国民のためのものになります。

そのために、教育機関等と連携しつつ、法教育の普及と実践を行う必要があります。

す。

当連合会は、教材・プログラムの作成，人材の派遣などを通じて，法教育の拡充に貢献していきます。

以 上

死刑廃止 info!

アムネスティ・インターナショナル日本 死刑廃止ネットワークセンター

死刑廃止国と存置国

原文 [Abolitionist and retentionist countries](#) (最新の情報は原文をご参照ください。)

いまや世界の3分の2を超える国が、法律上、または事実上死刑を廃止している。廃止国、存置国の数は以下のとおりである。

あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国: 95
通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国: 9
事実上の死刑廃止国: 35

法律上、事実上の死刑廃止国の合計: 139
存置国: 58

< その他の資料 >

- [2007年の死刑判決と執行](#)
- [1990年以降の子ども犯罪者に対する執行](#)
- [国際条約の批准](#)
- [死刑廃止ニュース](#)

下記は、死刑を全面的に廃止した国、通常犯罪のみ廃止した国、事実上廃止した国、存置国、という4つの分類における国別のリストである。

最後にあるのは1976年以降に死刑を廃止した国のリストである。リストは、この10年間で死刑を法律上廃止した国、または通常の犯罪については廃止していたがすべての犯罪について廃止することになった国が、平均して年に3カ国を超えることを示している。

1. 全面的に廃止した国

(法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない国)

アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルンジ、カンボジア、カナダ、カボベルデ、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイチ、バチカン市国、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、キリバス、キルギスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニウエ、ノルウェー、パラウ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア(コソボ含む)、セーシェル、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、東チモール、トーゴ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ

2. 通常犯罪のみ廃止した国

(軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定している国)

ボリビア、ブラジル、チリ、エルサルバドル、フィジー、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、ペルー

3. 事実上の廃止国

(殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。)

アルジェリア、ベニン、ブルネイ、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、エリトリア、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ケニア、ラオス、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モロッコ、ビルマ(ミャンマー)、ナウル、ニジェール、バブアニューギニア、ロシア、大韓民国、スリランカ、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トンガ、チュニジア、ザンビア

ロシアは1996年8月に死刑の執行停止を導入した。しかしながら、チェチェン共和国では1996年から1999年の間に執行があった。

4. 存置国

(通常の犯罪に対して死刑を存置している国)

アフガニスタン、アンティグアバーブーダ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、チャド、中国、コモロ、コンゴ民主共和国、キューバ、ドミニカ、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、レソト、リビア、マレーシア、モンゴル、ナイジェリア、朝鮮民主主義人民共和国、オマーン、パキスタン、パレスチナ自治政府、カタール、セントキッツネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サウジアラビア、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、スーダン、シリア、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

1976年以降死刑を廃止した国

1976: ポルトガル(すべての犯罪に対して)

1978: デンマーク(すべての犯罪に対して)

1979: ルクセンブルク、ニカラグア、ノルウェー(すべての犯罪に対して)
ブラジル、フィジー、ペルー(通常の犯罪に対して)

1981: フランス、カボベルデ(すべての犯罪に対して)

1982: オランダ(すべての犯罪に対して)

- 1983: キプロス、エルサルバドル(通常の犯罪に対して)
- 1984: アルゼンチン(通常の犯罪に対して)
- 1985: オーストラリア(すべての犯罪に対して)
- 1987: ハイチ、リヒテンシュタイン、ドイツ民主主義共和国(注1)(すべての犯罪に対して)
- 1989: カンボジア、ニュージーランド、ルーマニア、スロベニア(注2)(すべての犯罪に対して)
- 1990: アンドラ、クロアチア(注2)、チェコスロバキア連邦共和国(注3)、ハンガリー、アイルランド、モザンビーク、ナミビア、サントメプリンシペ(すべての犯罪に対して)
- 1992: アンゴラ、パラグアイ、スイス(すべての犯罪に対して)
- 1993: ギニアビサウ、香港(注4)、セーシェル(すべての犯罪に対して)
ギリシャ(通常の犯罪に対して)
- 1994: イタリア(すべての犯罪に対して)
- 1995: ジブチ、モーリシャス、モルドバ、スペイン(すべての犯罪に対して)
- 1996: ベルギー(すべての犯罪に対して)
- 1997: グルジア、ネパール、ポーランド、南アフリカ(すべての犯罪に対して)
ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ(通常の犯罪に対して)
- 1998: アゼルバイジャン、ブルガリア、カナダ、エストニア、リトアニア、イギリス(すべての犯罪に対して)
- 1999: 東チモール、トルクメニスタン、ウクライナ(すべての犯罪に対して)
ラトビア(注5)(通常の犯罪に対して)
- 2000: コートジボアール、マルタ(すべての犯罪に対して)
アルバニア(注6)(通常の犯罪に対して)
- 2001: ボスニア・ヘルツェゴビナ(注7)(すべての犯罪に対して)
チリ(通常の犯罪に対して)
- 2002: キプロス、ユーゴスラビア(現在ではセルビアとモンテネグロの2つの国)(すべての犯罪に対して)
- 2003: アルメニア(すべての犯罪に対して)
- 2004: ブータン、ギリシャ、サモア、セネガル、トルコ(すべての犯罪に対して)
- 2005: リベリア(注8)、メキシコ(すべての犯罪に対して)

2006: フィリピン(すべての犯罪に対して)

2007: アルバニア(注6)、クック諸島、ルワンダ(すべての犯罪に対して)
キルギスタン、カザフスタン(通常の犯罪に対して)

2008: ウズベキスタン、アルゼンチン(すべての犯罪に対して)

2009: ブルンジ、トーゴ(すべての犯罪に対して)

注:

- (1) 1990年に、ドイツ民主主義共和国はドイツ連邦共和国(1949年に死刑を廃止)に統一された。
- (2) スロベニアとクロアチアは両国がまだユーゴスラビア社会主義連邦共和国であった間に死刑を廃止した。両国は1991年に独立した。
- (3) 1993年にチェコスロバキア連邦共和国はふたつの国に分かれ、チェコ共和国とスロバキアになった。
- (4) 1997年、香港は中国に特別行政区として返還された。それ以降も香港は死刑廃止を維持している。
- (5) 1999年、ラトビア国会は、平時の犯罪に対する死刑を廃止している欧州人権条約第6議定書を批准することを決議した。
- (6) 2007年、アルバニアは、すべての状況での死刑を廃止している欧州人権条約第13議定書を批准した。2000年には、平時の犯罪に対する死刑を廃止している欧州人権条約第6議定書を批准していた。
- (7) 2001年、ボスニア・ヘルツェゴビナは、すべての犯罪に対して死刑を廃止している「市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」を批准した。
- (8) 2005年、リベリアは、すべての犯罪に対して死刑を廃止している「市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」を批准した。
- (9) モンテネグロは、すでにセルビアとの連邦国家の一部となった2002年に死刑を廃止していた。2006年6月28日には独自の国連加盟国となった。すべての状況での死刑の完全廃止を規定した欧州人権条約の第13議定書の批准は2006年6月6日に実施された。

[【トップページに戻る】](#)



報告書「2009年の死刑判決と死刑執行」(抜粋・仮訳)

2010年3月30日

アムネスティ・インターナショナル

AIINDEX : ACT 50/001/2010

概要 OVERVIEW

2009年は、国家が行う司法による殺人の廃止に向け、世界がさらに前進した年だった。アムネスティ・インターナショナルが記録を取り始めてから初めて、ヨーロッパ全土にわたり処刑が1回も行われなかった。さらに、全世界に死刑執行停止を求める国連総会決議の実現に向けた、重要な進展があった。

ブルンジとトーゴの2カ国が死刑を廃止し、刑法から死刑を完全に撤廃した国は95カ国となった。人間を処刑することを拒絶する宣言を行った国は、世界で100カ国に達しようとしている。

米州諸国では、2009年に死刑を執行した国は米国だけであった。

サハラ以南のアフリカ地域において処刑が行われたのは、ボツワナとスーダンの2カ国のみである。

アジアでは、アフガニスタン、インドネシア、モンゴル、パキスタンで死刑執行がなかった。近年において、これらの国ぐにで初めて死刑執行のない年であった。

これらの成果は、死刑の全面的廃止の第一歩として、全世界の死刑執行停止を求めた2007年と2008年の国連総会決議によるものである。アムネスティは、この史上初の国連決議が、死刑存置国に廃止を促す大きな影響力を及ぼし続けることを期待し、またそう信じている。2010年後半にも、国連総会第3委員会において、同様の決議が検討される予定である。

国際社会の世論と行動は、死刑廃止に向けてはっきりと動きつつある。しかし、大量かつ政治的な処刑が、中国やイラン、スーダンなどの国ぐにで続けられている。前年に引き続き、世界の死刑執行の大部分が、アジア・中東地域、そして北アフリカ地域の2地域に集中している。

罪を犯した時点で18歳未満であった未成年犯罪者に対する処刑は、イランとサウジアラビアの2カ国で続けられた。これら未成年犯罪者の処刑は、国際法に違反している。

中国やベラルーシ、イラン、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナムといった国ぐにでは、死刑制度は国家機密とされている。このような死刑に対する秘密主義は、まったく正当化できないものである。これらの国ぐにが主張しているように、もし死刑が政府の合法的な行為であるならば、死刑制度を



人びとから隠し、国際的な調査を拒む理由はないはずだ。

2009年に死刑を執行した国は、18カ国である。アムネスティが記録したところでは、714人が処刑された。しかし、この合計数には、世界の死刑執行の多数を占める中国の執行数は含まれていない。そのため、実際の世界的執行数はこれをはるかに上回ることになる。中国は、前年に引き続き、死刑執行に関する正確な数字の公開を拒否した。もっとも、過去数年間に集まった証拠や証言、最近の多数の情報によれば、中国では2009年も数千人の人びとが処刑されたとみられる。

2009年に適用された処刑の方法として、絞首、銃殺、斬首、石打ち、電気椅子、致死薬注射などが挙げられる。

この資料は、アムネスティによる、2009年の死刑に関する世界的規模の調査をまとめたものである。情報は、公式の統計（入手できる国に限る）、非政府組織（NGO）、国際機関、人権擁護活動家、メディア、現地調査など、さまざまな情報源より収集した。

この資料に掲載されている数字は、アムネスティの調査から導き出された数値で、最低限ここまでは間違いなく確定できるという数値である。しかし、アムネスティとしては、実数は、これらの数字をはるかに上回っていることを強調しておきたい。意図的に死刑制度を秘密にする国や、死刑判決や執行数を記録しない国、公表しない国があるためである。

国名とアムネスティが算定した数字の次に+と表記されているものについては、その数値は最少推定値である。国名の次に+と表記され、数字が入っていないものは、死刑執行もしくは死刑判決がその国において少なくとも1回以上認められるが、実際の数は不明であることを表している。

付録 には、死刑廃止国・存置国リスト（2009年12月31日現在）を、また付録 には、死刑廃止規定を設ける国際条約の批准国リスト（同日現在）を、それぞれ掲載した。



世界の死刑の状況 THE GLOBAL PICTURE

世界の 3 分の 2 以上の国々には、法律上または事実上死刑を廃止している。58 カ国が死刑を存置しているが、それらの国のほとんどが、2009 年には死刑を執行しなかった。18 カ国が死刑を執行し、714 人を処刑したとみられる。しかし、中国が死刑制度に関する数字の公開を再び拒んだため、この数字には、何千人もの処刑が行われたとみられる中国の数字が含まれていない。

2009 年に死刑を執行した国：

バングラデシュ(3人)、ボツワナ(1人)、中国(数字不明)、エジプト(少なくとも5人)、イラン(少なくとも388人)、イラク(少なくとも120人)、日本(7人)、リビア(少なくとも4人)、マレーシア(数字不明)、朝鮮民主主義人民共和国(数字不明)、サウジアラビア(少なくとも69人)、シンガポール(1人)、スーダン(少なくとも9人)、シリア(少なくとも8人)、タイ王国(2)、米国(52)、ベトナム(少なくとも9人)、イエメン(少なくとも30人)

2009 年の死刑執行方法(一部)：

絞首(バングラデシュ、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、日本、朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、シンガポール、スーダン、シリア)、銃殺(中国、リビア、シリア、ベトナム、イエメン)、斬首(サウジアラビア)、石打ち(イラン)、電気椅子(米国)、致死薬注射(中国、タイ、米国)である。

中東と北アフリカ地域は、世界でも最も一人当たりに対する死刑の確率が高い。イラクは最も高い比率を報告した。これにイラン、サウジアラビア、イエメンが続く。

2008 年には、アフガニスタン、バーレーン、ベラルーシ、インドネシア、モンゴル、パキスタン、セントクリストファー・ネビス、アラブ首長国連邦で死刑が執行されたが、2009 年は、これらの国々で死刑の執行は報告されなかった。一方、タイでは、2009 年 8 月に、2003 年以降では初めて 2 人が処刑された。

2009 年の死刑判決数：

少なくとも 56 カ国で 2001 人が死刑判決を受けた(ただし、実際の数はもっと多い)。
アフガニスタン(少なくとも133人)、アルジェリア(少なくとも100人)、バハマ(少なくとも2人)、バングラデシュ(少なくとも64人)、ベラルーシ(2)、ベナン(少なくとも5人)、ボツワナ(2人)、ブルキナファソ(少なくとも6人)、チャド(数字不明)、中国(数字不明)、コンゴ民主共和国(数字不明)、エジプト(少なくとも269人)、エチオピア(少なくとも11人)、ガンビア(少なくとも1人)、ガーナ(少なくとも7人)、ガイアナ(3人)、インド(少なくとも50人)、インドネシア(1人)、イラン(数字不明)、イラク(少なくとも366人)、ジャマイカ(2人)、日本(34人)、ヨルダン(少なくとも12人)、ケニア(数字不明)、クウェート(少なくとも3人)、リベリア(3人)、リビア(数字不明)、マレーシア(少なくとも68人)、マリ(少なくとも10人)、モーリタニア(少なくとも1人)、モロッコ王国/西サハラ(13人)、ビルマ(ミャンマー/少なくとも2人)、ナイジェリア(58人)、朝鮮民主主義人民共和国(数字不明)、パキスタン(276人)、パレスチナ自治政府(17人)、カタール(少なくとも3人)、サウジアラビア(少なくとも11人)、シエラレ

オネ(少なくとも1人)、シンガポール(少なくとも6人)、ソマリア(12人。うち6人はプントランド、6人は暫定連邦政府の管轄内)、韓国(少なくとも5人)、スリランカ(108人)、スーダン(少なくとも60人)、シリア(少なくとも7人)、台湾(7人)、タンザニア(数字不明)、タイ(数字不明)、トリニダードバゴ(少なくとも11人)、チュニジア(少なくとも2人)、ウガンダ(数字不明)、アラブ首長国連邦(少なくとも3人)、米国(少なくとも105人)、ベトナム(少なくとも59人)、イエメン(少なくとも53人)、ジンバブエ(少なくとも7人)

2009年12月31日現在で、少なくとも17,118人の人びとが死刑判決を受けている。実際の数はずっと多いとみられており、これはアムネスティの調査による最小推定値である。中国、エジプト、イラン、マレーシア、スーダン、タイ、ベトナムのような主要な死刑存置国では、公式統計を含め、実態を知るために必要な情報を入手することができない。

2009年の執行数は、2008年より減少した。一方で、アムネスティは、死刑がますます政治的に使われていることを懸念している。中国、イラン、スーダンなどの国々において、死刑は、反体制派に対し広範囲に適用され、政府の権力を強化するために用いられている。

例えば、中国政府は、死刑の執行を減少させることが全体目標であると表明する一方で、社会の安定を乱すとみなした活動に対して厳格に対応することを誇示するために、死刑を用いている。これには、新疆ウイグル自治区での衝突や、汚職、麻薬密売に対する急速かつ強引な対応が含まれる。2人の男性が、チベット自治区での騒乱に関わったとして処刑された。これらのケースに対する処刑は、広くメディアで報道されており、しばしば、政府が犯罪を抑止する対策に力を入れている証拠として用いられている。

イランにおいては、2009年に少なくとも388人が処刑された。死刑は、政治的な事件や、「神に敵対する行為」の容疑で告発されたケースなどで適用されている。6月12日の大統領選挙から、マフムード・アハマディネジャドの2期目の大統領就任式が行われた8月5日までの8週間の間に、処刑数が急増した。処刑された人びとの多くは、不十分な法的手続きによって有罪とされ、その何人かはテレビで「自白」の様子が報道された後で有罪とされた。

スーダンでも同様に、死刑の運用において、裁判の不備や恣意性が指摘されており、しばしば不公正な裁判や拷問によって得られた証拠に基づいて死刑判決が下されている。また、国内の反体制勢力を抑圧する手段として、死刑が用いられている。

アジアの死刑の状況

前年までと同様、アジアでの死刑執行数は、世界の他の地域での執行数の合計よりも多かった。その大部分が中国で行われたが、その他にアジア・太平洋地域の7カ国で少なくとも26人が執行された。執行した国は、バングラデシュ(3人)、日本(7人)、朝鮮民主主義人民共和国(数は不明)、マレーシア(数は不明)、シンガポール(1人)、タイ(2人)、ベトナム(9人以上)である。

死刑判決は、以下の通り少なくとも819件あったことがわかっている。アフガニスタン(133人以上)、バングラデシュ(64人以上)、中国(数は不明)、インド(50人以上)、インドネシア(1人)、日本(34人)、朝鮮民主主義人民共和国(数は不明)、韓国(5人以上)、マレーシア(68人以上)、ミャンマー(2人以上)、パキスタン(276人)、シンガポール(6人以上)、スリランカ(108人)、台湾(7人)、タイ(数は不明)、ベトナム(59人以上)。

中国は今回も、死刑制度についての正確な統計の公表を拒否した。特定の事件については報道が許可されているが、死刑執行の数については国家機密であり、これを漏洩した者は刑事責任を問われることがある。したがってアムネスティは、中国で2009年に行われた正確な執行数を知ることができない。しかしながら、過去の事例や現在得られている情報から、その数は数千人にのぼると思われる。中国では、死刑は非暴力犯罪を含め約68の犯罪に適用され得る。国際人権基準に沿った公正な裁判で死刑判決を言い渡される人はいない。自白は拷問によって引き出されたものだと法廷で主張されたにもかかわらず、その自白が証拠として認められることが多い。また、検察側が有罪を立証するというよりもむしろ、被告人が無実を証明しなければならないことが多い。そして多くの場合、弁護士へのアクセスが厳しく制限されている。

2009年10月、ロサン・ギェンツェンとローヤーの2人のチベット人男性が処刑された。2人は2008年3月にチベット自治区とチベット人が多く住む隣接地域で起きた騒乱で逮捕され、その翌月、ラサの中級人民法院で死刑判決を言い渡された。

2009年7月に中国西部の新疆ウイグル自治区で起きた騒乱に関連して、同年10月に判決を言い渡された21人の中に、ウイグル人8人と漢民族1人が含まれていた。この9人は強盗、放火、殺人などで有罪となったのだが、最高人民法院が異常に早い再審査で死刑判決を承認した後、9人全員が処刑されたと11月9日に当局が発表した。

2008年3月に「違法な資金集め」で有罪となった実業家杜益敏は、最高人民法院が死刑判決を支持した後、2009年8月5日に処刑された。彼の弁護士は、最高で10年の拘禁刑および50万元(7万3000米ドル)の罰金が言い渡されるような、より軽い犯罪で有罪となるべきだったと述べた。

アクマル・シャイフは2009年12月29日、ウルムチの刑務所で致死薬注射により処刑された。シャイ



フは、麻薬密輸の容疑により、新疆ウイグル自治区の中級人民法院で2008年10月29日に死刑判決を受けていた。弁護人は、シャイフが精神障害であると訴えたが、ウイグル自治区上級人民法院は上訴を棄却した。

6月、中国当局は、致死薬注射は銃殺よりも「清潔で、安全で、簡便だ」として、執行方法を切り替えていくことが長期的目標だと述べた。8月のメディア報道によれば、移植臓器のおよそ65パーセントは執行された死刑囚の遺体のものだと当局が認めたという。衛生部副部長は、死刑囚は「臓器移植に適した材料では決してない」とメディアに語った。アムネスティは、処刑された死刑囚の臓器を使用することを強く批判している。

ここ数年、特にすべての死刑判決が最高人民法院で再審査されるという手続きが2007年に復活して以降、中国当局は、死刑の判決および執行数は減少していると繰り返し主張してきた。しかし、死刑制度に関する統計が国家機密である以上、その主張を検証し、実際の傾向を分析することは不可能である。中国が、死刑に関する国際法および国際基準に従い、死刑制度の運用状況を公開し、透明性を確保する時期はとうに来ている。

パキスタンでは2009年には執行がなかったようだ。2008年には少なくとも36人が絞首刑に処せられ、アジアで2番目に多い執行数だったことからすれば歓迎すべき変化である。しかし2009年には少なくとも270人が死刑判決を言い渡され、判明している限りでは死刑囚は世界で最も多く、7000人を超えている。

与党パキスタン人民党(PPP)は死刑の執行を事実上停止しているようだ。PPP幹部らは過去に死刑への反対を表明しており、故ベナジール・ブット元首相の誕生日である2008年6月21日には、ユースフ・ラザ・ギラニ首相がすべての死刑判決を終身刑に減刑するよう国会に提案した。残念なことに減刑は行われず、その後、年内に16件の執行があった。したがって、2009年には執行がなかったという事実は、偶然ではなく本物の進展があったことを示している。パキスタンではこれまで少なくとも17年間死刑の執行が続いていて、過去10年間におよそ347人が処刑された。

モンゴルでは2009年に執行はなかった。エルベグドルジ大統領は少なくとも3人の死刑囚を30年の刑に減刑した。近年モンゴルでは毎年数件の執行があったが、死刑は「国家機密に関する法律」の対象となるため、数はわからないことが多い。

インドでは5年連続で死刑の執行がない。しかし多数の死刑判決が言い渡されている。絞首刑が最後に行われたのは2004年だった。同国では死刑の適用が恣意的だと認定する最高裁判決が多い。ある判決では、インドの死刑に関するアムネスティの報告書を引用し、「(“例外中の例外である”刑罰が)極度に不公正に適用されているせいで、...死刑の宣告に関する法律に不明確な点が生じている。これは、憲法にのっとった適切な法手続きと平等の原則に明らかに違反するものである」と述べた。判事は、死刑の問題について、情報を提供した上での議論・論争を促進するために、法務委員会や国家人権委員会による信頼できる調査が行われるよう求めた。同じ判決の中で、最高裁判所は国連総会の執行停止決議と

地球規模の死刑廃止の動きに触れ、とくに、ネパールやブータンなど南アジアの死刑廃止国や、フィリピンや韓国における死刑廃止の動きに言及した。

近年日本で見られた執行数の増加は、減速しつつあるようだ。2000 年前後には、執行数は年に 1 人か 2 人だった。2006 年には 4 人が絞首刑になり、2007 年には 9 人に増え、2008 年には 15 人になった。民主党の新政権が誕生した 2009 年 9 月の時点では 7 人が執行されていたが、それ以降は執行がない。千葉景子新法相は死刑反対の意思を表明している。12 月、元警察官僚で現閣僚の亀井静香が、政府は死刑廃止を推進すると発表し次のように述べた。「国民の 85 パーセントが死刑に賛成ということを見ると、道のりは険しく、容易ではない」。2009 年末の時点で、死刑囚は 106 人だった。

朝鮮民主主義人民共和国は、中東以外で唯一公開処刑を行っている国で、執行方法は絞首か銃殺である。公開処刑は、殺人、人身売買、密輸、「有害な」情報の流布、宗教関係物配布、スパイなどの罪に対して行われているようだ。

6 月、中国との国境に近い北西部の竜川市で、聖書配布とスパイの罪でリ・ヒョンオクが公開処刑された。リ・ヒョンオクの両親、夫、3 人の子どもたちは政治囚収容所に送られた。同国代表は 12 月、国連人権理事会に対し、公開処刑は「非常に残忍で暴力的な犯罪」で有罪となった者に対して行われるもので、被害者の親族の要求によって「大変例外的な場合」に適用されると述べた。

韓国では、ある死刑囚が死刑は違憲であると申し立てた件について、憲法裁判所で上訴審が行われた。2010 年に決定が出る見込みである。韓国では 1997 年 12 月末以降、死刑は執行されていないが、死刑囚の数は依然として多い。

死刑に反対するアジアネットワーク (ADPAN) は、アジア・太平洋地域で死刑廃止のために活動する独立地域間ネットワークである。同ネットワークは、2006 年の発足以来、そのメンバーは 22 カ国で約 40 人に増えた。ADPAN は、共同声明を出したり、死刑の執行を止めるための行動や、日本の精神障害を持つ死刑囚に関する活動、この地域全体の懸念である薬物と死刑の問題についての活動、韓国の死刑廃止へ向けての法改正を支援する活動などを行ったりしている。

(仮訳)

配布

一般

CAT/C/JPN/CO/1

2007年8月7日

原文：英語

拷問禁止委員会

第38回国期

ジュネーヴ 2007年4月30日～5月18日

**条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査
拷問禁止委員会の結論及び勧告****日本**

1. 委員会は、日本の初回報告（CAT/C/JPN/1）を、2007年5月9日及び10日に開催された第767回及び第769回会合（CAT/C/SR.767 及び CAT/C/SR.769）において審査し、同年5月16日及び18日に開催された第778回及び第779回会合（CAT/C/SR.778 及び CAT/C/SR.779）において、以下の結論及び勧告を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、日本の初回報告が提出されたこと及び建設的な対話を開始する機会を持ったことを歓迎する。特に、委員会は、委員会が出した数々の口頭質問に対する代表団による明確化及び説明に、謝意をもって留意する。また、委員会は、代表団が政府の様々な省庁の多数の代表者から成っていたことを歓迎する。この点、締約国が条約上の義務の履行を重視していることを表すものである。さらに、委員会は、報告審査における非政府組織の同席も歓迎する。

3. しかしながら、委員会は、本来2000年7月が提出期限であった報告が、5年以上遅延した後に提出されたことを遺憾とする。また、報告は、条約の規定が締約国内で実質的にいかに適用されているのかに関する情報が十分に網羅されていないことについては、初回報告作成に関する委員会の指針に完全には適合していないことに留意する。報告は、条約が規定する諸権利の実施に関して具体的事例や統計に裏付けられた分析を提供するというよりも、主に法令上の規定に限定されている。

B. 肯定的要素

4. 委員会は、日本が大多数の国際人権条約を批准していることを歓迎する。
5. また委員会は、以下の法令の成立を歓迎する：
 - a) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(2004年法律第73号)
 - b) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(2005年5月24日施行、2006年6月2日改正)(訳注:「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の誤りと思われる)
6. 委員会は、刑事施設視察委員会及び被収容者の不服審査に関する調査検討会等、拘禁施設の監督を向上する目的で、暴行の再発を防止する新しいメカニズムが設置されたことに留意する。また、委員会は、留置施設視察委員会を2007年6月に設置する旨の発表を歓迎する。
7. 委員会は、人権基準並びに行動科学及び心理学を含むようになった刑事施設職員を対象とした研修カリキュラム及び実務に関する法務省矯正局の活動を歓迎する。
8. また委員会は、人身取引対策のために締約国がとった行動、特に2004年12月に人身取引対策行動計画が策定されたこと、及び人身取引対策として刑法や出入国管理及び難民認定法に関連する規定が改正されたことを歓迎する。
9. 委員会は、報告作成の枠組みで締約国が市民社会と協議を行ったことを歓迎する。

C. 主な懸念事項及び勧告

拷問の定義

10. 委員会は、条約第1条に規定する「拷問」と形容し得るすべての行為が日本の刑事法下で犯罪として処罰し得ると締約国は主張するものの、条約第1条に規定する拷問の定義は依然として締約国の刑法に含められていないことを、懸念をもって留意する。特に、委員会は、条約の定義に基づく「精神的拷問」が刑法第195条及び第196条の下で明確には定義されておらず、例えば脅迫といった「精神的拷問」に関連する行為に対する処罰は十分ではないことを懸念する。また、委員会は、日本の法律は、例えば自衛隊員及び入管職員等、あらゆる職種の公務員、公的資格で行動する個人、又は、公務員若しくはその他の公的資格で行動する個人の扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下で行動する個人を対象としていないことを懸念する。

締約国は、条約第1条に含まれる拷問の定義を、適当な刑罰と共に、特定の犯罪として拷問を特徴づけるすべての構成要件を含める形で、国内法に取り込むべきである。

条約の国内適用

11. 委員会は、条約の直接適用性に関する情報、特に、国内裁判所による条約適用の具体例、及び戦時における条約の適用に関する情報が欠けていたことを遺憾とする。

締約国は、国内裁判所による条約の直接適用を確保するためにとった措置に関する情報を、事例と共に委員会に提供すべきである。締約国は、戦時における条約の適用に関する情報も提供すべきである。

時効

12. 委員会は、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に対して時効が適用されることを懸念をもって留意する。委員会は、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に時効を適用することは、このような重大な犯罪の捜査、訴追、及び処罰を妨げ得るものであると懸念する。特に、委員会は、第二次世界大戦中に軍の性的奴隷の被害者となっただけでなく「慰安婦」によって提訴された案件が、時効に関連する理由をもって棄却されたことを遺憾とする。

締約国は、拷問未遂行為及び拷問の共謀又は拷問への加担となるような何人による行為を含め、拷問及び不当な取扱いに当たる行為が時間の制限なく、捜査、訴追及び処罰の対象となるよう、時効に関する規則及び規定を見直し、それらを条約上の義務に完全に一致させるべきである。

司法の独立

13. 委員会は、司法の独立のレベルが十分ではないこと、特に裁判官の任期及び必要な保障が設けられていないことを懸念する。

締約国は、司法の独立強化のため、特に裁判官の任期の保障を確保するために、あらゆる必要な措置をとるべきである。

ノン・ルフールマンの原則

14. 委員会は、締約国の国内法の特定の規定及び締約国の運用が条約第3条に適合していないこと、及び特に以下の諸事項について懸念する。

a) 2006年に改正された出入国管理及び難民認定法が、拷問の危険性のある国への退去強制を明示的に禁止していないこと、また、二次的な審査を行う当局が、条約第3条の適用について制度的に調査するようになっていないこと。

b) 難民認定申請を二次的に審査する独立機関が欠如していること。

c) 上陸防止施設及び入管収容センターにおける収容の状況について、暴行、退去強制のための身体拘束装具の非合法的使用、虐待、性的嫌がらせ、適切な医療措置へのアクセスの欠如に関し、数々の申立てがあること。特に、委員会は、入管収容センターにおける不当な取扱いとして認められた事案が今日まで1件のみであることを懸念する。

d) 入管収容センター及び上陸防止施設に独立した監視制度が存在しないこと、特に、入管職員による侵害があった場合に被収容者が不服を申し立てる独立機関が欠如していること。また、委員会は、第三者的立場にある難民審査参与員の任命基準が公表されていないことを懸念する。

e) 法務省が、難民認定申請者に対して最初の申請段階において法的代理人を選ぶ権利を

認めていないこと、及び政府の法律扶助は非居住者には事実上制限されていることに照らし、入管職員が下した決定を二次的に審査する独立機関が存在しないこと。

f) 司法による審査の機会を与えることが、すべての庇護申請者に対して十分に保障されている訳ではないこと、及び行政手続終了後直ちに退去強制が執行されたとの申立てがあること。

g) 庇護申請の却下から退去強制までの間、庇護申請者が不当に長期間収容されていること、特に、期間の定めなく長期に収容されている事案があるとの報告。

h) 2006年の入管法改正において設けられた仮滞在許可制度が厳格であって限られた効果しかないこと。

締約国は、外国人移住者の収容及び退去強制に関するあらゆる措置及び運用が、条約第3条に完全に適合するよう確保すべきである。特に、締約国は、退去強制対象者が拷問を受けるおそれがあると信じるに足りる相当な根拠がある国への退去強制を明確に禁止し、庇護申請を二次的に審査する独立機関を設置すべきである。締約国は、庇護申請及び退去強制手続において適正な手続を確保すべきであり、また、入管収容施設における取扱いに関する不服申立てを二次的に審査する独立機関を、遅滞なく設置すべきである。締約国は、退去強制を待つまでの収容期間の長さに期限を設けるべきであり、特に脆弱な立場の人々についてはそうすべきである。また、退去強制令書発付後における収容の要件に関する情報を公開すべきである。

代用監獄（代用の監獄における拘禁制度）

15. 委員会は、代用監獄という監獄の代用制度が、裁判所に出頭後、起訴に至るまで、被逮捕者を長期にわたって勾留しておくために、広範かつ組織的に利用されていることを深く懸念する。この制度は、被留置者の勾留及び取調べに関する手続上の保障が十分でないこととも相まって、被留置者の権利が侵害される可能性を増加させ、また、無罪の推定、黙秘権及び防衛権といった諸原則が事実上尊重されないようになる可能性がある。特に、委員会は、以下の事項につき深刻に懸念する：

a) 過度に多数の人々が、捜査中及び起訴に至るまでの間、特に捜査段階における取調べが行なわれている間、拘置所ではなく留置施設に勾留されていること。

b) 捜査機能と留置機能が十分に分離されていないため、捜査員が被留置者の護送にかかわり、その後、同案件の捜査の担当となる可能性があること。

c) 留置施設は長期にわたる勾留に使用するには不適當であること、また、被留置者に対して、適切かつ迅速な医療措置が施されていないこと。

d) 公判前に留置施設に勾留される期間が、起訴前で、一事案につき最大で23日にも及び得ること。

e) 留置施設における公判前勾留に関して、裁判所が勾留状を発付する件数が非常に多いことから分かるように、司法による効果的な監督や裁判所による審査が行われていない

こと。

f) 起訴前保釈制度がないこと。

g) 嫌疑がかけられている犯罪の種類にかかわらず起訴前のすべての被疑者に対する国選弁護制度がなく、右は現在重罪案件のみに限られていること。

h) 公判前勾留されている被留置者が弁護人にアクセスする機会が限られていること、特に、弁護人と被留置者との面会について特定の日時を指定する自由裁量権が検察官に認められており、右は取調べの際に弁護人が同席しないことにつながっていること。

i) 警察記録のうちすべての関連資料を法的代理人が閲覧する権利が制限されていること、特に、起訴に当たりどの証拠を開示するかを判断する権限が検察官に与えられていること。

j) 留置施設にいる被留置者が利用できる、独立した効果的な調査及び不服申立て制度がないこと。

k) 刑事施設において使用が廃止されたこととは対照的に、留置施設においては防声具(gags)が使用されていること。

締約国は、公判前勾留が国際的な最低水準に合致するよう、迅速かつ効果的な手段を採るべきである。特に、締約国は、公判前に留置施設を使用することを制限するため、2006年の監獄法を改正すべきである。優先事項として、締約国は、以下の事項に取り組むべきである。

a) 留置担当官を捜査から排除し、また、捜査員を被留置者の留置にかかわる事項から排除することにより、捜査機能と留置機能(護送業務を含む)の完全な分離を確保するよう法改正を行う。

b) 国際的な最低水準に合致するよう、被留置者が留置施設に身柄を拘束され得る期間に上限を設けるべきである。

c) 被留置者及び弁護人が防御の準備を行うことができるようにするために、被留置者が逮捕された直後から弁護を受けられること、弁護人が被留置者の取り調べに同席できるようにすること、さらに、被留置者及び弁護人が関係する警察記録を起訴後に閲覧できることを確保すべきである。同様に、身柄を拘束中も適切な医療措置を迅速に受けられることを確保すべきである。

d) 都道府県警察本部が2007年6月に設置される予定の「留置施設視察委員会」の委員に、弁護士会が推薦する弁護士を含めることを確保するなどの措置により、警察による身柄拘束の外部監視の独立性を保障すべきである。

e) 被留置者が申し立てた不服の審査のために、公安委員会から独立した形で、有効な不服申立制度を設置すべきである。

f) 公判前段階における身柄拘束について現行とは別の措置の採用を検討すべきである。

g) 留置施設における防声具(gags)の使用を撤廃すべきである。

取調べに関する規則及び自白

16. 委員会は、特に、公判前勾留の実施について司法による効果的な監督がないこと、

及び無罪判決に比べ有罪判決の数が不均衡に高いことにかんがみ、刑事裁判において自白に基づく有罪判決の数が多いたことを深く懸念する。委員会は、また、警察に身柄を拘束されている間に被拘禁者の取調べが適切に行われているか否かを確認する手段がないこと、また特に、取調べの継続時間に厳格な時間制限が定められていないこと、及びすべての取調べに弁護人の立会いが義務付けられていないことを懸念する。加えて、委員会は、国内法において、条約に適合しない形でなされた取調べの結果として得られた自白も法廷において許容される可能性があり、右は条約第15条に違反することを懸念する。

締約国は、警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、すべての取調べの電子的及びビデオによる記録、取調べへの弁護人のアクセス及び立会い等の措置によって組織的に監視されること、並びにこれらの記録が刑事裁判における利用に供されることを確保すべきである。また、締約国は、取調べの時間的長さについての厳格な規則を、この違反に対する適切な制裁と共に、迅速に採用すべきである。締約国は、条約第15条に完全に適合するよう、刑事訴訟法を改正すべきである。締約国は、強制、拷問若しくは脅迫、又は長期にわたる逮捕若しくは勾留の末になされた自白で、証拠として認められなかったものの件数に関する情報を、委員会に提供すべきである。

刑事施設における拘禁状況

17. 委員会は、過剰収容を含め、刑事施設における拘禁の一般的状況を懸念する。刑事施設における革手錠の使用が廃止されたことを歓迎しつつ、委員会は、制裁として「第二種手錠」が不適切に使用されたことがあったという申立てを、懸念をもって留意する。委員会は、受刑者への医療措置の提供が不当に遅延しているという申立て、及び行刑制度内に独立した医療職員がいないことを懸念する。

締約国は、国際的な最低水準に合致するよう、刑事施設における状況を改善するよう効果的な措置を講じ、特に現在の過剰収容を是正するための措置を採るべきである。締約国は、戒具に関する厳格な監視を確保し、特にそれが制裁に使用されることを防止するための措置をとるべきである。また、締約国は、適切かつ独立した医療措置が常にすべての受刑者に迅速に提供されるよう確保すべきである。締約国は、医療設備及び医療職員を厚生労働省の管轄下に置くことを検討すべきである。

単独室の使用

18. 委員会は、2005年の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の新しい規定によって使用が制限されているにもかかわらず、引き続き単独室収容が長期にわたり実施されている旨の申立てについて深く憂慮する。特に、委員会は、以下の事項を懸念する。

a) 3か月で更新されるという規則に制限がないことにより、事実上、単独室収容に期間制限がないこと。

b) 10年以上隔離された状態にある被拘禁者の数、またそのうち1件は42年を超えていること。

- c) 単独室収容が懲罰として使用されているとの申立てがあること。
- d) 精神障害のため単独室収容の対象となっている被収容者について、十分な検査が行われていないこと。
- e) 受刑者に単独室収容とする旨の決定に対して、効果的な救済措置が存在しないこと。
- f) 単独室収容の必要性を判断するための基準がないこと。

締約国は、国際的な最低水準に従って、単独室収容が限られた期間内の例外的措置に留まるよう、現行法を改正すべきである。特に、締約国は、(単独室への)収容が条約に違反すると見なし得る者を(単独室から)解放する目的で、心理学及び精神医学上の専門的な評価を行った後、長期にわたる単独室収容にあるすべての案件を組織的に再審査することを検討すべきである。

死刑

19. 委員会は、最近の法改正により死刑確定者の面会及び信書の発受の権利が拡大されたことに留意しつつも、死刑が宣告された者に関する国内法の多くの規定が、拷問又は不当な取扱いに当たり得ること、特に以下の諸事項について、強く懸念する。

a) 死刑確定者として収容されている期間が、ときには30年を超える場合もあるほど長期にわたることにかんがみ、確定判決が下された後に、単独室収容が原則となっていること。

b) 死刑確定者及びその家族のプライバシーを尊重する目的とされている、死刑執行時期についての不必要な秘密主義及び恣意性。特に、委員会は、死刑確定者が自らの死刑執行について、執行の数時間前にしか通知されないため、死刑確定者及びその家族に、死刑執行の日が不確定な状況が続くことによる心理的重圧が掛かっていることを遺憾とする。

締約国は、国際的な最低水準に合致するよう、死刑確定者の収容状況を改善するためのすべての必要な措置を採るべきである。

20. 委員会は、特に以下の事項について、死刑確定者が法的保護措置を享受することが制限されていることを深刻に懸念する。

a) 死刑確定者が、上訴中に弁護人と刑務官による立会いなしで接見することが認められていないことを含め、弁護人と内密に連絡を取ることに、死刑確定者に対して制限が課されていること。また、検査されることなく通信を行う代替手段がないこと、及び確定判決が下された後に国選弁護人と連絡を取る方法がないこと。

b) 死刑事件について、義務的上訴制度が欠如していること。

c) 再審手続又は恩赦の要請があっても、刑の執行が一時停止されないこと。

d) 精神的疾患を患っている可能性のある死刑確定者を発見する検査制度がないこと。

e) 過去30年間、死刑判決が減刑された例がないこと。

締約国は、死刑執行の即時モラトリアム及び減刑のための措置を採ることを検討し、恩赦措置の可能性を含め手続上の改革を行うべきである。すべての死刑判決について、

上訴権が義務的なものとされるべきである。さらに、締約国は、死刑執行が遅延している場合の死刑の減刑の可能性につき国内法が規定するよう確保すべきである。締約国は、条約で規定されている保護がすべての死刑確定者に与えられるよう確保すべきである。

迅速かつ中立的な捜査、不服申立ての権利

21. 委員会は以下の事項を懸念する。

- a) 警察に身柄を拘束されている者のための有効な不服申立て制度がないこと。委員会は、2006年に改正された刑法により、そのような任務を持つ独立機関が設置されなかったことを遺憾とする。委員会は、2007年6月に設置予定の留置施設視察委員会に関する情報が不足していることを留意する。
- b) 刑事施設視察委員会が、拷問又は不当な取扱いに当たる行為の事件又はその申立てを調査する権限を持っていないこと。
- c) 被収容者の不服審査に関する調査検討会の事務局が法務省職員から構成されていることにより、同検討会の独立性が欠けていること、また、同検討会は受刑者及び職員から事情聴取することも関連書類を直接入手することもできないため、案件を直接調査する権限が制限されていること。
- d) 被収容者の不服申立権に除斥期間があること及び弁護人が依頼人の不服申立てを支援できないこと。
- e) 不服申立てを行ったことによって被収容者に不利益な結果がもたらされたとの報告、及び補償請求期限が経過したとの理由で訴訟が却下されたとの報告。
- f) 受理された不服申立ての件数に関する情報、及び（不服申立ての対象となった行為を）犯した者の数及び下された判決に関する情報を含め、開始された及び終了した調査の数並びにその結果に関する情報が欠如していること。

締約国は、留置施設又は刑事施設において公判前勾留にある者及び刑事施設内の被収容者から報告された拷問及び不当な取扱いに当たる行為に関するすべての申立て及び不服申立てを、迅速、中立的、かつ効果的に調査する権限を有する独立機関を設置することを検討すべきである。締約国は、拷問及び不当な取扱いに当たる行為に関する時効を撤廃すること、不服申立てを行う際に被収容者が法的代理人を利用できるよう確保すること、証人への脅迫に対する保護制度を設立すること及び補償請求権を制限したすべての判決を再調査すべきであることを含め、被収容者が不服申立てを行う権利を十分行使できることを確保するようすべての必要な措置を採るべきである。締約国は、法執行機関職員によって行われたとされる拷問及び不当な取扱いに関する不服申立て並びに関連する調査、訴追、及び刑罰又は懲戒処分について、犯罪、民族、年齢及び性別ごとの内訳がある詳細な統計データを提供すべきである。

人権教育及び研修

22. 委員会は、条約とは相いれないような取調べ手続が記載された捜査官用研修マニュアルが存在するとの申立てに留意する。また、委員会は、人権教育が、特に女性及び児童

の権利に関し、刑事施設関連職員に対してのみ組織的に行われているに過ぎず、留置担当職員、捜査官、裁判官、入管警備業務職員の訓練カリキュラムには十分含まれていないことを懸念する。

締約国は、法執行機関職員、特に捜査官の教育カリキュラムに関連するすべての資料が公開されるよう確保すべきである。また、裁判官や入管職員のみならずすべての分野の法執行機関職員が、それぞれの分野における人権の意義について、特に拷問、児童及び女性の権利に焦点を当てて、定期的に研修を受けるべきである。

補償及びリハビリテーション

23. 委員会は、虐待の被害者が救済及び適切な補償を得る上で困難に直面しているとの報告を懸念する。委員会はまた、時効や外国人入国者に適用される相互主義などが、補償の権利に対する制限となっていることも懸念しており、委員会は、拷問又は不当な取扱いの被害者が請求し与えられた補償に関する情報がないことを遺憾とする。

締約国は、拷問又は不当な取扱いに当たる行為のすべての被害者が、補償及びリハビリテーションを含め、救済の権利を完全に行使することができるよう確保するため、すべての必要な措置を採るべきである。締約国は、同国内に、リハビリテーション・サービスを提供するための措置を採るべきである。締約国は、被害者に提供された補償又はリハビリテーションに関する情報を委員会に提供すべきである。

24. 委員会は、特に第二次世界大戦中の日本の軍による性的奴隷行為の生存者を含め、性的暴行の被害者に対する救済が不十分であること、また、性的暴行及びジェンダーに基づく条約違反を防止するための効果的教育及びその他の措置が実施されていないことを懸念する。締約国の代表者が「癒しがたい傷」を負ったと認めた戦時下の虐待の生存者は、締約国による事実の公的否認、他の関連事実の隠蔽又はそれを公開していないこと、拷問行為に刑事責任のある者を訴追していないこと、及び被害者及び生存者に適切なリハビリテーションを提供していないことにより、継続的な虐待及び再トラウマを経験している。

委員会は、教育（条約第10条）及び救済措置（条約第14条）はそれら自体が、締約国の条約下での本件に関する義務の更なる違反を防止する手段であると考え、継続的な公的否認、不訴追、適切なリハビリテーションを提供していないことは、すべて、教育的措置及びリハビリテーションを提供することも含め、拷問及び不当な取扱いを防止するという条約上の義務を締約国が履行していないことに寄与するものである。委員会は、性的及びジェンダーに基づく違反の根源にある差別的要因を是正するために教育を提供し、不処罰の防止に向けた措置も含め、被害者に対するリハビリテーションを提供するための措置を締約国がとることを勧告する。

ジェンダーに基づく暴力及び人身取引

25. 委員会は、法執行機関職員による性的暴行行為を含め、拘禁下の女性及び児童に対

しジェンダーに基づく暴力及び虐待が行われているとの申立てが引き続き存在することを懸念する。委員会はまた、締約国の強姦を規定する法の範囲が狭く、右規定が男女の性器を使った性交のみを指し、他の形態の性的虐待及び男性被害者に対する強姦を含んでいないことも、懸念する。また、委員会は、締約国において、国境を越えた人身取引が、政府が発行する興行査証の広範な利用とも相まって、引き続き重大な問題となっていることも懸念しており、また被害者と認められた者への支援措置が依然として不十分であることにより、人身取引被害者が不法移民として扱われ、補償又は救済なく強制送還されていることについても懸念する。委員会はまた、基地に駐留する外国軍人も含め、軍人による女性及び女兒に対する暴行を予防し、かつ、犯罪者を訴追するための有効な措置がないことも懸念する。

締約国は、家庭内暴力及びジェンダーに基づく暴力を含む性的暴力及び女性に対する暴力を撲滅するための予防措置を採り、責任を有する者を訴追するため、拷問や不当な取扱いがあったとのすべての申立てについて、迅速かつ中立的に捜査すべきである。委員会は、人身取引を助長するために悪用されないよう興行査証の使用を制限すること、十分な資金・資源を割り当てること、及び本件に関する刑事法の執行を積極的に徹底することを含め、人身取引対策のための措置を強化するよう、締約国に求める。また、被害者の権利及びニーズをより意識するよう法執行機関職員及び司法関係者に向けた研修計画を実施し、専用の警察部隊を設置し、特に避難所、保護施設及び社会心理面での支援を含む被害者へのよりよい保護及び適切なケアを提供するよう、締約国に促す。締約国は、軍事基地に駐留する外国軍人から被害を受けた者を含め、すべての被害者が司法手続において補償を請求できるよう確保すべきである。

精神障害を有する者

26. 委員会は、私立病院における民間の精神保健指定医が、精神障害者に対する拘束指示を出すに当たっての役割を担っていること、並びに、拘束指示、民間精神医療施設の運営、及び拷問又は不当な取扱いに当たる行為に関する患者からの不服申立てについて司法による監督が不十分であることを懸念する。

締約国は、公立及び私立の精神医療施設における拘束手続に対する司法による効果的かつ徹底した監督を確保するためのすべての必要な措置をとるべきである。

27. 委員会は、締約国に対して、本件条約の選択議定書を批准するだけでなく、条約第22条に規定する宣言を行い、委員会が個人通報を受理し検討する権限を有することを認めることを検討するよう奨励する。

28. 委員会は、締約国に対して、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国になることを検討するよう奨励する。

29. 締約国は、公式ウェブサイト、報道機関及び非政府組織を通じて、適切な言語にお

いて、委員会に提出した報告並びに委員会の結論及び勧告について、幅広い広報を行うことを奨励される。

30. 委員会は、締約国に対し、国際人権条約体が推奨した「報告に関する調整されたガイドラインにおける共通中核文書 (the Common Core Document in the Harmonized Guidelines on Reporting)」(HRI/MC/2006/3 及び Corr.1) の要件に従い、同国の中核文書を提出することを招請する。

31. 委員会は、締約国に対し、上記第14、15、16、及び24パラグラフに含まれた委員会の勧告に対する回答に関する情報を、1年以内に提供するよう要請する。

32. 締約国は、2011年6月30日までに同国の第2回報告を提出するよう招請される。

(了)

UPR結果文書・仮訳

序

1. 2007年6月18日の人権理事会決議5/1に基づいて設立された普遍的定期的レビュー（UPR）作業部会は、2008年5月5日から19日の間に第2回会期を開催した。日本の審査は2008年5月9日の第10回会合において行われた。日本代表団の団長は秋元義孝外務省国連担当大使であった。16名のメンバーで構成された代表団の構成については後出の付属文書を参照ありたい。2008年5月14日に開催された第14回会合において、作業部会は日本に関する本報告書を採択した。

2. 2008年2月28日、人権理事会は日本の審査を円滑に進めるため次の報告者グループ（トロイカ）を選出した：ジブチ、フランス、インドネシア

3. 決議5/1の付属文書のパラグラフ15に基づき、日本の審査のために以下の文書が発出された。

（a）パラグラフ15（a）に基づき提出された国別報告書（A/HRC/WG.6/2/JPN/1）

（b）パラグラフ15（b）に基づき国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が準備した編集文書（A/HRC/WG.6/2/JAPAN/2）

（c）パラグラフ15（c）に基づきOHCHRが準備した要約書（A/HRC/WG.6/2/JAPAN/3）

4. デンマーク、フランス、ラトビア、オランダ、スウェーデン及び英国によって事前に作成された質問表は、トロイカを通じて日本に伝達された。これらの質問はUPRのエクストラネットに公開されている。

I. 審査手続の議事録概要

A. 被審査国による発表

5. 2008年5月9日に開催された第10回会合において、日本の秋元義孝大使は国別報告書を紹介し、日本はそれぞれの国の歴史、伝統等の事情を考慮しつつ、「対話と協力」という日本の基本的アプローチを念頭に置いて、人権の改善のために積極的な貢献をしていく所存である旨及び日本は「法の支配」という価値を強く支持し、2007年に「国際刑事裁判所（ICC）に関するロー

マ規程」の締約国となった旨述べた。

6. 事前に書面で提出された様々な質問に対して、以下のとおり回答した。日本は特別報告者との協力については、訪日の手配を含め時間の許す限り協力する用意がある。また日本は、拷問等禁止条約選択議定書に定められている「視察」の具体的な態様等、同選択議定書の規定と国内法との関係についても検討を行っている。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」及び「親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」については、子の権利と福祉にとって有効な手段であると考え、特に日本の現在の社会制度や文化的状況を踏まえつつ、二つの条約の締結の可能性につき引き続き検討を行っている。

7. 日本は、全ての人々が人権を享有し、幸福な生活を営むためには、国民一人一人が保障された自由と権利を保持する責任を果たすと共に、他人の人権についても正しく理解し尊重しなくてはならないとの考えの下、人権教育を非常に重視している。その例が言及された。

日本に在住する外国人の人権に関し、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を一部の法務局に設置し、様々な要望に対応している。

2002年3月、法務省は、新たに人権委員会を設置する人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴って廃案となっており、現在、法務省において引き続き同法案を検討している旨の説明があった。

日本は、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現すべく努力しており、そのような人権侵害を防ぐために関連する国内法の厳格な執行及び国民の意識を高める活動を特に続けている旨が説明された。

女性に対する差別に関する質問については、男女共同参画基本計画（第2次）を改定した際、NGOを含む国民各層の意見を求め、今後も、男女共同参画基本計画を改定する際には、NGO等からの意見を聴取したいと考えていると説明した。

日本における婚姻最低年齢に関する質問については、1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、婚姻最低年齢を男女共に満18歳とする等の提言を行った「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この問題は、婚姻制度や家族の概念に関わる重要な問題であり、国民各層で様々な議論があることから、国民の意見の動向を注視している状況であると説明した。

8. 被収容者の処遇に関する質問については、受刑者の処遇と未決拘禁者の処

遇を規定する法律を全面的に改正する法律がそれぞれ2005年及び2006年に成立し、刑事司法手続の積極的な改善努力を行っている旨が説明された。

留置制度に関しては、留置の必要性について、警察、検察官、裁判官と順を追って、それぞれが厳格に判断し、裁判官がその必要性及び最大10日間の勾留場所を決定すると説明した。検察官と裁判官は、勾留の延長の必要性についてもそれぞれ判断し、延長する場合にも裁判官の令状が必要であり、勾留期間が全体で20日間の期間を超えることはできない。日本代表団は、捜査を円滑かつ効率的に行うためには、代替収容制度は不可欠である旨述べた。

警察の留置施設においては、捜査員が被留置者の処遇を管理することを禁止し、捜査に一切関与しない施設の留置部門が被留置者の処遇を行っている。代表団はまた、罪種に関わりなく被留置者はいかなる時も弁護人に相談することが可能であり、面会の間は立会人はおらず時間の制限もない旨説明した。

刑事収容施設法では、留置施設を視察し、その運営について意見を述べる第三者委員会を設置する新しい制度が導入された。加えて、被収容者の適切な処遇を確保するため、不服申立制度を整備した。

刑事施設に収容されている被収容者の処遇については、適切な保健衛生上・医療上の措置といった被収容者の生活水準の保障のみならず、衣類・食事などの給貸与等さらなる配慮を行うことを新法が規定している旨説明された。刑務所の過剰収容の問題に関しては、刑務所の新設により問題を解消しようと試みている旨表明した。

9. 代表団は、日本人の大多数が極めて悪質な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、死刑を科することもやむを得ず、死刑の廃止は適当ではない。日本は死刑廃止を前提に死刑執行の猶予を求める国連決議を支持することはできない。日本は死刑執行の猶予及び死刑の廃止を行うことは考えていない。死刑判決は裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡されていることを強く主張した。

10. その他の質問への回答として、代表団は、2009年5月より、「裁判員」と呼ばれる一般人が、裁判官と同等の権限をもって有罪・無罪及び量刑を決定することに参加する旨説明した。さらに、法的知識や刑事裁判の手続については、公判審理開始前から公判審理中を通じて、裁判官から「裁判員」に丁寧な説明がなされることを指摘した。この新しい制度の下では、裁判官と「裁判員」の議論を通じて適切な決定がなされることが期待され、彼らの協働を通じて公正な裁判が行われることが期待されている。

11. 国別報告書作成過程における市民社会との協力に関する質問について、代表団は、特に外務省がウェブサイトにはUPRの仕組み及び過程を掲載し、政府報告に関してNGOや一般市民の意見を募集し、その結果11のNGO及び214人の一般市民から意見が寄せられたと説明した。加えて、代表団は、日本は未だ改善の余地があることを認識しており、国際社会がグローバル化や環境の変化によって新たな課題に直面しており、日本は国連、地域社会、各国政府及び市民社会と緊密に協力し、国際社会における人権にとってより良い結果に到達できるよう貢献を継続するつもりであると述べた。

B. 双方向の対話及び被審査国からの回答

12. その後の双方向の対話では、42の代表団が発言を行った。複数の代表団から、ハンセン病患者の人権を促進する日本のイニシアチブを評価し、支持した。また、多数の代表団が公務員の人権教育を推進する日本のイニシアチブを歓迎した。多くの代表団が、社会経済分野を含む様々な分野での日本の国際協力を強調した。

13. 【アルジェリア】

アルジェリアは、警察の留置施設又は代用監獄にいる被留置者の取調べを体系的に監視・記録すること、及び、刑事訴訟法を拷問等禁止条約第15条に適合させることを確保するよう勧告した。市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条3に従って、被告が全ての関連資料にアクセスできる権利を守る必要がある。

また、アルジェリアは、特に自由権規約委員会及び児童の権利委員会による、可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請を日本が実施するべきであると勧告した。

アルジェリアは、特にアイヌの人々の土地及びその他の権利を再検討し、先住民族の権利に関する国際連合宣言と調和させるべきであることを勧告した。

アルジェリアは、難民認定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び国による法的援助を必要とする移住者に提供することを勧告した。

アルジェリアは、女子差別撤廃委員会が表明した女性に対する興行査証の問題、及び女子に対する暴力の問題に対して、どのように日本が取り組むつもりかに関する情報を求めた。

14. 【フィリピン】

女性の人身取引に対する日本の取り組みを評価する一方で、フィリピンは、日本政府が人身取引の被害者の人権の救済及び保護を目的とする計画をさらに強化することを希望し、人身取引事案における需要要因に取り組むために実施している施策について質問した。

また、フィリピンは、パリ原則に基づいた独立した国内人権機構の創設のために検討されている法案に言及し、同法案の速やかな採択を希望した。

少数民族や移住者の人権への理解、寛容及び尊重をより促進する日本の取組に支持を表明する一方で、フィリピンは、この問題に関する戦略についての更なる情報の提供を求め、政府が地方レベルにおける異文化間及び異宗教間での対話と協力の機会を増やすことを提案した。

また、フィリピンは、学校でのいじめの悪影響に対応するための適切な戦略及び計画をさらに進展させることを奨励した。

15. 【北朝鮮】

北朝鮮は、慰安婦は時効のない人道に対する犯罪であると主張し、20万人の慰安婦に対する法的責任を認め、加害者を処罰し被害者に補償することを日本に求める人権メカニズムの決議に言及した。

また、2つの人権条約の機関から重大な懸念の表明と勧告がなされ、多数の国の議会及び欧州議会において本問題に取り組むことを日本に求める決議が採択されていることに言及した。

北朝鮮は、北朝鮮を含む他国・地域で行われた慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置を日本が講じることを勧告した。

北朝鮮は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が、日本では政治参加、雇用、住居、結婚及び教育といった分野で在日韓国・朝鮮人に対する差別が存在する、と結論付けていることに言及した。

また、北朝鮮は、3つの人権条約の機関が、在日韓国・朝鮮人の氏名の日本名への強制的な変更、朝鮮学校の認可の拒否、在日韓国・朝鮮人の高等教育機関へのアクセスの不平等に懸念を表明したことに言及した。

北朝鮮は、在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を講じることを勧告した。

また、北朝鮮は、日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じることを勧告した。

16. 【ベルギー】

ベルギーは、死刑判決に対する抗告手続の不備に関する条約体の報告書に言及し、裁判員制度が導入される2009年の司法制度改革で予期される影響について質問した。

また、裁判官が死刑の代わりに満期前釈放のない終身刑等を提案することを可能にする最近の国会議員の発案に対する政府の立場に関する質問があった。

また、ベルギーは、警察署で長期に亘って勾留される「代用監獄」、高い有罪判決率及び自白の強要がなされていることを示す最近のいくつかの事例が、取り返しのつかない誤審に結びついているとの懸念に言及した。

ベルギーは、警察及び司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①警察の関心を強制された自白の危険性に向けるため一層組織的かつ集中的な取り組みがなされるべきこと、②取調べを監視する手続が見直されるべきこと、③長期にわたる留置場の使用について再検証されるべきこと、④拷問等禁止条約第15条への適合を確保すべく刑事法が見直されるべきこと、を勧告した。

17. 【マレーシア】

マレーシアは、「心のバリアフリー」を含め障害者の権利を保護するために政府が行った様々な成果に関心を有していることに言及し、障害者に配慮した公的領域における収容施設を提供するための協力、及び「代用監獄」を含めた外国人の拘禁についてさらなる情報を得ることを希望した。

18. 【中国】

中国は、児童虐待及び児童ポルノに関する事項も含め、包括的な法的支援及び啓発活動の実施を歓迎した。

また、中国は、女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会、拷問禁止委員会及びいくつかのNGOの報告書がいくつかの歴史問題に触れていることに言及した。

また、中国は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が日本政府に対して人種差別及び外国人嫌悪を撤廃するよう要求していることに言及した。

中国は、日本政府がこれらの懸念事項に真剣に取り組み、これらのメカニズムからの勧告を実施するための効果的な措置をとることを希望した。

19. 【カナダ】

カナダは、パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をま

とめることを日本に勧告した。

特に、ジェンダーに基づく暴力及び児童虐待の多発を指摘する報告に関し、カナダは、特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力の被害者が回復・相談するための施設への資金の供給によって、女性及び児童に対する暴力の発生を減らすための施策を引き続き行うことを勧告した。

カナダは、国際結婚の増加が複雑な離婚訴訟及び親権訴訟の増加をもたらしている事を示す調査に言及し、国際的な親権訴訟を扱う公式なメカニズムがないことに言及した。

カナダは、常居所から不正に連れ去られたり、又は戻ることを妨げられている子の早期帰還を確保するためのメカニズムを構築すること、及び国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約を締結する可能性を検討することを勧告した。

また、カナダは、性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じることを勧告した。

カナダは、被逮捕者の、裁判所に出頭後起訴に至るまでの勾留を含め、長期に亘る拘禁が広く行われていることを示す報告書に言及し、被勾留者の勾留に際しての手續保障を高める仕組みを導入することを勧告した。

日本が既に行っている措置は認識しているが、カナダは、特に女性と児童に対する人身取引に対処するための取り組みを継続することを勧告した。

また、カナダは、人権理事会の特別手續に対する恒常的な招待を表明することを勧告した。

20. 【チュニジア】

チュニジアは、特に裁判官、警察官、公務員のための研究・研修機関の構築及び公務員に対するワークショップの編成に関心をもって言及した。

また、チュニジアは、発展途上国における経済的、社会的及び文化的権利の称賛すべき促進を含め、発展途上国への協力に関する日本の配慮を強調した。

チュニジアは、司法制度の強化及び公務員の研修を支援するために日本が発展途上国に行う技術支援に関するさらなる情報を求めた。

21. 【英国】

英国は、死刑執行停止及び死刑廃止に向けて、早急に死刑の執行を見直すことを勧告した。

英国は、近年の受刑者の状況改善及び刑事施設視察委員会による独立した監視という一定の成果を歓迎し、最近設立された留置施設視察委員会が同様に成功することを希望する一方で、留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委

員会の関連する勧告の実施及び拷問等禁止条約選択議定書の早急な批准を勧告した。

また、英国は、留置手続が人権法の義務に調和することを確保するために、「代用監獄」制度を再検討することを勧告した。

また、本審査において準備されたその他の報告書において、政府がこれらの問題について提起されている懸念事項に対応してさらなる措置をとる意向があるかについて知ることを希望した。

さらに、UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルで市民社会を十分に関与させることを勧告した。

22. 【ルクセンブルク】

日本によって提供された情報に留意する一方で、ルクセンブルクは、日本ではわずか一ヶ月前に4人の死刑が執行されたことを指摘し、2006年12月25日の事実上の死刑執行停止の終了から20名の死刑が執行されたことに言及した。

ルクセンブルクは、近年の死刑判決数の増加、現在約100名が死刑執行を待っていること、死刑確定者は執行が行われるわずか数時間前に執行を知らされ、死刑確定者の親族が通知を受けるのは死刑執行後であることに懸念を表明した。

人権メカニズムによる関連する勧告に言及しつつ、ルクセンブルクは、昨年12月に国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑の執行を止め、及び死刑の執行停止を再度適用することを勧告した。

ルクセンブルクは、死刑執行の停止を再度導入し、法律上死刑を廃止する必要性に関し、世論及び国会を進展させるために日本がいかなる具体策をとるつもりか、及び死刑廃止を目的とした市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書を批准する意思があるのかについて質問した。

23. 【ポルトガル】

ポルトガルは、死刑判決数が増加していることに懸念を表明した。2007年には1980年以降最高の46名が死刑判決を言い渡され、2008年初めに7名の死刑が執行されている。

ポルトガルは、日本は死刑の廃止を目指した措置を取り、当面の間、死刑は最も重大な犯罪に限定されるべきであるとした自由権規約委員会の勧告をどのようにフォローアップするつもりなのかについて質問した。

ポルトガルは、死刑廃止を目的として死刑執行の停止を導入すること及び市

民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書に署名することを勧告した。

ポルトガルは、日本において、家庭や社会における男女の役割と責任に関し、根深く硬直的な固定観念が持続し、労働市場における女性の状況、教育の選択、政治・公的な分野への参画の低さに表れているとした女子差別撤廃委員会の懸念に言及し、女性を差別する全ての法律上の規定の廃止、及び女子差別撤廃条約選択議定書の署名及び批准を勧告した。

24. 【ポーランド】

ポーランドは、インターネット上の人権侵害に関連する人権保護のために日本政府がとった革新的な措置に関心を持って言及し、国際化する社会においてインターネットの役割は大きくなっており、そのような問題は極めて重要であると言及した。

ポーランドは、本問題に関する日本の経験は極めて貴重なものであると考え、より詳細な情報の提供を求め、この点に関する日本の経験を他国と共有することを勧告した。

25. 【エジプト】

エジプトは、発展の権利に関する政府の見解及び国際的及び国内的レベル双方での発展の権利を促進する取り組みについての詳細な情報を教えて頂けるとありがたい、と発言した。

26. 【フランス】

フランスは死刑に言及し、特に死刑執行の普遍的停止に関する国連総会決議に従って、この点について措置をとることを考えるべきであると指摘した。

また、フランスは、女性に対する差別の問題に言及し、引き続きこの種の差別に対する措置をとること、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳に引き上げることが奨励された。

憲法第14条が人種差別を禁止していることに言及しつつ、フランスは、この点に関して救済策を規定する法律が存在しないことを指摘し、今後数年の間にこの状況を改善し、ギャップを克服する計画について質問した。

フランスは、慰安婦の問題に関し、本問題についていくつかの委員会から提案された多数の勧告を踏まえて、第二次世界大戦中に売春を強制された女性の問題に対する永続的な解決策を見出すことを奨励した。

27. 【アルバニア】

アルバニアは、強制失踪条約の交渉及び採択における日本の役割に言及し、早急に強制失踪条約を批准するための国内手続を完了することを勧告し、また、速やかに市民的及び政治的権利に関する国際規約第一及び第二選択議定書、拷問等禁止条約選択議定書及び女子差別撤廃条約選択議定書を批准することを勧告した。

アルバニアは、日本に100人以上の死刑確定者がいることに懸念を表明し、死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討することを勧告した。

28. 【日本①】

(各国の) 発言に続いて、日本は、外国人の平等の権利と機会の保障、外国人の文化及び価値観の尊重、日本人と外国人が共生できる社会に向けた相互理解の増進等に取り組んでいることを言及した。

人身取引を防止するための措置に関して、日本は特に、人身取引被害者に安定的な法的地位を与えられる特別規定があること及び医療支援を行っているという情報を提供した。被害者を支援するため、2007年には匿名通報ダイヤルを設立し、情報が記載されたリーフレットも9ヶ国語で作成している。被害者が帰国を希望する場合には、関係諸機関及び各国と密接に連携して帰国を支援する。

法務省は、子どもの人権110番の設置及びすべての小・中学校への子どもの人権SOSミニレターの配布を含め、学校でのいじめの問題に取り組む保護システムを進展させている。文部科学省は、ガイダンス及びセミナーの提供、学校におけるいじめ及び暴力の問題を解決するためのモデル計画の作成、学校カウンセリング制度の支援といった活動を通じて、地元の学校や教育委員会の活動を推進している。

労働市場における女性の状況に関して、政府は、男女雇用機会均等法等の改正とそれらが2007年4月から施行されていることに言及した。妊娠・出産を理由とする女性労働者の不利益取扱い(例えそれが解雇を伴わなくとも)が禁止され、間接差別を禁止する規定が新設された。日本は、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待している。2007年の参議院選挙では43名の女性議員が選出され(※実際は26名が当選し、合計43名となった。)、その割合は2004年の13.6%から2007年には17.8%に増加した。

29. 【日本②】

日本は、日朝平壤宣言において、日本と北朝鮮の首脳は、日朝間の財産・請求権については1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその

国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則が確認されていることを指摘した。日本は、日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を精算して日朝国交正常化を目指していると言及した。日本は、北朝鮮代表団が言及した数字は全く根拠のないものであると言及した。

日本は、憲法及び人種差別撤廃条約に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現するための努力、及び国連の場等において人種差別撤廃に向けて積極的に活動していることを強調した。政府は、日本国籍の取得を希望する外国人が自らの氏名を日本名に改名することを要求されているということはないことに言及し、外国人は帰化後に自分の氏名を決定することができる と述べた。また、朝鮮学校を含む様々な外国人学校は県によって各種学校として認定されており、朝鮮学校と他の各種学校との間に差別は存在しないと言及した。

日本は、性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できないと考えており、教育活動を通じて性的指向に基づく差別を撤廃しようとしている。政府は、性適合手術及びその他の性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認められている旨述べた。一定の条件を満たす性同一性障害者については、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の取扱いについて変更が可能である。

日本政府は、いかなる国際条約の下における個人通報制度にも加入しておらず、本件につき現在検討中であるが決定には至っていないと言及した。

30. 【スロベニア】

スロベニアは、特に民法における差別的な規定に懸念を表明し、政府の男女共同参画局が非差別と「ジェンダー・フリー」の社会を推進するために行っている具体的な措置に関する情報を提供するよう要求した。

スロベニアは、平等と非差別の原則に適應するよう国内法を改正することを勧告した。

UPRのあらゆる段階におけるジェンダーの視点の完全統合に関する必要条件について、本問題に対する日本の遵守について質問があり、審査をフォローアップする過程において、ジェンダーの視点を組織的及び継続的に組み入れることを勧告した。

スロベニアは、良心的兵役拒否の権利に関するさらなる情報を提供するよう要求した。

31. 【メキシコ】

メキシコは、①拷問等禁止条約第1条のすべての要素を考慮した拷問の犯罪

化、②児童の権利条約及び女子差別撤廃条約の原則及び規定に関するものを含め、法律と国際的な義務との調和を進展させるために検討されている計画又は措置に関する政府のさらなる意見を要求した。

メキシコは、国内人権機構の設立を勧告した。

また、メキシコは、死刑執行停止の導入を再検討することを勧告した。

メキシコは、拷問等禁止条約選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書、障害者権利条約を批准し、及び人種差別禁止委員会が個人通報を受領し、検討する権限を認めることの検討を勧告した。

児童と女性の権利に関する国際基準について、メキシコは、暴力、人身取引に対する公民権や保護について現在適用されている措置、及びこのような被害者への必要な支援に関する情報を教えていただけるとありがたい、と発言した。

32. 【オランダ】

オランダは、日本の国際刑事裁判所への加入を強調し、第二次世界大戦中の日本の慰安婦問題に関する国際社会及び様々な人権メカニズムから出された勧告にどのように応答するつもりであるのかについて質問した。

また、2009年から新しく実施される裁判員制度の下での有罪判決が、公正な裁判のためのすべての法律上の必要条件及び保障措置を満たすことをいかにして確保するつもりなのか、特に死刑が求刑される事件に関わった場合、いかにして裁判員を訓練するのかについて質問した。

オランダは、凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止を検討することを勧告した。

また、国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約を締結することを勧告した。

33. 【ブラジル】

ブラジルは、2008年11月にリオデジャネイロで開催予定の第3回児童の性的搾取に反対する世界会議における日本の全面的な支援と参加に謝意を表明した。

人権の様々なその他の分野において日本がとった措置は認識している一方で、ブラジルは、児童と女性の権利の促進及び実現について行った主要な具体的措置、拷問、移住者の権利及び人種差別とあらゆる形態の差別についてとった政策、措置及び措置の展望、並びに死刑に関する政策についてのさらなる意見について質問した。

ブラジルは、女子差別撤廃条約選択議定書及び人種差別撤廃条約の個人通報制度を遵守することの検討、及び拷問等禁止条約選択議定書の批准を勧告した。

ブラジルは、あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討、(人権理事会の) 特別手続に対する恒常的な招待の検討を日本に勧告した。

34. 【イラン】

イランは、日本における多くの人権侵害について国連人権メカニズムが表明した懸念を共有し、このような問題に取り組む具体的な措置について質問した。

イランは、政府が緊急の案件として、人種差別、差別、外国人嫌悪に対する国内法を導入し、人権侵害の申立てを調査するための独立した機構を設立することを強く勧告した。

35. 【米国】

米国は、日本の民主主義への貢献、人権の保護及び促進が他国の手本となることへの希望を表明し、政府が入国者収容所において虐待が起こらないことを確保するためにどのような保護方法を整備しているのかについて知ることを希望した。

また米国は、日本が、入国者収容所を調査し、保護策を強化することを勧告する国際的な監視員を許容するつもりがあるかどうかについて質問し、入国者収容所を調査する国際的な監視員を受け入れることを勧告した。

36. 【ドイツ】

ドイツは、人種差別撤廃委員会が、日本のマイノリティ女性の状況についての情報が欠如していること、このグループが教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害の面で、彼女らのコミュニティも含め、直面している可能性のある複合的な形態の差別や周縁化に対して懸念を表明したことに言及した。

また、ドイツは、同委員会が日本に対してマイノリティ女性の状況に関するデータを提供することを要請したことに言及した。

ドイツは、この要請に対するフォローアップについて質問し、マイノリティに属する女性が直面している問題に取り組むことを勧告した。

また、ドイツは、被逮捕者を長期間勾留するための「代用監獄」制度が組織的に利用されていることに関して拷問禁止委員会が表明した懸念について言及した。

また、ドイツは、取調べの長さに関する法律の欠如、依頼人と弁護士に限定された交通、及び取調べ中の記録の欠如に関してNGOが懸念を表明したことに言及した。

37. 【韓国】

韓国は、様々な法的な進展に満足をもって言及し、日本の多大な財政的貢献及び技術協力の提供について賞賛した。

韓国は、慰安婦問題について様々な人権メカニズムから懸念が表明されていることに言及し、適切な取り組みが行われているとは考えておらず、本問題に関して日本に勧告した。

韓国は、第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会及び拷問等禁止委員会）からの勧告に対して誠実に対応することを求めた。

韓国は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が、日本においては少数民族である在日韓国・朝鮮人を含め、特に3つの集団に対して人種差別及び外国人嫌悪が存在するとした結論に懸念をもって言及した。

歴史教科書の改訂に関する国連報告書の勧告に言及し、韓国は、近隣諸国との未来志向の関係を促進するための重大な要素として、日本における正しい歴史教育の重要性を強調することを希望した。

38. 【ラトビア】

ラトビアは、特に女性の教育、健康、経済及び社会参加に関する日本の政府開発援助を強調し、特別手続への関与を継続することを奨励し、将来的にすべての特別手続に対する恒常的招待を拡大する用意があるのかについて質問した。

39. 【トルコ】

トルコは、特に児童、高齢者及び障害者のような社会的弱者の保護に関して、日本は高い法的水準にあることに言及した。

トルコは、児童の虐待、買春及び児童ポルノからの保護を目的とする具体的な法律規定があることに言及し、被害者の復帰サービス及びカウンセリングサービスに関するさらなる措置をとることを奨励した。

トルコは、高齢者を尊敬する伝統と共に、彼らの権利を擁護するいくつかの法律規定は良き例となっている旨言及した。

人権機構に関し、トルコは、法務省による法案がすぐに成立しそうであるのか、及び次にとるべき手続上の措置について知ることを希望した。

児童の体罰に関し、トルコは、現行法は家庭における体罰が対象となっておらず、関連する法律の範囲を拡大する計画があるのか否かについて知ることを希望した。

トルコは、日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言を支持することを表明した。

40. 【グアテマラ】

グアテマラは、日本の社会に人種差別及び差別が未だ存在すると指摘し、あらゆる形態の差別との戦い及び少数者、特に社会的弱者の保護は適切な法的枠組みを必要としていることに言及し、それ故に、刑法に差別の定義を導入することを要請した。

移住者の人権保護及び外国人嫌悪に対する闘いの分野において、グアテマラは、不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトに匿名で通報することを一般市民に求める法務省入国管理局が設立した制度の廃止を支持する現代的形態の人種差別特別報告者の勧告を指摘し、この制度は人種差別及び外国人嫌悪を誘因する恐れがあることから、廃止することを勧告した。

先住民族の状況に関し、グアテマラは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法を模索することを要請した。

41. 【スイス】

スイスは、例えば死刑確定者が拘禁されている状況など、死刑を取り巻く状況について国際的な人権メカニズムによって懸念が表明されている事項に対応するためにとった措置に関する情報を受け取ることが希望した。

大多数の支持によって採択された国連総会の決議に基づき、スイスは、死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わることを勧告した。

42. 【バングラデシュ】

バングラデシュは、特に、日本がOHCHRの活動に対する重要な財政的貢献者であること、及び日本は絶対値における政府開発援助の最大のドナー国であり、その大部分は社会分野に充てられていることを指摘した。

バングラデシュは、社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供を継続すること、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力への支援を拡大することを勧告した。

43. 【ウクライナ】

ウクライナは、日本が、最大の政府開発援助のドナー国の一つとして、チェルノブイリ原発事故の影響を軽減するために援助を提供してきていること、及び被害地の人々が通常的生活を送る権利を提供していることを深い感謝と共に指摘した。

ウクライナは、児童の権利に関する措置に満足をもって指摘し、この分野に

おける努力を継続することを奨励した。

ウクライナは、公務員などに対する人権啓発及び人権教育を目的とする日本の活動に感銘を受け、特に、こうした活動の有用性及び人権状況への影響について質問した。

44. 【アゼルバイジャン】

アゼルバイジャンは、日本が移住労働者の目的地となる国の一つであると指摘し、特に、日本が移住労働者権利条約への加入を検討しているか否かについて質問した。

アゼルバイジャンは、日本におけるいくつかの法律規定は女性を差別するものであり無効にすることを求めるいくつかの条約体の勧告に対する政府の見解、及び嫡出でない子に対するあらゆる差別を撤廃するための法律改正を求める児童の権利委員会の勧告を実施することに関する政府の見解を求めた。

45. 【日本③】

(各国の) 発言に続いて、日本は、社会環境を含め大きな変化があり、児童買春、児童ポルノ及び児童虐待はより深刻になっていることに言及し、そのような変化に取り組むためにとった措置、特にこれらの問題に取り組む立法行為に言及した。

日本は、1993年8月に、慰安婦問題を多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識した上で、お詫びと反省の意を表明する政府の声明を発表したことに言及した。日本は、この声明は一貫して基本的立場であることを強調した。日本は、慰安婦問題を含め、第二次世界大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約に従って誠実に対応してきており、慰安婦問題を含め、これらの問題はこれら条約等の当事国との間では法的に解決済みであると述べた。また、日本は、1995年に設立され、2007年3月をもって解散したアジア女性基金の活動、及び国家予算より約48億円の拠出を行うなどの方法を通じて、既に高齢となった元慰安婦の方々の現実的な救済を図るための事業への努力について言及した。日本は、アジア女性基金の事業を通じて、元慰安婦の方々に、総理の手紙を届けたことを述べた。日本は、アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちに理解が得られるよう引き続き努力し、アジア女性基金の意思を継いで、元慰安婦の方々のケアを行うための事業について、積極的に協力していくことを強調した。政府は、本問題について条約の機関との対話を継続する用意があることを表明した。

46. 【日本④】

政府は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住していたことは歴史的事実であること、及びアイヌの人々が市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条にいう少数民族であることを認識している。日本は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統に関する情報の普及を行っているとともに、アイヌの人々の生活向上を支援している。

入国者収容所に関する質問に関して、政府は、被収容者の人権に細心の注意を払っており、暴力を受けたと職員が告発される事例は、大半は施設内における規則違反を職員が取り締まる過程で偶然起きたものであると言及した。被収容者は、処遇に対する不服を法務大臣に申し立てることができる。

さらに、刑務所における暴力を防止するために、日本は、人権擁護に必要な措置を推進するための職員に対する教育を実施し、不服申立制度及び視察委員会を設立した。

受刑者には医師による医療サービスが提供され、治療を受ける必要がある場合には医療刑務所に移送される。政府はこれらのサービスの質の向上に尽力している。

政府は、民間で執筆及び編集された歴史教科書は、文部科学省の教科書検定審議会が審査し、学校で使用が許可される本が決定されるという教科書検定制度について説明した。

47. 【ヨルダン】

ヨルダンは、人権を促進するための法的及び制度的な枠組みを構築する日本の努力を称賛し、人身取引被害者の保護において直面する課題について質問した。

48. 【イタリア】

イタリアは、学校における体罰は法的に禁止されているものの、体罰は幅広く行われていると言及し、この点に関して児童の権利委員会によって表明された懸念に対していかなる措置がとられてきたかについて質問し、あらゆる形態の児童への体罰を明示的に禁止し、積極的かつ非暴力な形態のしつけを促進することを勧告した。

イタリアは、1908年監獄法の包括的改正、特に拷問禁止委員会の最終見解にいかに対応するかに関する詳しい情報を求めた。

死刑確定者の状況に関する懸念について、イタリアは、国連総会決議62/

149に従って、日本が漸進的に死刑の執行を制限し、死刑が科される犯罪の数を減らし、死刑廃止を目的として執行モラトリアムを導入することを勧告した。

49. 【アルゼンチン】

アルゼンチンは、強制失踪条約の早期効力発生を実現するために日本が批准間近であることに言及し、その努力を称賛した。

50. 【ロシア】

ロシアは、多数の人権条約体及び特別手続が、差別の概念についての定義の欠如に繰り返し懸念を表明していることに言及し、また、女性に関する差別的な規定、特に婚姻最低年齢及び離婚後の再婚禁止期間に関して言及した。ロシアは、この分野でとられた措置について質問した。

また、ロシアは、家庭内暴力を受けている外国人女性の状況について懸念を表明した。

これら女性の入国者としての地位は配偶者と同居しているかによって決定され、これら女性は本国への送還を恐れて助けを求めず、別居や離婚を申し立てるといった措置を講じない。外国人女性の権利をいかにして保護しているのかについて知ることを希望した。

現代的形態の人種差別特別報告者の情報によると、日本には国内の少数民族、外国人及び移住者に影響を及ぼす人種差別及び外国人嫌悪の事例が未だに存在する。

少数民族は、雇用、住宅の利用、結婚、年金、医療施設、教育施設、国家機関の利用に関して、脆弱な経済的及び社会的状況に置かれている。

ロシアは、人種差別及び外国人嫌悪の兆候に取り組むための措置について質問した。

51. 【カタール】

カタールは、国内人権機構を設立するためにいかなる措置をとったのかについて質問し、パリ原則に沿った機構を設立するための努力の継続を勧告した。

また、カタールは、女性の権利を保護及び促進する努力にもかかわらず、差別が未だ存在していることに言及し、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために日本がいかなる措置及び政策をとるつもりであるのかに関して質問した。

52. 【スリランカ】

スリランカは、日本が、能力開発は人権状況を促進するための取り組みを支援する主要な要素を構成するものである、との強い信念を明示したことに言及した。

スリランカは、日本がその青少年育成大綱について詳しく述べ、この新しい施策の制定に関する計画を共有することを要求した。

53. 【モーリタニア】

モーリタニアは、特に、特定の集団の人の人権を保護するために日本がとった措置を強調し、高齢労働者の権利を確保するための措置に関する追加情報の提供を要求した。

54. 【ルーマニア】

ルーマニアは、人身取引との戦いにおける日本の顕著な進歩を歓迎し、国籍や居住地に関わらず暴力の被害者が適切な保護及び支援を受けることを確保するためにとった追加的措置についてさらに詳しく述べることを求めた。

ルーマニアは改正男女雇用機会均等法の施行に向けた努力を評価した。女性の収入は男性の収入より依然として低いままであり、ルーマニアは、この法律をより効果的に実施し、性別に基づく差別とさらに戦い、セクシュアル・ハラスメントと闘うためにいかなる措置をとられているのか質問した。

55. 【スロバキア】

スロバキアは、日本における難民の地位及び庇護申請者に焦点を当て、本件に関する拷問禁止委員会の勧告に言及した。

2005年の難民参与員制度の導入による難民認定手続の公平性及び中立性の向上を歓迎する一方で、スロバキアは、庇護申請を再検討するための独立機関を設立することを勧告した。

56. 【ベトナム】

ベトナムは、高齢者の権利に関して、高齢化社会としての日本が、経験とベストプラクティスを他者と共有する基礎をなすこの特に弱い集団に対する心身共により良い人生を確保するためにとった多くの施策について、満足をもって言及した。ベトナムは本件に関してさらに詳細な情報を希望した。

57. 【パキスタン】

パキスタンは、全ての国民の人権の保護及び促進を確保する戦略、及び人権教育に対する努力は、日本がこの重要な問題に重点を置いていることを反映し

ていると言及した。

パキスタンは、日本がUPRのフォローアップにジェンダーの観点を統合するために計画した措置について質問した。

58. 【ペルー】

ペルーは、特に、日本と長年の間友好及び協力関係にあり、日本にいるペルーの移住者の数は非常に多く、彼らの大多数は正規の状況にある労働者であると述べた。

ペルーは、日本がまだ移住労働者権利条約に加入していないことを懸念し、この国際条約を批准することを勧告した。

ペルーは、先住民族の権利を特に重視しており、先住民族の権利に関する国際連合宣言を広め、広く国民に注意喚起するための施策、及び日本におけるアイヌ少数民族の人権を十分に尊重するために採用された措置について質問した。

59. 【日本⑤】

日本は、刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるよう留意する必要があると述べた。死刑確定者は執行の日に自らの執行を告知される。日本は、死刑確定者に前もって執行日を告知した場合には、心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与えることになりかねないことを懸念している。このため、日本は、現在の取扱いはやむを得ないものと考えている。

政府は、2007年の死刑判決の数に関する統計がないため、1980年以降死刑判決数が増えたか否かについて回答することはできなかった。死刑執行停止の要請に関し、日本は、死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながら、後に死刑が執行されることになったと告知することは、極めて残酷であると考えている。

仮釈放のない終身刑に関し、日本は、受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題のある制度であると考えており、それゆえそのような制度の導入は極めて慎重に検討する必要があると考えている。

有罪率の高さの問題に関し、政府は、有罪率は、裁判所における個々の判断の集積の結果であり、刑事訴訟手続は、緻密な捜査とそれに裏付けられた極めて厳格な起訴に基づいており、かつ、適切な公判活動に努めているものと承知しており、高い有罪率が異常であるとは考えていない。なお、裁判所においては、中立公正な第三者としての立場から、法と証拠に基づいて、厳正中立に事実認定をしておられるものと承知している。政府は、三審制であり、死刑の適用は慎重になされていると言及した。日本は、高い有罪率を理由に死刑の執行

停止及び廃止を導入することを検討する必要はないと結論づけた。

代替収容制度に対する批判を認識している一方、政府は、被留置者の適切な処遇を確保するために様々な取り組みを行っていることに言及した。また、日本は、この制度において日本人と外国人の被留置者の間に差別はないと指摘した。また、日本は、代替収容制度の運用を引き続き改善していくと言及した。

被疑者取調べの電子的記録の問題に関し、代表団は、現在の我が国の刑事訴訟の実務上、被疑者の供述が真相を解明する上で重要であり、取調べの全過程の録音・録画を義務付けることは、時に取調べ官と被疑者の信頼関係の構築を妨げ、被疑者が真相を語るのを止めてしまうことがあり得ると述べた。日本は、そのような監視及び電子的記録の導入は慎重に検討する必要があると言及した。また、警察においては被疑者取調べの監督を含むいくつかの新たな制度を創設したところである。

家庭内暴力に関し、政府は配偶者暴力防止法に言及し、また、出入国及び難民認定法に従って法的な在留資格を与える、又は現在の在留資格を変更することによって保護を促進する努力をしていく考えであると述べた。

政府は、日本の難民認定手続は1951年難民条約を基礎としており、ノン・フルマンの原則に従っている。日本は、保護に関して積極的な取り組みを継続していくつもりである。難民認定の公平性及び客観性を確保するため、学者、NGOなどの専門家によって構成される参与員制度が導入された。

政府は、教師及び校長による体罰は学校教育法で禁止されており、教師と生徒間の信頼に基づく非暴力的な措置が推進されていることを報告した。学校の教師によって実際に体罰が行われた場合には、適切な手続を通じて懲戒される。

最後に、政府は、各国代表団による建設的で価値ある評価、質問、コメントに感謝し、日本における人権状況を国際的な視野から見つめ直す貴重な機会となったと述べた。

II. 結論及び／又は勧告

60. 議論において日本に対して以下の勧告が行われた。

(1)

・以下の条約の批准又は批准の検討

- ①自由権規約第一選択議定書及び第二選択議定書（アルバニア）
- ②拷問等禁止条約選択議定書（イギリス、アルバニア、メキシコ、ブラジル）
- ③女子差別撤廃条約選択議定書（ポルトガル、アルバニア、メキシコ、ブラジル）
- ④移住労働者権利条約（ペルー）
- ⑤障害者権利条約（メキシコ）
- ⑥強制失踪条約（アルバニア）
- ⑦国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約（カナダ、オランダ）

・個人通報を受領し、検討する人種差別撤廃委員会の権限の認識（メキシコ、ブラジル）

・自由権規約第二選択議定書への署名（ポルトガル）

(2)

・可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請（特に自由権規約委員会及び児童の権利条約委員会からの要請）の実施。（アルジェリア）。

・パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。（カナダ）

・国内人権機構の設立。（メキシコ）

・パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。（カタール）

(3)

・人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。（イラン）

(4)

・人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。（カナダ、ブラジル）

(5)

・第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会）からの勧告に対す

る誠実な対応。(韓国)

(6)

- ・ 平等と非差別の原則に適応するべく国内法の改正。(スロベニア)
- ・ あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討。(ブラジル)
- ・ 刑法に差別の定義を導入することの検討。(グアテマラ)
- ・ 人種差別、差別及び外国人嫌悪に対する国内法の早急な導入。(イラン)

(7)

- ・ 女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。(ポルトガル)
- ・ 女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。(フランス)

(8)

- ・ マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。(ドイツ)

(9)

- ・ 在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置。(北朝鮮)

(10)

- ・ 日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じること。(北朝鮮)

(11)

- ・ 性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置。(カナダ)

(12)

- ・ 死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス)
- ・ 国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ)
- ・ 死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル)
- ・ 死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア)
- ・ 死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ)

- ・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わること。(スイス)
- ・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア)
- ・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ)
- ・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)

(13)

- ・警察の留置施設にいる被留置者の取調べの組織的な監視・記録、及び刑事訴訟法の、拷問等禁止条約第15条及び自由権規約第14条3項との適合性の確保、全ての関連する資料にアクセスできる被告人の権利の保障。(アルジェリア)
- ・警察と司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①強制された自白の危険性に対する警察の関心をひくように、一層組織的かつ集中的な取り組み、②取調べを監視する手続の見直し、③長期にわたる「代用監獄」の使用についての再検証、④拷問等禁止条約第15条に適合することを確保すべく刑事法の見直し。(ベルギー)
- ・被拘禁者の拘禁に際して手続保障を強化するメカニズムの構築。(カナダ)
- ・留置手続が人権法の義務に調和することを確保するため、いわゆる「代用監獄」制度の再検討、及び留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委員会の勧告の実施。(イギリス)

(14)

- ・女性及び児童に対する暴力の影響を減らすための施策の継続。特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。(カナダ)

(15)

- ・特に女性と児童に対する人身取引に対処するための努力の継続。(カナダ)

(16)

- ・常居所から不正に連れさられたり、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。(カナダ)

(17)

- ・あらゆる形態の児童への体罰の明示的な禁止、積極的かつ非暴力な形態のし

つけの促進。(イタリア)

(18)

・北朝鮮を含む他国・地域で犯した慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置。(北朝鮮)

(19)

・特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との調和。(アルジェリア)

・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法の模索。(グアテマラ)

(20)

・庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。(アルジェリア)

(21)

・入国者収容所を調査する国際的な監視員の受け入れ。(アメリカ)

(22)

・庇護申請を再検討するための独立機関の設立。(スロバキア)

(23)

・不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトに匿名で通報することを一般市民に求めるために設立された制度の廃止。(グアテマラ)

(24)

・社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。(バングラデシュ)

(25)

・インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。(ポーランド)

(26)

- ・ UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。(イギリス)
- ・ 審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。(スロベニア)

61. これらの勧告に対する日本の回答は、第8回人権理事会で採択される結果文書に含まれる予定である。

62. 本報告書に含まれる全ての結論及び／又は勧告は、勧告を行った国及び被審査国の立場を反映したものである。作業部会全体によって承認されたものであると解釈されてはならない。

付属文書

代表団の構成

日本の代表団は、秋元義孝外務省国連担当大使（総合外交政策局審議官）を団長に以下 16 名のメンバーで構成。

宮川眞喜男：在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使
木村 徹也：外務省総合外交政策局人権人道課長
中川 真吾：外務省総合外交政策局付検事
田中 紀子：外務省総合外交政策局人権人道課事務官
佐藤 浩朗：法務省大臣官房秘書課国際室渉外係長
池田 暁子：法務省刑事局付
大橋 哲：法務省矯正局成人矯正課企画官
三澤 節史：法務省人権擁護局付
川畑 豊隆：法務省入国管理局審判課法務専門官
柴山 克彦：警察庁長官官房総務課留置管理室長、警視正
増田美希子：警察庁長官官房国際課課長補佐、警視
初又 且敏：警察庁刑事局刑事企画課課長補佐
西村 善和：警察庁長官官房総務課、警部
鎌田 陽子：警察庁刑事局刑事企画課、警部
里見 昭彦：文部科学省大臣官房国際課専門官
山中 修：在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官

規約第 40 条に基づき締約国から提出された報告書の審査
- 国際人権（自由権）規約委員会の総括所見
日本
（仮訳）

1. 国際人権（自由権）規約委員会は、2008 年 10 月 15 日及び 16 日に開かれた第 2574 回、2575 回及び 2576 回の会合で、日本の第 5 回定期報告書（CCPR/C/JPN/5）を審査し、2008 年 10 月 28 日及び 29 日に開かれた第 2592 回、2593 回及び 2594 回の会合で、以下の総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国の包括的な第 5 回定期報告書、検討すべき課題一覧（質問リスト/the list of issues）に対する書面による回答及び委員会の口頭による質問に対し、代表団が行った詳細な回答を歓迎する。しかし、委員会は、2002 年 10 月が期限であったにもかかわらず、この報告書が 2006 年 12 月に提出されたことに留意する。委員会は、関係省庁の高官からなる大代表団と、対話に強い関心を示す多くの国内 NGO の出席に感謝する。

B. 肯定的側面

3. 委員会は、男性と女性による権利の平等な享有を進めるために採られたいくつかの立法上及び制度上の措置、特に以下の措置を歓迎する。
 - (a) 1999 年に男女共同参画社会基本法が採択されたこと
 - (b) 男女共同参画担当大臣が任命されたこと
 - (c) 2020 年までに社会の全ての分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30 パーセントとすることを目的として掲げる第 2 次男女共同参画基本計画が、2005 年に内閣により承認されたこと
 - (d) 男女共同参画基本計画を促進し、男女共同参画社会の発展のための基本政策を調整する男女共同参画局が設置されたこと
4. 委員会は、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び婦人保護施設の設置、改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の下での保護命令件数の増加及び保護命令範囲の拡充及び人身売買を撲滅するため、2004 年に人身取引対策行動計画を採択し、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置したこと等、家庭内暴力や性暴力及び人身売買を含むジェンダーに基づく暴力や搾取の被害者を保護し、支援するために締約国が採った措置に留意する。
5. 委員会は、締約国が 2007 年に国際刑事裁判所に関するローマ規程へ加入したこ

とを歓迎する。

C. 主要な懸念事項と勧告

6. 委員会は、第4回政府報告書の審査後に出された勧告の多くが履行されていないことに、懸念を有する。

締約国は、委員会が今回及び前回の総括所見において採択した勧告を実施すべきである。

7. 委員会は、規約の条項に直接言及した国内裁判所の判断に関して、規約違反はないとした最高裁判所判決以外の情報が存在しないことに留意する。(規約2条)

締約国は、規約の適用と解釈が、裁判官、検察官及び弁護士のための専門的教育の一部に組み込まれること及び規約に関する情報が下級審も含めすべてのレベルの司法機関に普及されることを確保すべきである。

8. 委員会は、締約国が規約の第一選択議定書を批准しない理由の一つが、その批准が司法の独立を含む司法制度に関する問題を引き起こす可能性があるとの懸念であることに留意する。

締約国は、委員会の一貫した法解釈として、これは、上訴審としての第四審ではなく、国内裁判所が行う事実や証拠の評価、国内法の解釈適用に関する再審査は原則的に行わないとしていることを考慮し、第一選択議定書の批准を検討すべきである。

9. 委員会は、締約国がいまだに独立した国内人権機関を設立していないことに、懸念を持って留意する(規約2条)。

締約国は、パリ原則(国連総会決議48/134・附属書)に則り、締約国によって承認されたすべての国際人権基準をカバーする広範な権限と、公権力による人権侵害の申立てを審査し、かつ、行動する権限を有する独立した国内人権機関を政府の外に設立し、同機関に対して十分な財政的・人的資源を割り当てるべきである。

10. 委員会は、「公共の福祉」が人権に対して恣意的な制限を課す根拠とはなり得ないとの締約国の説明を考慮に入れても、「公共の福祉」の概念は曖昧かつ無限定で、規約の下で許される範囲を超える制限を許容しかねないとの懸念を、繰り返し表明する(規約2条)。

締約国は、「公共の福祉」の概念を定義し、かつ、規約が保障する権利に対する「公共の福祉」を理由とするいかなる制限も、規約のもとで許容される制限を超えてはならないことを明記する法律を制定すべきである。

- 1 1 . 委員会は、女性に影響を及ぼす民法中の差別的な条項、例えば離婚後 6 か月間の女性の再婚禁止や、男性と女性の婚姻年齢の差異などについて、懸念を繰り返し表明する（規約 2 条(1)、3 条、23 条(4)及び 26 条）。

締約国は、女性の離婚後の再婚禁止期間を廃止し、また男性と女性の婚姻最低年齢を一致させるべく、民法を改正すべきである。

- 1 2 . 委員会は、公職における女性の参画についての数値目標にもかかわらず、女性が国会の議席のわずか 18.2%、中央官庁の課長級以上の地位の 1.7%しか占めておらず、女性の社会参加促進のための 2008 年計画で定められた数値目標のいくつかは、例えば 2010 年までに中央官庁の課長級と同等の地位の女性の参画について 5%を目標とするというように、極端に控えめであることを、懸念を持って留意する（規約 2 条(1)、3 条、25 条及び 26 条）。

締約国は、法令による割当制等の特別措置をとり、また女性の参画の数値目標を見直すことによって、2005 年に採択された第二次男女共同参画基本計画で定められた時間の枠内で、国会及び政府の最高位レベル及び公職における女性と男性の衡平な参画を実現するための努力を強化すべきである。

- 1 3 . 委員会は、女性が民間企業の管理職に占める割合がわずか 10%であり、平均して男性の賃金の 51%しか受け取っていないこと、女性が非正規雇用労働者の 70%を占め、そのため有給休暇、母性保護、家族手当などの利益を享受することができず、その不安定な契約状況のためにセクシュアルハラスメントにさらされやすいこと、そして家庭生活を維持するために往々にしてパートタイム労働者として働くことを余儀なくされているという報告に、懸念を有する（規約 2 条(1)、3 条及び 26 条）。

締約国は、(a)すべての企業に、女性にとって均等な雇用機会を確保するためのポジティブ・アクション（積極的差別是正措置）を取るよう求め、(b)労働時間の長時間化をもたらす労働基準のいかなる規制緩和も見直すこととし、(c)男性と同様女性が仕事と家庭生活のバランスを取れるようにするために保育施設の数をさらに増加させ、(d)改正パートタイム労働法のもとでパートタイム労働者が均等待遇を得るための条件を緩和し、(e)職場でのセクシュアルハラスメントを刑事罰の対象とし、(f)男女雇用機会均等法のもとで禁止される間接差別の形態を、当該労働者が世帯主であるとの地位、又は、パートタイム労働者若しくは契約社員であるとの地位に基づく異なる取扱いにまで拡大し、(g)間接差別を防

止するための効果的な措置を取ることを含む、女性の正規職員としての雇用を促進し、性別による賃金格差を解消するための措置を取るべきである。

- 14 . 委員会は、刑法 177 条の強かんの定義が男女間の現実の性交渉のみを対象とし、かつ攻撃に対する被害者の抵抗が要件とされていること、強かん及びその他の性犯罪が、被害者が 13 歳未満である場合を除き、被害者の告訴なしには訴追できないことに、懸念を持って留意する。委員会は、また、性暴力加害者がしばしば公正な処罰を免れたり軽い刑に処されたりすること、裁判官がしばしば被害者の過去の性的経歴に不適切に焦点を当て、被害者に攻撃に対して抵抗したことの証拠を提出するよう求めること、改正受刑者処遇法及び警察庁の被害者支援のための指針の監督と実施が非実効的であり、性暴力について専門的な研修を受けた医師と看護師が欠如し、またそのような研修を提供する NGO への支援も欠如しているとの報告に、懸念を有する（規約 3 条、7 条及び 26 条）。

締約国は、刑法 177 条の強かんの定義の範囲を拡大して、近親相かん、現実の性交渉以外の性的虐待が、男性に対する強かんと共に重大な刑事犯罪とされることを確保し、攻撃に対して抵抗したことを立証しなければならないという被害者の負担を取り除き、強かん及びその他の性暴力犯罪を職権で訴追すべきである。締約国はまた、裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入すべきである。

- 15 . 委員会は、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する量刑が報告によると軽いとされていること、保護命令違反者の逮捕が、度重なる違反のある場合または警告を無視した場合にのみなされることを懸念する。委員会は、また、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する長期的な支援が欠如していること、外国人であるドメスティック・バイオレンス被害者に対する在留資格付与の遅れが、安定した雇用に応募し社会保障給付へアクセスすることを事実上排除していることに、懸念を有する（規約 3 条、7 条、26 条及び 2 条(3)）。

締約国は、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を拘禁して訴追し、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する損害賠償額とシングルマザーに対する育児手当額を増大させ、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所の命令を執行し、長期的なりハビリプログラムやりハビリ施設を、外国人など特別な必要のある被害者に対する支援と同様に、強化すべきである。

- 16 . 委員会は、実際上は、殺人を含む犯罪に対してしか死刑が科されていないことに留意しつつも、死刑を科すことのできる犯罪の数が依然として減少していないこと及び死刑執行の数が近年着々と増加していることへの懸念を繰り返し表明する。委員会は、また、死刑確定者が単独室拘禁に付され、それがしばしば長期

間にわたり、また死刑執行の日に先立って事前告知されることなく処刑され、高齢者や精神障がいがあるという事実にもかかわらず執行される例があることに懸念を有する。恩赦、減刑ないし執行延期に関する権限が行使されていないこと、またこうした救済措置を求める手続に関する透明性が欠けていることもまた、懸念事項である（規約6条、7条及び10条）。

締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、規約第6条第2項にしたがい、死刑は最も重大な犯罪に厳格に限定されるべきである。締約国は、死刑確定者の処遇、高齢者ないし精神障がい者の執行に関し、より人道的なアプローチをとることを考慮すべきである。締約国は、死刑執行に自ら備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するために、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について合理的な事前の告知が与えられることも確保すべきである。恩赦、減刑及び執行延期は、死刑を科された者にとって真に利用可能なものとされるべきである。

17. 委員会は、有罪とされ死刑を言渡されても上訴権を行使しない被告人の数が増加していること、裁判所が再審開始を決定するまでは、死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との面会に刑事施設職員が立会い、監視をすること、再審や恩赦の請求に死刑の執行を停止する効力がないことを、懸念を持って留意する（規約6条、14条）。

締約国は、死刑事件においては、（上訴審における）再審査を義務的とする制度を導入し、また死刑事件の再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである。執行停止の濫用を防止するため、恩赦の出願の回数には制限が設けられてもよい。締約国は、また、再審に関する死刑確定者と弁護士との間のすべての面会について厳格な秘密性を確保すべきである。

18. 委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで、捜査と拘禁の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず、代替収容制度（代用監獄）は、そのもとで、捜査を容易にするため被疑者を最長23日間にわたって警察の拘禁施設に拘禁することが可能であり、その間保釈の可能性はなく、また弁護士へのアクセスも限定され、特に逮捕後最初の72時間はそうであって、自白を得る目的での長期に及ぶ取調べ及び濫用的な取調べ方法の危険を増加させていることについて、懸念を繰り返し表明する（7条、9条、10条及び14条）。

締約国は、代用監獄制度を廃止すべきであり、あるいは、規約第14条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。締約国は、すべての被疑者が取調べ中を含め弁護士と秘密に交通できる権利、逮捕されたその時から、かつ、犯罪嫌疑の性質に関わりなく法律扶助が受けられる権利、自分の事件と関連す

るすべての警察記録の開示を受ける権利及び医療措置を受ける権利を確保すべきである。締約国は、また、起訴前保釈制度も導入すべきである。

19. 委員会は、警察内部の規則に含まれる、被疑者の取調べ時間についての不十分な制限、取調べに弁護人が立ち会うことが、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと、弁護人の立会いが取調べから排除されていること、取調べ中の電子的監視方法が散発的、かつ、選択的に用いられ、被疑者による自白の記録にしばしば限定されていることを、懸念を持って留意する。委員会は、また、主として自白に基づく非常に高い有罪率についても、懸念を繰り返し表明する。この懸念は、こうした有罪の宣告に死刑判決も含まれることに関して、さらに深刻なものとなる。

締約国は、虚偽自白を防止し、規約第14条に基づく被疑者の権利を確保するために、被疑者の取調べ時間に対する厳格な時間制限や、これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択し、取調べの全過程における録画機器の組織的な使用を確保し、取調べ中に弁護人が立ち会う権利を全被疑者に保障しなければならない。締約国は、また、刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。

20. 委員会は、刑事施設視察委員会及び2006年の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで設立された留置施設視察委員会、法務大臣によって棄却された不服申立てを再審査する刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会、さらに被留置者によって提出された苦情の申出、審査の申請及び事実の申告を再審査する責任を有する都道府県公安委員会もまた、受刑施設及び留置施設の外部査察・不服審査機構を効果的なものとするために必要とされる、独立性、人的資源及び権限を欠いていることに懸念を有する。この点に関して、委員会は、2005年から2007年までの期間、留置施設職員に対し、暴行又は虐待の罪による有罪判決又は懲戒処分が下されていないことに、留意する（規約7条及び10条）。

締約国は、以下のことを確保すべきである。

(a) 刑事施設視察委員会及び留置施設視察委員会はその権限を効果的に果たすために、十分な人員配置がなされ、またすべての関連情報に完全にアクセスすることができなければならない。さらに、その委員は、刑事施設ないし留置施設の管理者によって任命されるべきではない。

(b) 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会は、十分なスタッフが保障され、その意見は法務省を拘束するものでなければならない。

(c) 被留置者から提出された不服申立てを再審査する権限は、都道府県公安委員会から、外部の専門家からなる独立の機関に委譲されなければならない。

締約国は、次の定期審査報告書の中には、受刑者及び被留置者から受けた不服申立ての件数及びその内容、違法行為をおこなった行為者に科せられた刑罰又は懲戒処分、被害者に提供された補償の内容を盛り込むべきである。

- 2.1. 委員会は、死刑確定者が、精神的及び情緒的な安定性を確保するという名目により、昼夜にわたり単独室に拘禁されていること、また、無期刑受刑者の中にも長期間にわたり単独室拘禁に付されている者がいることに懸念を有する。委員会はまた、被収容者が事前に医師の診察なく保護室に拘禁されうること、その期間は当初72時間であり無制限に更新可能であるという報告、また、一定の範疇の受刑者は、分離された「収容区画」に収容され、その措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告に懸念を有する（規約7条及び10条）。

締約国は、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し、保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行い、また、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する取扱いを廃止するべきである。

- 2.2. 委員会は、政府が依然として第二次世界大戦中の「慰安婦」制度に対する責任を受け入れていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に提供された賠償が公的基金ではなく民間の募金によって賄われており、かつ、その額が十分でないこと、「慰安婦」問題について言及した歴史教科書がほとんどないこと、一部の政治家やマスメディアが被害者を誹謗し、あるいは、当該事実を否定し続けていることに、懸念を持って留意する（規約7条及び8条）。

締約国は、その法的責任を受け入れ、被害者の大多数に受け入れられるようなやり方で「慰安婦」制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、生存中の加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置をとり、この問題について学生及び一般大衆を教育し、被害者を誹謗したり、この事実を否定したりするいかなる企てに対しても反駁し制裁を科すべきである。

- 2.3. 委員会は、締約国へ及び締約国を經由して人身取引される者の（推定）人数について統計的なデータがないこと、人身取引関連犯罪の加害者に対する拘禁刑（訳注：身体を拘束する刑で、日本では懲役・禁錮にあたる。）の数が少ないこと、公的または民間のシェルターで保護される人身取引被害者の数が減少していること、通訳サービス、医療、カウンセリング、未払賃金や損害賠償を請求するための法的支援やリハビリのための長期的な支援を含む被害者への包括的な支援が欠けていること、さらに、在留特別許可が加害者を有罪とするために必要な期間しか与えられず、かつ、すべての被害者には付与されないことに懸念を有す

る（規約 8 条）。

締約国は、人身取引被害者を見つけ出すための努力を強化し、締約国の領域内へのまたは領域を経由しての人身取引の流れに関するデータを体系的に収集することを確保し、人身取引関連犯罪の加害者に対する量刑政策を見直し、被害者に保護を提供する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、未払い賃金や損害賠償を請求するための法的支援、リハビリの長期的支援、すべての人身取引被害者の法的地位の安定化を確保することによって被害者支援を強化すべきである。

- 2 4 . 委員会は、「研修制度」「技能実習制度」のもと締約国に来る外国人が締約国内の労働法による保護や社会保障から排除されていること、彼らがしばしば有給休暇も与えられずに単純労働で搾取され、法定の最低賃金を下回る研修手当の支払を受け、時間外賃金の支払いもなく時間外労働に従事することを強制され、しばしば使用者に旅券を取り上げられているとの報告に、懸念を有する（規約 8 条、26 条）。

締約国は、法定の最低賃金を含む最低限度の労働基準及び社会保障に関する国内法による保護を、外国人研修生・技能実習生にも及ぼし、かかる研修生や実習生を搾取する使用者に相応の制裁を科し、研修生・実習生の権利を適切に保護し、低賃金労働力確保よりも能力向上に焦点をあてる新しい制度に現行制度を改めることを検討すべきである。

- 2 5 . 委員会は、2006 年改正出入国管理及び難民認定法が拷問の危険がある国への難民申請者の送還を明文で禁止していないこと、申請の数との関連で難民認定の割合が低いままであること、難民認定手続にしばしばかなりの遅延があり、その間申請者は就労を禁じられ、かつ、限られた社会扶助しか受けられないことに、懸念を持って留意する。委員会はまた、再審査に際し法務大臣に助言する難民審査参与員が独立した機関により選任されず、また拘束力のある決定を下す権限はないことから、難民不認定に対する法務大臣への異議申立ての機会が、独立した機関による再審査の性質を有しないことに、懸念を有する。最後に委員会は、難民不認定となった者が退去強制命令の執行停止申立てに対する不利な決定に対して異議を申立てうる前に強制送還されたという報告事例に、懸念を有する（規約 7 条、13 条）。

締約国は、拷問その他の虐待の危険がある国への難民申請者の送還を明文で禁止するため、出入国管理及び難民認定法を改正することを検討し、また全ての難民申請者に対し、弁護士、法律扶助、通訳のほか、手続の全期間にわたる適切な国庫による社会扶助あるいは雇用へのアクセスを確保すべきである。締約国はまた、法務大臣によって「テロリスト容疑者」とみなされた難民申請者も利用しう

る完全に独立した不服申立機関を設置すべきであり、そして行政手続の終了後難民申請者がその難民不認定の決定に対する不服申立てをなしうる前に直ちに強制送還されないことを確保すべきである。

26. 委員会は、公職選挙法による戸別訪問の禁止や選挙活動期間中に配布することのできる文書図画の数と形式に対する制限など、表現の自由と政治に参加する権利に対して加えられている不合理な制限に、懸念を有する。委員会はまた、政府に対する批判的な内容のビラを私人の郵便受けに配布したことに対して、住居侵入罪もしくは国家公務員法に基づいて、政治活動家や公務員が逮捕され、起訴されたという報告に、懸念を有する（規約 19 条、25 条）。

締約国は、規約第 19 条及び 25 条のもとで保障されている政治活動やその他の活動を警察、検察及び裁判所が過度に制限することを防止するため、その法律から、表現の自由及び政治に参加する権利に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである。

27. 委員会は、性的同意年齢が、男児及び女児ともに 13 歳と低い年齢に設定されていることに、懸念を有する（規約 24 条）。

締約国は、子どもの正常な発達を保護し児童虐待を防止するため、男児及び女児の性的同意年齢を現在の 13 歳から引き上げるべきである。

28. 委員会は、婚外子が国籍取得、相続権及び出生届の点で差別されていることにつき、繰り返し懸念を表明する（規約 2 条（1）、24 条及び 26 条）。

締約国は、国籍法第 3 条、民法第 900 条 4 項及び出生届においてその子が「嫡出子」であるか否かを記載しなければならない旨規定する戸籍法 49 条 1 項 1 号（*訳注：49 条 2 項 1 号の誤りであると思われる。*）も含めて、婚外子を差別するすべての条項を、法律から削除すべきである。

29. 委員会は、婚姻したあるいは婚姻していない異性のカップルに対してのみ適用され、もって婚姻していない同性のカップルが公営住宅を賃借することを事実上妨げている公営住宅法第 23 条 1 項や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護から同性のカップルが排除されていることに例証されているように、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及び性同一性障がいの人々に対して、雇用、住居、社会保障、健康保険、教育及び法によって規制されたその他の領域における差別があることに、懸念を有する（規約 2 条（1）及び 26 条）。

締約国は、差別禁止の事由に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討

すべきであり、また委員会の規約第 26 条についての解釈¹に沿って、婚姻していない同居している異性のカップルに付与されている便益が、婚姻していない同居している同性のカップルに対しても同等に付与されることを確保すべきである。

- 3 0 . 委員会は、1982 年国民年金法からの国籍条項削除が不遑及であることと、20 歳から 60 歳の間で最低 25 年間年金保険料を払わなければならないという要件とが相まって、多数の外国人、主に 1952 年に日本国籍を喪失した韓国・朝鮮人が、国民年金制度の下での年金受給資格から事実上排除される結果となっていることに、懸念を持って留意する。委員会はまた、国民年金法から国籍条項が撤廃された時点で 20 歳を超える外国人は障害年金給付が受けられないという規定により、1962 年前に生まれた障がいを持つ外国人にも同じことがあてはまることに、懸念を持って留意する（規約 2 条 1 項、26 条）。

締約国は、外国人を国民年金制度から差別的に排除しないことを確保するため、国民年金法の年齢制限規定によって影響を受けた外国人のため経過措置を講ずべきである。

- 3 1 . 委員会は、朝鮮学校に対する国庫補助金が通常の学校に対する補助金より極めて低額であること、そのため朝鮮学校では民間の寄付に過度に依存せざるを得なくなっているが、こうした寄付には日本の私立学校やインターナショナルスクールへの寄付とは違い、税金の免除や控除が認められていないこと、また朝鮮学校の卒業資格が自動的に大学受験資格として認められていないことに、懸念を有する。

締約国は、国庫補助金の増額並びに他の私立学校への寄付と同様の財政上の優遇措置を朝鮮学校への寄付に適用することによって、朝鮮学校に対する適切な財政的支援を確保すべきであり、また朝鮮学校の卒業資格を即大学受験資格として認めるべきである。

- 3 2 . 委員会は、アイヌ民族及び琉球・沖縄民族を特別な権利や保護を受ける資格がある先住民として締約国が公式に認めていないことに、懸念を持って留意する（規約 27 条）。

締約国は、アイヌ民族と琉球・沖縄民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民

¹ *Young v. Australia*, Communication No. 901/1999 and *X v. Colombia*, Communication No. 1361/2005. 参照。

族と琉球・沖縄民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。

- 3 3 . 委員会は、日本の第 6 回定期報告書の提出日を、2011 年 10 月 29 日と定める。締約国の第 5 回定期報告書及び本総括所見が、日本語、そして可能な範囲において、国内少数言語で、一般市民に対し、また、司法、立法、行政当局に対しても公表され、かつ、広く普及されるよう、要請する。委員会はまた、第 6 回定期報告書が、市民社会及び締約国内で活動する NGO に入手可能とされることを要請する。
- 3 4 . 委員会手続規則 71 パラグラフ 5 に従い、締約国は、委員会による上記パラグラフ 17、18、19 及び 21 の各勧告について、1 年以内にフォローアップ情報を提供しなくてはならない。委員会は、締約国が次回定期報告書に、残された勧告および条約全体の履行状況に関する情報を記載するよう、要請する。

東京拘置所における死刑の刑場の公開について（日弁連コメント）

2010年（平成22年）8月27日

日本弁護士連合会

本日、法務省は、東京拘置所内の死刑の刑場を報道機関に初めて公開した。

しかし、これだけでは死刑制度の存廃について、国民的議論を行う上で十分な情報が公開されているとは到底言えない。死刑執行の基準、執行方法、死刑確定者の処遇などに関する基本的情報を多角的に公開することが必要である。

当連合会は、今後死刑のあり方に関する国民的議論が深まることを期待するとともに、政府に対し、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの一定期間、死刑の執行を停止することを重ねて強く要請するものである。

「量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案（終身刑導入関係）」に対する意見書

2008年11月18日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること（量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」）には反対する。

第2 意見の理由

1 現行刑法と量刑制度を考える超党派の会の提案する終身刑の創設

(1) 現行刑法における刑罰体系

現行刑法第9条は、刑の種類として、「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。」と規定し、同法第12条1項及び同第13条1項は、それぞれ、「懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、1月以上20年以下とする。」、「禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、1月以上20年以下とする。」と規定している。そして、刑法第28条は、「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。」として、無期刑者にも仮釈放の機会が与えられる規定が設けられている。

(2) 量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案（事務局案）

本年8月26日、量刑制度を考える超党派の会（会長・加藤紘一衆議院議員）（以下「量刑議連」という。）は、死刑と無期刑の間に、恩赦による場合を除き仮釈放を認めない「終身刑」（以下「終身刑」という。）を創設する刑法改正の事務局案を提示し、今後これをたたき台に「刑法等の一部を改正する法律案」をまとめ、各党の賛同が得られれば、今秋召集の臨時国会に議員立法の形で提出する方針を固めた。同事務局案によれば、仮釈放のない終身の懲役刑及び禁錮刑を創設し（刑法第12条1項、同法第13条1項等の改正案）、現行法で法定刑として死刑と無期刑の双方が定められている罪について終身刑を設定すること（刑法各則・特別刑法の改正案）、刑の時効は死刑の30年、

無期刑の20年の中間の25年とすること(刑法第32条の改正案),
公訴時効は死刑の25年,無期刑の15年の中間の20年とすること(刑事訴訟法第250条の改正案),少年には終身刑を適用せず「無期刑又は10年以上15年以下の有期刑」に刑を緩和すること(少年法第51条の改正案),恩赦を認めることなどを内容としている。

(3) 量刑議連の終身刑創設の立法理由

量刑議連の事務局案によれば、「現在の我が国の量刑制度における死刑と無期刑のギャップを埋めるために、仮釈放のない終身刑を創設する必要がある。」というのが立法理由である。

同議連事務局が作成した「終身刑の創設のための刑法等の一部を改正する法律案(仮称)基本想定問答(案)」(未定稿)(以下「基本想定問答案」という。)によれば、「現行刑法においては、死刑に次ぐ重刑として無期刑が定められているが、死刑が不可逆的に生命を奪う刑であるのに対し、無期刑は最低10年を経過した時点で仮釈放が認められており、「死刑と無期刑との間に極めて大きなギャップが存在している」とし、「昨今の厳罰化の流れの中で、仮釈放までの服役期間が長期化」していることを認めながら、「それはあくまで矯正当局の運用による対処であって、死刑と無期刑との間の大きなギャップは法律上何ら解消されていない。」としている。

しかしながら、当連合会は、以下に述べるように、現行刑法に量刑議連が構想するような終身刑を創設しなければならない立法事実は存在しないと考えるものである。

2 無期刑と死刑の宣告と刑の執行状況

(1) 無期刑受刑者の飛躍的増加と無期刑の終身刑化

終身刑創設問題は、死刑と無期刑の関係を明確にし、死刑の宣告状況・執行状況及び無期刑の現状を把握して、これとの関係で終身刑を刑罰全体の中で位置づけることが可能であるかという視点から検討されなければならない。とりわけ、量刑議連が立法理由とする死刑と無期刑に大きなギャップがあるというためには、無期刑の実態を正しく把握しておく必要がある。

まず、矯正統計年報によると、無期刑受刑者の数は2007年末で1670名であり、1988年末の834名に比して2.0倍、1998年末の968名に比して1.7倍も増加していることを確認しておかなければならない。これを、司法統計年報の一審の無期刑言渡し数でみると、1988年が44名、1998年が47名であったものが、2004年に125名、2005年に119名となり2年連

続百の大台を超え、飛躍的に増加している（ただし、2006年は99名、2007年は74名）。この飛躍的増加は、最近の2003年から5年間の無期刑確定者の数が592名と全体の無期刑受刑者の約35%に上ることにも現れている。すなわち、無期刑確定者は、1991年から1993年までは20名台、1994年から1997年までは30名台で推移していたが、1998年以降急増し、2003年には117名と百台を突破し、2004年が115名、2005年が134名、2006年が135名、2007年が91名とここ数年でさらに激増している（検察統計年報）。

次に、無期刑受刑者が飛躍的に増加したにもかかわらず、これに比例して仮釈放を認められる者が増加することはなく、逆に仮釈放を認められる者が減少していることが指摘されなければならない。無期刑受刑者で仮釈放を許される者の数は、1989年から1998年までは概ね12～20名（ただし、1991年は34名、1996年は7名）で推移していたが、1999年以降は一桁台がみられるようになり、2006年は3名、2007年は1名であった（矯正統計年報）。さらに遡れば、昭和40年代から昭和50年代には、平均すると1年間に60名以上の無期刑受刑者が仮釈放を許可されていたことからすれば隔世の感があり、無期刑受刑者の急増にもかかわらず、仮釈放が認められるのはますます狭き門となる傾向にある。

これに加えて、仮釈放者の平均在所期間も、1989年から1994年までは18～19年（ただし、1990年は20年3月）であったものが、1995年以降は20年を常時超え、漸増を続け、2004年には25年を超え、2007年には31年10月にまで至っている（矯正統計年報）。平均在所期間が25年間から31年間に達しているということを見ると、仮釈放までの25年から30年をはるかに超える者が多数いることが容易に推定できる。社会民主党近藤正道参議院議員の資料要求に対する法務省矯正局の本年5月2日付回答書によると、25年以上在所している無期刑受刑者は192名にも上っている。25年以上30年未満の者が105名いるので、30年以上在所してなお仮釈放の認められない者だけでも87名いることになる。その内訳は、30年以上35年未満の者が41名、35年以上40年未満の者が22名、40年以上45年未満の者が8名、45年以上50年未満の者が10名、長期では、50年以上55年未満の者が5名、55年以上の者も1名在監していることが判明している。

このような状況の中であって、最近10年間の仮釈放を許された無期刑受刑者の合計数が79名であるのに対し、刑務所内で死亡する無

期刑受刑者の合計数が120名であり、いわゆる獄死する者の数が仮釈放者の数を大きく上回っているのが現状である。このような現状は、無期刑は終身刑化している証左と言わなければならない。

(2) 死刑判決と死刑執行の急増

他方、このような厳罰化傾向は、死刑判決の増加にもみることができる。死刑判決数は、司法統計年報によって、1992年から1999年までと2000年から2007年までの各8年間の死刑判決言渡し数（死刑判決を維持したものを含む。）を比較すると、地方裁判所では43件が109件（約2.5倍）に、高等裁判所では31件が124件（約4.0倍）に、最高裁判所では33件が68件（約2.1倍）に、それぞれ増加している。ちなみに、同様の期間の無期判決の推移を比較すると、地方裁判所では329件が771件（約2.3倍）に、高等裁判所では197件が563件（約2.9倍）に、最高裁判所では87件が368件（約4.2倍）と死刑判決同様に増加している（司法統計年報）。

また、死刑判決の増加の当然の結果として死刑確定者も増加している。この10年間の死刑確定者の数は、1998年から2003年までは2名～7名で推移していたにもかかわらず、2004年以降は、2004年が14名、2005年が11名、2006年が21名、2007年が23名と急増している（検察統計年報）。

さらに、死刑執行の数も、1998年から2006年までは年間1～6名で推移していたが、2007年は9名、2008年は10月29日現在で15名と急増している。死刑確定者の年末収容人員も、1993年から2003年までは51～56名と50台で推移していたものが、2004年が66名、2005年が77名、2006年が94名、2007年が107名と急増している。

(3) 死刑確定者及び無期刑受刑者の急増と無期刑の終身刑化の背景

ところで、このような死刑確定者や無期刑受刑者の増加は、死刑判決や無期判決が言い渡される殺人や強盗致死といった重大事犯の増加に伴って増加しているわけではない。犯罪白書によると、殺人や強盗致死の認知件数や検挙人員は、ここ20年横ばい状態にある。その意味では、凶悪事件が増えて治安が悪化したから厳罰化がなされたのではなく、法務検察主導で人為的に量刑基準が引き上げられ、これを事実上裁判所が追認した結果、これらの犯罪を起こした者に対する厳罰主義が日常的になったために生じたものである。

死刑判決には、こうした厳罰主義の傾向を端的にみてとることができ、従来では死刑判決とはならなかったと思われる事案において死刑

が言い渡されるものが数多く見られる。死刑は、1983年のいわゆる永山最高裁判決以降、殺害被害者1名の場合には、同種無期刑前科のある者の仮釈放中、身代金目的誘拐、保険金目的の事案において、抑制的に言い渡されてきたが、近年はこの枠組みを超えて死刑判決が言い渡されている。また、殺害被害者2名の事案の場合でも、昭和60年から平成15年までに死刑を求刑された73件のうち約半分の37件において無期刑が言い渡されていたところ、2006年の光市事件最高裁判所差戻判決は、死刑を例外的な刑罰とはせず、犯罪の客観的な側面が悪質な場合は原則として死刑であり、特に酌量すべき事情がある場合に限り死刑が回避されるという考えを示し、近年では殺害被害者が2名の事案では死刑求刑事件のほとんどに死刑判決が言い渡されている。このような死刑判決の急増は、死刑判決を拡大しなければならない必要性等について十分な論議をすることなく、また判例変更等の手続もないまま、なし崩し的になされたものであるとすることができる。

しかも、この厳罰化傾向は、法定刑や処断刑の長期化にとどまらず、矯正や保護の分野にまで浸透しつつある。たとえば、矯正の段階で行われている検察庁秘密通達のいわゆるマル特無期刑や、保護の分野における地方更生保護委員会による仮釈放判断の厳格化にも法務検察の影響が強く、仮釈放を難しくしており、無期刑受刑者の仮釈放に至っては絶望的でさえある。刑事施設の長が、法務省令で定める基準に該当すると認めて、地方更生保護委員会に仮釈放を許す旨の申出（更生保護法第34条第1項）をしても無期刑受刑者の仮釈放棄却率は20%であり、その他の刑の受刑者の仮釈放棄却率の4%に比し、著しく狭き門になっている。無期刑受刑者に関しては、矯正の現場が保護の分野の地方更生保護委員会の仮釈放許可の判断に困惑しているとさえ思われる。

このような日本における無期刑受刑者の実態は、実質的に国際人権（自由権）規約第9条に定める恣意的な拘禁になっていると考えられ、同規約第10条3項に定める受刑者に対する「矯正と社会復帰を基本的な目的とする処遇」にも違反するものである。

さらに、仮釈放許可基準が国民にもわかりにくく、仮釈放許可基準の明確化・適正化など仮釈放制度のあり方の見直しが急務であるにもかかわらず、更生保護法が施行された今日に至るも、その明確化・適正化がなされていない。また、当連合会は、昨年3月22日付「更生保護法案に対する意見書」でも指摘したように、仮釈放の審理を活性化し、停滞している仮釈放が適正に運用されるようにするために、中

中央更生保護審査会及び地方更生保護委員会の人的構成を見直し、学者、弁護士、医師、福祉の専門家等幅広い層からの人材を登用し、組織の独立性・透明性を保てるようにすることによって准司法機関化すべきことを強調したが、その改革もなされていない。

ところで、2006年6月27日付「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書では、更生保護法の成立に先立って、仮釈放の有用性を認め、仮釈放のあり方の見直しや仮釈放許可基準の明確化を提唱していたが、法務省は、本年8月になって、ようやく、量刑議連の終身刑創設を牽制する趣旨とは思われるが、保岡興治前法務大臣の下で、仮釈放制度の見直し（組織のあり方、運営の方法、仮釈放許可基準の透明化・客観化・明確化）についての勉強会を発足させた。法務省のこの勉強会では、仮釈放許可基準を厳しくする方向での明確化が検討されているようであり、当連合会としては、その方向での明確化には同意できないものの、少なくとも仮釈放許可基準の明確化や地方更生保護委員会の組織や運営のあり方を改革し国民の前に明らかにする中で無期刑受刑者の実態に迫ることなしには、死刑と無期刑との間には大きなギャップがあるとは軽々と言うことはできないと考えざるをえない。

(4) 終身刑の刑罰としての曖昧さ

以上みてきたように、無期刑受刑者は著しく増加しているにも関わらず、仮釈放が許可される者が極めて限られており、在所期間25年を超える者（192名）が全体（1670名）の1割以上もあり、前記のとおり、仮釈放者を許された者の数（過去10年間で79名）が刑事施設で死亡した者の数（過去10年間で120名）を遙かに下回ることからみても、無期刑が終身刑化していることは明らかである。これまで秘密裏に実施されてきたマル特無期刑者の問題、地方更生保護委員会のあり方、恩赦や仮釈放の運用のあり方、仮釈放許可基準の不明確さといった不透明かつ閉鎖的な制度等が是正されないままで、そこに終身刑を創設すれば、終身刑化している無期刑と終身刑との間のすみ分けを困難にし、現実にも刑適用における混乱を避けることができない。とりわけ、死刑を存置したままの終身刑の創設は、世界にも先進国ではアメリカの一部にしか類がなく、死刑という絶望の刑罰に、終身刑というもう一つの絶望を付け加えるものであり、にわかにかこれを是認することができない。

(5) 終身刑の創設と厳罰化の流れの関係について

ここ数年の死刑確定者と無期刑受刑者の激増によって明らかのように、日本の刑事司法は厳罰化時代に突入している。このような時代に、

死刑を存置したまま、終身刑を創設することによる刑罰適用の将来予測についてはいろいろな考え方がある。

当連合会の中にも、終身刑が創設されることによって死刑判決が回避されるという立場の者も有力に存在する（後述7の(1)参照）。量刑議連中の「死刑廃止を推進する議員連盟」所属議員も同様の立場に立っている。もっとも、この見解に対しては、先進国唯一の死刑と終身刑の制度を持つアメリカの学者から「ほとんどの州では、終身刑が導入されても、死刑判決の数には少ししか影響がなかった。終身刑になった被告の多くは、たとえ終身刑がなくても死刑判決を避けられる人々だった。逆に、終身刑が存在することで刑が重くなる傾向にある。」という指摘がなされている（ハワイ大学教授・デビッド・ジョンソン・2008年6月20日付朝日新聞朝刊）。

当連合会は、厳罰化刑事司法下にある現状の日本においては、前記のような反対意見があるものの、大方の意見としては、死刑と併存する形での終身刑の創設は、従来なら無期刑判決を受けた者の相当数を終身刑判決に格上げする役割を担うだけであって、死刑判決を大きく減らすことはないものと考えられるものである。このことは、とりわけ、被害者等が参加した裁判において、検察官が無期刑を求刑し、被害者等が死刑を求刑した場合の判決内容になって現れることが予想される。仮にこのような予測がはっきりと立てられないとしても、少なくとも、終身刑を創設することによって厳罰化がさらに進む可能性が残っている限り、その創設には慎重であるべきである。また、そもそも、終身刑を含む死刑に代わる最高刑のあり方については、死刑執行を停止した上で、検討するというのがこれまでの当連合会の考え方である（2002年11月22日付「死刑制度問題に関する提言」）ことからすれば、死刑執行の停止のないままでの終身刑導入には消極にならざるを得ない。

3 矯正処遇・保護の現状について

(1) 矯正処遇・保護の理念と終身刑

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うもの」とされている。

また、更生保護法第1条は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員と

して自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定している。これらの法律の背後には，人は変わりうるということを前提にし，犯罪者の改善更生を図り，社会復帰を図るという理念がある。この意味で，仮釈放の可能性のある無期刑受刑者には改善更生や社会復帰に向けた処遇がなされているが，死刑確定者にはこれらが全く予定されていない。そして，仮釈放のない終身刑受刑者についても，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条はその存在を全く予定していない。このような中で，今回導入されようとしている終身刑受刑者が，受刑者の中でどのように位置づけられ，どのように処遇されるのが全く不明確である。

(2) 矯正処遇の現場からみた問題点

無期刑受刑者は，部屋割りも刑務作業もすべて一般受刑者と同じ扱いで処遇されている。無期刑受刑者も一般の受刑者も，改善更生と社会復帰に向けた処遇が行われ，仮釈放という希望がある点では同じである。希望の存在は人を前向きにし，立ち直るきっかけにもなる。無期刑受刑者の仮釈放が困難になっているとはいえ，仮釈放の希望に賭けて毎日を過ごしている。

他方，死刑確定者は，拘置所の独房に収容され，刑務作業は行われない。元刑務官によれば，刑務官は「殺さず，狂わさず」を基本に時間をかけて信頼関係を醸成し，執行までに償いの気持ちを抱かせようと力を注いでおり，1名の死刑確定者を担当する労力や精神的負担は，一般の被告人や受刑者50名分と同等かそれ以上になるという（坂本敏夫元刑務官・2008年6月8日付朝日新聞朝刊）。

終身刑が創設されれば，終身刑受刑者には，仮釈放という希望が絶たれており，単に社会から隔離されているだけで，日々生きていく上での支えもない状態になる。一生閉じ込められていることに変わりがないのであるから懲罰事由に当たることをしても何の効果もなく，刑務所内の秩序を維持することも難しくなる。

また，そもそも，終身刑受刑者には，死刑確定者と同様の処遇をすることになるのか，それとも改善更生と社会復帰に向けた処遇をするのか。前者だとすれば，隔離されて死を待つだけの存在となり，終身刑受刑者の処遇は死刑確定者並みということになり，これと向き合う刑務官の労力は処遇期間が長期化する点で死刑確定者以上の労力が必要となる。後者だとすれば，仮釈放の希望が全くない終身刑受刑者に改善更生や社会復帰に向けた処遇が何故必要かという問題が生じる。

さらに、仮にこのような処遇をすることで、終身刑受刑者を一般の受刑者と一緒に処遇するのかという問題もある。懲罰が意味を持つ仮釈放の可能性のある受刑者と懲罰が意味を持たない終身刑受刑者を一緒に処遇できないという意見もある。加えて、終身刑受刑者にかかる費用も税金から支出されるのであるから無視できないとする意見もある。この意味では、終身刑の創設は、終身刑受刑者にとっても、刑務所や刑務官にとっても不都合だらけの制度であると言わなければならない。

量刑議連事務局作成の「基本想定問答案」によれば、終身刑を創設しても、個別恩赦による無期刑への減軽の上で仮釈放の可能性を残すものであることで、終身刑受刑者の処遇上の困難さは、長期受刑者に共通した課題であり、個別恩赦の運用のあり方や終身刑受刑者等の処遇のあり方について工夫・検討することによって対処していくべきであるとしている。

しかし、個別恩赦の運用を活性化する必要性は理解ができるものの、少なくとも、その先の現在低迷している仮釈放制度の活性化と一緒に進めなければ、終身刑受刑者にとっては、社会復帰そのものが絵空事にしかならないということを銘記すべきであろう。また、終身刑受刑者の処遇のあり方についても、抽象論ではなく、矯正の現場を踏まえた具体的な提言をしていくことなしに終身刑を創設することは、矯正の現場を混乱させかねないという危険もあると考えられる。

4 量刑議連の提案する終身刑の問題点

今回事務局案を提案した量刑議連を構成するメンバーには「死刑廃止を推進する議員連盟」の所属議員と死刑存置を前提とする議員集団が混在している。量刑議連の勉強会では、死刑の存廃について検討することなしに、それぞれの見方で終身刑の創設を論議している。

もっとも、量刑議連事務局の作成した「終身刑の創設のための刑法等の一部を改正する法律案（仮称）概要」によると、量刑議連の終身刑には、「恩赦制度を十分機能させるため、何らかの法的手当が必要ではないか。例えば、現在施行規則に定められている受刑者による刑事施設の長等への恩赦出願制度を法律レベルに高め、かつ、受刑者から更生保護審査会への直接的な恩赦上申権を認めるなど、恩赦法上の新たな立法措置を設ける」ことなどが検討中であるとしている。この考え方は、終身刑の創設の有無の当否を別にすれば、終身刑受刑者であっても、一生閉じ込めておくのではなく、恩赦制度の利用を活発化することによって釈放の可能性を保障しようとしている点で、当連合会としても一応同意できるところである。しかしながら、現状の懲罰

化刑事司法の下で、恩赦制度の利用がどの程度活性化するのが不透明であり、仮に恩赦制度が活性化したとしても、前記のとおり、低迷している仮釈放制度の活性化と一体の改革を行わなければ、無期刑受刑者の社会復帰の可能性は極めて難しく、量刑議連が検討しようとしている恩赦制度の活性化だけでは、刑務官や終身刑受刑者に対し処遇の上での効果的な動機付けを与えることができない。

(1) 死刑廃止を推進する議員連盟の立場からの量刑議連の事務局案の問題点

前記のとおり、死刑廃止を推進する議員連盟の主要メンバーは、これまでは死刑判決しかあり得なかった者の中から終身刑判決がなされる者が増え、結果として死刑判決が減少するとして終身刑の創設に賛成している。前述したとおり、当連合会の一部にもこのように考える者はいる（後述7の(1)参照）。

しかしながら、当連合会においては、終身刑の創設は、前記のとおり、これまでは無期刑判決だった者を終身刑判決に格上げする役割を担うことはあっても死刑判決を大きく減少させることはないし、少なくとも、死刑と併存した終身刑の創設は、厳罰化刑事司法が行われている現状では、厳罰化に利用される可能性を否定できないので慎重であるべきであるとする考え方が大勢を占めている。

(2) 死刑存置論の立場からの量刑議連の事務局案の問題点

量刑議連の中の死刑存置論者は、来年5月21日に施行される裁判員裁判に向けて、裁判員が死刑が問題となる事件に関わった場合の負担軽減を図るために、終身刑の創設が必要であることを強調する。そのような見解は、死刑と無期懲役刑の間にはギャップがあることを前提として、ギャップのある刑罰のうちいずれかの選択を迫られる事態のあることが裁判員の負担として顕在化するので、終身刑を創設してギャップを埋めることで裁判員の負担軽減を図るべきと主張しているものと考えられる。しかしながら、前提として上記のようなギャップがあるのか、もしあるとした場合には、それを解消するためにどのような方策が適切なのかという点について、刑罰のあり方という観点からの議論こそがなされるべきであって、裁判員の負担軽減という見地から議論をするのは本末転倒である。

5 諸外国の実情

(1) ドイツ

ドイツ連邦共和国では、ボン基本法第102条により、1949年に死刑が廃止されて以来「終身自由刑」が最高刑になっている。終身

刑については、死刑廃止後、憲法（人間の尊厳は弾劾できないものである）適合性が争われ、1977年、連邦憲法裁判所は、「謀殺に対する終身刑は、終身自由刑受刑者のための適切な釈放手続が法律により規定されるというように、一定の指導原則が尊重されるのであれば合憲である」とした。これを受けて、1981年から、保護観察のための残刑の執行停止（仮釈放）が終身自由刑受刑者に対しても導入されるようになった。刑法第75条aは、保護観察のための残刑の執行停止（仮釈放）の条件として15年の最短服役期間と刑確定者の責任が引き続き刑の執行を要求するほど特に重大でないときとしている。連邦憲法裁判所は、刑法第57条aについて、15年の服役期間は通常の場合であって、それを超える拘禁は例外であると解釈している（クラウスラウベントール著・土井政和・堀雄訳「ドイツ行刑法」348頁）。

終身自由刑受刑者の行刑施設での平均服役期間は、現在約20年である。終身刑を宣告され、2002年に釈放された受刑者33名の場合、平均服役期間は17年、最短は14年、最長は36年であった。

恩赦手続によって、確定した終身自由刑について、執行の変更または停止を求めることもできる。恩赦手続は、恩赦請願もしくは職権で開始される。

(2) フランス

1981年の死刑廃止後、それまで死刑が科せられていた計画的殺人に対しては「無期刑」が適用されるようになった。そして、刑期のうち一定期間は仮釈放、刑の分割、外出許可等を許さない「保安期間」制度を改正し、無期刑についての保安期間は自動的に18年、裁判所の判断によっては例外的に22年、15歳未満の未成年者に対する強姦・拷問または野蛮行為を伴う謀殺・故殺に対しては重罪法院が特別の評決をもって最長30年まで延長できるものとした。もっとも、特別法でこの保安期間を無制限とすることも可能にして、事実上の終身刑の導入も図った。ただし、刑の言渡し後30年を経過したときは、5名の破棄院判事により構成される委員会が3名の精神医学者により構成される鑑定団の意見を聴取して重罪院の決定を止めることができるとしている。2004年末現在の無期刑受刑者数は538名である。

無期刑受刑者も保安期間が経過すれば仮釈放が可能になる。しかし、フランスにおける仮釈放制度は衰退過程にあると言われていた。そこで、2000年の無罪推定法の成立を機に、同法により、無期刑受刑者の仮釈放に関する司法大臣の決定権限を廃止し、仮釈放に関する決定は受刑者の申請もしくは検察官の意見書の提出によって地方仮釈放裁判所が刑罰適用委員会の意見を聴取して行うこととなった。刑の内

容の変更が司法機関によってなされるようになったわけである。さらに、その決定に対して中央仮釈放裁判所への上訴も可能とするなどの改革が行われており、これらは仮釈放制度を再活性化させようとするものといえる。1995年から2001年の間には、平均して1年間に8名が仮釈放を得ていたにすぎなかったが、2000年の法改正後、2001年から2004年には1年間に平均26名が仮釈放となっている。

1958年の第5共和国憲法第17条は、共和国大統領に恩赦権を与えている。刑の言渡しを受けた者が大統領に恩赦の申請することができる。恩赦は個別的になされることもあれば、国家の祝日などに集団的になされることもある（赤池一将・「フランスにおける長期受刑者の現状と課題」、「フランスにおける仮釈放改革と司法大臣諮問委員会の提言について」、「フランスにおける死刑廃止後の仮釈放制度とある無期懲役囚の軌跡」）。

(3) イギリス

イギリスにおいては、1965年に謀殺罪の死刑が事実上廃止されて以来、無期刑が最高刑となっている。無期刑は基本的に将来の仮釈放を予定した制度である。

無期刑は大きく分けて3種類ある。謀殺罪に対する必要的無期刑、謀殺以外の重大犯罪（人の生命・身体に重大な損害を与える暴力犯罪など）で有罪となった場合に裁判官の裁量によって科される裁量的無期刑、そして1997年の犯罪（量刑）法により過去に暴力・性犯罪で有罪判決を受けて再び同種同犯で有罪となった場合に原則として科される自動無期刑である。

無期刑に関しては最低拘禁期間（タリフ）が定められ、タリフが終了するまでは仮釈放の可能性はない。必要的無期刑受刑者のタリフは内務大臣が定め、裁量的無期刑受刑者及び自動的無期刑受刑者のタリフは裁判官が公開の法廷で定めるとされている。

実際に設定されたタリフをみると、必要的無期刑については11年以上16年未満、裁量的無期刑については6年から11年未満が過半数を占めている（1998年時点）。

無期刑受刑者は、2002年6月30日の時点で5150名である。そのうち、70%以上が謀殺である。97年に仮釈放となった者は90名であったが、2002年には150名にまで増加している。必要的無期刑受刑者の仮釈放者の平均拘禁期間は、1992年には12.4年、2002年には13.7年である。

終身タリフとなっている者も少数ながら存在する（2000年の時

点で20数名)。これらの受刑者については、25年間拘禁された時点で、有期タリフに変更するかどうかを内務省副大臣によって審査され、その後も5年ごとに審査がある。有期タリフに変更されると、仮釈放の可能性が出てくる。

(4) オランダ

1982年に死刑を全面廃止したオランダにおいて、最も重い刑は仮釈放のない終身刑であるが、終身刑が科されることは、むしろ稀であると言われていた(ペーター・タック著・中山研一ほか訳「オランダ刑事司法入門 組織と運用」)。しかし、近時厳罰化の傾向が見られ、終身刑の判決件数は2006年に10件であり、2005年の9件(それまでの過去最多)を上回った。2006年には、地裁が言い渡した有期禁錮刑が控訴審で終身刑に引き上げられたケースが2件あった。終身刑受刑者についても、恩赦による仮釈放の可能性はある。ただし、恩赦はここ20年来実施されていない。2006年末現在、終身刑で服役している受刑者は33名であり、そのうち、最も長く服役しているのは、少女3名の性的暴行並びに殺人罪で1982年に終身刑を言い渡された者である。2006年2月には、有期禁錮刑の最長期間が20年から30年に引き上げられており、その後1件に対して同刑が適用された。

(5) アメリカ

アメリカ合衆国では、現在、連邦と36の州が死刑制度を維持し、14の州とコロンビア特別区(ワシントンDC)では死刑が廃止されている。イリノイ州では、2001年に州知事が死刑執行を停止し、2003年には司法制度に問題があるとして死刑囚167名を一括減刑している。また、ニュージャージー州では、2006年1月に死刑の執行を停止する法律が成立し、その後2007年12月に法律によって死刑を廃止し、廃止後の最高刑として仮釈放のない終身刑を導入している。

仮釈放を許さない終身刑は、死刑存置の連邦及び36州中35州で、死刑廃止の14州中13州で導入されている(量刑議連が引用する法務省提供資料は昨年死刑を廃止したニュージャージー州を死刑存置州にカウントしているため数字が合っていない。)

2007年の米国の死刑執行者数は過去13年で最も少ない42名であり、死刑情報センターによると死刑を宣告される数も減少している。

もともと、アメリカの大半の州は、1970年台初頭になってから、終身刑の導入、復活、もしくはそれらを検討し始めた。アメリカでは、

死刑の違憲性を検討するために、1972年から76年まで死刑制度を停止していたが、絶対的終身刑（仮釈放のない終身刑）は、死刑が廃止されるかもしれないという可能性を見越して各州がとった戦略であった。結局、死刑は違憲とはならず、1976年に死刑制度が復活したことで、死刑と絶対的終身刑という2つの「死刑」をもつ羽目になったと言われている（坂上香・「ふたつの『死刑』制度 日米の『殺す』文化を考え直す」=世界2008年9月号177頁以下）。

終身刑受刑者は、仮釈放の資格はないが減刑及び刑の免除の資格は有している。1938年以降、459名の終身刑受刑者が恩赦により釈放されている。その平均収容期間は30年である。しかし、釈放者数は知事によって変動があるという。

ちなみに、死刑を廃止したミシガン州の例であるが、終身刑受刑者に対しては、特別の処遇プログラムは用意されておらず、原則として、他の受刑者と同様の処遇を受けるが、構外作業の許可等については制限があるという。

(6) 韓国

韓国は、死刑に次ぐ刑として無期刑を定めている。日本と異なり、無期刑受刑者に対する仮釈放の積極的な運用が行われている。圧倒的多数が20年以内に仮釈放となり、25年を超える無期刑受刑者はいない（2004年7月時点の資料によれば、無期刑受刑者の拘禁期間は、10年未満で852名、20年未満で177名、25年未満で2名であった）。

また、韓国では、1998年に金大中大統領が就任して以来、死刑の執行が停止され、2003年に就任した盧武鉉大統領も執行停止の方針を維持したため、2007年12月には死刑執行停止期間が10年に達し、アムネスティ・インターナショナルによって「事実上の死刑廃止国」に分類されている。2005年2月以降何度か、死刑廃止法案が国会に提出され、現在も審議中である。死刑廃止後の最高刑として仮釈放の可能性のない終身刑の導入を提案する議員立法案も出されている。

(7) 台湾

台湾では、死刑に次ぐ最高刑として無期刑がある。台湾刑法第77条は、25年を経過した後に仮釈放を許すことができるとしている。

なお、最近の約3年間は、死刑の執行を停止している状態で、様々な宗教団体による死刑廃止の動きがある。

(8) 中国

中華人民共和国では、死刑存置国であり、死刑判決が頻繁に出され

ているが、1997年に仮釈放のない終身刑を導入している。仮釈放を許す無期刑については、10年で仮釈放が可能となる。

(9) まとめ

終身刑については、死刑廃止国にあっても、極めて稀な制度であり、ヨーロッパでも死刑に代わるものとしてオランダにあるだけであり、死刑を存置しながら、無期刑とは別に、仮釈放の可能性のない終身刑を導入しているのは、アメリカの連邦と35の州並びに中国に例を見るだけである。そのアメリカも、近時、死刑判決は減少してきており、死刑執行者数も少なくなっている。また、ニュージャージー州のように死刑制度を廃止するところも生じてきており、流動的な状況にある。前記のとおり、もともと、アメリカは、死刑制度の廃止を見越して仮釈放のない終身刑を導入したものの、予期に反して死刑制度が復活したため、死刑と終身刑を併存させた国でもある。そして、そのアメリカでは、終身刑を導入しても、死刑判決は少ししか減少せず、終身刑が存在することで刑が重くなる傾向にあるという指摘もある。

諸外国の例と言っても、死刑を廃止している国でさえ、前記のオランダを除くほとんどの国は仮釈放の可能性のある無期刑を導入しているという現実を直視するとき、死刑存置国においても、中国はともかくとして、アメリカの多くの州に死刑と終身刑の併用が認められているからというだけでは、その歴史的な経過からも、日本にこれを導入するための先例とはなり得ないものと考えざるを得ない。むしろ、世界は、死刑を廃止する方向に動いており、隣国の韓国や台湾もその傾向にあるということの方にこそ、日本が学ばなければならないものがある。仮釈放の可能性のない終身刑は、諸外国の例を見ると、死刑の代替刑としてのみその存在根拠があるものとするのが素直な考え方である。

6 その他の問題点

(1) 国の刑事基本法たる刑法改正に関して法制審議会の審議を経ない立法上の問題

法務省組織令第58条1号は「法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること。」として、本件のような刑法という基本法の改正するにあたっては、それが国民の権利義務の根幹に関わるものであることから、法律専門家のほか有識者や関係各府省の者によって構成される法制審議会を開催し、比較法的な見地など幅広い観点からの検討を踏まえた論議がなされるのが通例である（もっとも、この法制審議会、とりわけ刑事関連部会が委

員の構成等も含め国民の意見を十分に反映した形で行われているのかについては問題がないわけではない。)。量刑議連が提案する終身刑の創設を内容とする刑法改正は、この法制審議会の論議を前提としていない。

量刑議連事務局案の基本想定問答案によれば、「平成21年5月21日に裁判員制度が導入され、一般市民たる裁判員が死刑と無期刑との大きなギャップを前に量刑判断に迷い、裁判員制度の運用において多大な混乱を招くおそれがあることから、そのギャップを法律上解消することは喫緊の課題である」ということを理由に、法制審議会の論議を省略することを正当化している。しかしながら、既に述べてきたように、死刑と無期刑との間には、無期刑の終身刑化の現状に照らして、大きなギャップはなく、法制審議会の審議を省略する根拠とはなり得ないものである。また、過去において、法制審議会の審議を経ることなく行われた商法改正は、いわば経団連（日本経済団体連合会）主導で立法化が行われた極めて稀なケースであり、かつ、商法と異なり刑罰の創設という国民の人身の自由に直結するような刑法改正の場合に例外を認める理由とはならないものである。

(2) 過剰収容の加速化と終身刑受刑者に対する国費の支出増

法務省では、現在、刑事施設の過剰収容に対する対策を模索するために、法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会が開かれているが、量刑議連が提案する終身刑を導入することは、ただでさえ無期刑受刑者の在所期間が長期化している現状に拍車をかけて、さらに在所期間を長期化させるものであり、過剰収容を加速化させる契機を内包するものであるとともに、前記のとおり、このような終身刑受刑者のために支出する国費も増大させるものである。

7 結論

(1) 当連合会の審議状況

当連合会は、量刑議連の終身刑の創設論議が過熱化する状況を踏まえ、本年7月から、会内に、この問題に対する関心の高い委員会の委員を構成メンバーとする量刑制度に関する検討ワーキンググループを設けて、刑罰制度のあり方を基本視点に、終身刑の創設の是非を集中的に論議してきた。

当連合会は、ワーキンググループの審議の中で、まず、現状の死刑と無期刑の実態を知れば知るほど、終身刑を創設することよりも先に、法務検察主導の厳罰化傾向にある量刑基準の明確化・適正化、恩赦制度のあり方、無期刑受刑者を含む現状の仮釈放のあり方（受刑者に対

する仮釈放審査請求権の付与，仮釈放手続に関する弁護人選任権の保障，仮釈放審査ヒアリングの開催，仮釈放審査基準の客観化，環境調整と社会的サポートの組織化，地方更生保護委員会の人的構成の見直しと准司法機関化，仮釈放不許可決定に対する不服申立の許容，長期的には漸次制などの義務的仮釈放制度の導入等），とりわけ地方更生委員会の准司法機関化や仮釈放許可基準の明確化・適正化という改革こそが不可欠であると考えられるものである。

前記のとおり，当連合会の中にも，終身刑が創設されれば，これまでは死刑判決しかあり得なかった者の中に終身刑判決がなされるものが増え，結果として死刑判決が減少するとして，終身刑の導入に賛成とする意見も存在する。この考え方は，一部アンケート（livedoor ニュースのアンケート）では終身刑導入を求めている市民が多いことをも根拠にしつつ，「死刑と無期では差があり過ぎる。もし制度があれば終身刑を選択した」と断言する元裁判官の声（例えば，2008年3月21日付毎日新聞朝刊「被告の死を望んでなかった」）や，殺害被害者2名事案において，従来なら死刑求刑事件の半数が死刑判決を回避されていたのに，今やほぼすべてが死刑判決を受けているという硬直化した判断がなされる現状では，終身刑があれば有力な弁護側の手段となりうるとする意見などを踏まえてのものである。そこには，激増する死刑判決を1件でも多く減らしたいという悲壮なまでに切実な思いがある。

しかしながら，当連合会においては，仮釈放のない終身刑の創設は，既に述べてきたように，厳罰化刑事司法の下では，死刑をほとんど減少させることにはならず，現行では無期刑に過ぎなかった者の相当数を終身刑にする形で運用される可能性が高いと考えられるので，その創設には反対すべきという意見が大勢を占めている。この考え方は，敷衍すれば，前記の将来予測を前提として，終身刑を創設して死刑判決を1件減らすために，従来なら無期刑判決が受けられた者の相当数を終身刑にすることは許されないのではないかとするものであり，死刑とは，生物学的な意味でのものだけでなく，社会的な意味でも存在しているとし，それが終身刑であるとするものである。これは，同時に，厳罰化の中で増加する死刑判決を減少させるために，更なる厳罰化をもって望むのではなく，当連合会が指摘してきた死刑制度をめぐる様々な問題点の改善や，死刑事件弁護の充実といった取組によって死刑の減少を目指すべきであるという立場でもある。

なお，当連合会においては，これらのほかに，終身刑の創設には基本的に反対しつつも，量刑議連があくまでも終身刑の創設にこだわ

り、その立法化を推し進めるといっているのであれば、本筋では、法務検察主導の矯正実務（検察庁秘密通達のマル特無期刑の存在）や保護実務（地方更生保護委員会の仮釈放審理のあり方）の見直しが急務であるものの、法務検察（行政）の専横を許さないという意味で、立法をもって、無期刑という言葉を終身刑と改め、その終身刑の中に、現行の10年を経過した時点で仮釈放を可能とする者（軽終身刑）のほかに、20年の経過を要する者（終身刑）、30年の経過を要する者（重終身刑）を創設するか、あるいは、最低服役期間を10年から30年までの間とする改正を行い、裁判官に最低服役期間を決定させる制度を創設する対案を出すべきだという意見も出されている。この考え方によれば、無期刑の事実上の終身刑化によって死刑と無期刑の間にはギャップがないとは言えても、法制度上は死刑と無期刑との間には大きなギャップがあるからこれを是正するために終身刑の創設が必要であるとする考え方（量刑議連等の考え方）に対しても、終身刑を創設することなく、法制度上でのギャップも埋めているという反論が可能になる。

(2) 結論

よって、当連合会は、いずれにしても、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること（量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」）には反対する。

以 上

特集 1

修復的司法の可能性 —被害者加害者対話からコミュニティの再生へ

アメリカ殺人被害者遺族の会を 招請して



第二東京弁護士会会員

田鎖麻衣子 *Tagusari, Maiko*

- I はじめに
- II 5人の遺族たちの物語
- III 「赦し」と死刑廃止
- IV 「ほんとうの被害者遺族」「悪い被害者遺族」
- V 加害者との出会いの可能性
- VI 多様な犯罪被害者遺族とそのニーズ
- VII おわりに

I はじめに

2010年6月25日、アメリカ合衆国各地からやってきた5人が、弁護士会館講堂クレオで講演を行った。皆、「人権のための殺人被害者遺族の会 (Murder Victims' Families for Human Rights, 以下MVFHR)」のメンバーである。MVFHRは2004年に設立された国際人権団体であり、会員はいずれも「殺人」の被害者遺族である。ただし、MVFHRでは刑法犯としての殺人にとどまらず、超法規的殺害や司法手続きに基づく死刑執行をも「殺人」ととらえ、被害者遺族・加害者遺族という立場を超えてともに「殺人」被害者遺族として、死刑制度に反対す

る活動を米国の内外で繰り返している¹⁾。

当日は、まず弁護士でもあるジーン・ビショップ氏に基調講演を依頼し、続いて、5人のメンバーにMVFHR理事であり殺人未遂被害者でもあるトシ・カザマ氏²⁾を加えてパネル・ディスカッションをもった。ここでは紙幅の制約から、特に被害者遺族にとっての癒しや回復という観点から示唆的と思われる内容を紹介しつつ、関連する日本の状況にも若干触れることとしたい(以下文中敬称略)。

II 5人の遺族たちの物語

ジーン・ビショップの妹、ナンシーは1990年、16歳の少年によって夫とともに殺害された。当時25歳、妊娠3カ月であった彼女は、子どもの命を助けてほしいと懇願したが、加害者は、まず夫の後頭部を銃で撃ち即死させ、その後ナンシーの腹部めがけて2発銃弾を撃ち込んだ。加害少年と夫妻とは面識がなく、ただ、人を殺すとはどういうものかを知りたいという動機か

らの殺害だった。死の間際、彼女は倒れている夫のもとへと這い、自らの血でハートマークと「u」の文字を書いた。すなわち "I love you" が彼女の最後のメッセージだった。加害少年は仮釈放のない終身刑判決を受けたが³⁾、彼女は判決に「ほっとした」と述べる。加害者の生命を奪っても妹は帰って来ないし、悲しみに「幕が下りる」ということもない。加害少年の命の重みは決して妹たちの命と等しいものではなく、彼の命を奪うことで正義が実現されるわけでもない。そして、死刑を望むことで、自分自身が、生命を尊び慈しんでいた妹から遠ざかり、「死」に執着した加害少年の側に、より近づいてしまうのだと。

事件当時29歳で、すでに巨大ローファームの弁護士として企業法務に専念していたビショップは、人生は短く、一瞬たりとも無駄には過ごせないのだと悟る。さらに、加害少年逮捕までの間、自らも捜査の対象とされ、冤罪の恐ろしさにも直面する。こうして彼女は、貧しい被告人を弁護するために公設弁護人となる。そして今も、死刑事件を含む刑事事件弁護に携わりながら、ノースウェスタン大学ロースクールの非常勤教授を務めている。

ロバート・カーリーの10歳の息子ジェフリーは1997年、2人組により誘拐され、殺害された。犯人らはあらかじめジェフリーの自転車を盗み、「新しい自転車をあげる」といって彼を車に誘い込み、性的行為を強要したが拒否されたため、彼を暴行し、殺害し、レイプした。それまで死刑について確固たる考えを持たなかったカーリーは、折しも彼の住むマサチューセツ

州(死刑廃止州)でわき起こっていた死刑復活運動に参加し、その先頭に立つ。2人の加害者たちのうち、極めて悪質な主犯格の男は、優秀な弁護人を雇い、第二級殺人で仮釈放の可能性のある終身刑となった。しかし、これに追隨したにすぎなかった貧しい男は、十分な弁護を受けることなく第一級殺人で仮釈放の可能性のない終身刑となる。カーリーは、刑事司法制度が経済的・社会的条件や人種といった事情によって不公平に適用される事実を冷静に見つめるようになっていく。同時に死刑に対する考え方も少しずつ変わるが、他方で息子のために死刑を望むことが自らの義務のようにも感じられ、混乱し、悩み、苦しんだ。その過程で、同じく被害者遺族でありながら死刑に反対するバド・ウェルチとの出会いもあり、カーリーはついに死刑反対へと考えを変えるが、そのことを公にできるまでには、また相当の時間を要した。カーリーは、それぞれが持つ、死刑に対する異なった考えを尊重するべきだと強調する。いま彼は、殺人等の被害者遺族のための支援活動や、子どもに対する性犯罪の防止のための啓発活動を行っている。

バド・ウェルチの23歳の一人娘ジュリーは、1995年のオクラホマシティ連邦政府ビル爆破事件で犠牲となった168名の一人である。当時彼女は、スペイン語通訳者として連邦政府ビルで働いており、また、近々婚約を発表する予定であった。

事件までは死刑に反対であったウェルチは、娘の死を契機に死刑を強く支持するようになる。しかし1年ほどの間に、死刑制度は自分になん

1) 彼らの活動の詳細については <http://www.mvfr.org/> を参照されたい。

2) 日本出身、ニューヨーク在住の写真家。少年死刑囚の写真を撮影したプロジェクトで知られる。今回のアジア講演(日本のほか韓国、台湾を訪問)を中心的に企画。

3) 全米において18歳未満の少年に対する死刑が禁止されたのは2005年だが、それ以前にイリノイ州では17歳未満の少年に対しては死刑が認められていなかった。

の癒しをももたらさないのだと気付く。そして事件から3年半後、ウェルチは、爆破犯ティモシー・マクヴェイの父、ビル・マクヴェイと対面した。娘の美しい思い出を各地で語る自分と違い、息子のことを何一つ語ることでできないビルをみて、彼もまた、事件の被害者ではないかと考えるようになる。

2001年6月、ティモシーは処刑されたが、これによってウェルチが安寧を感じることはなかったという。「こうして私とビルは、親として我が子を葬るという共通点～死に至る過程はまるで異なるものだが～を持つに至った。処刑によって、また一つ、被害者遺族が生み出されたのだ。」

やはり弁護士であるロバート・ミーロポールの両親・ローゼンバーグ夫妻は、1953年、彼が6歳のときに「原爆の秘密をソ連に渡すべく共謀した」として、処刑された⁴⁾。ロバートは両親を死へ追いやった人々への復讐心を抱き成人するが、43歳のときに転機が訪れる。「ローゼンバーグ子ども基金」を設立し、自分と同様に悲惨な境遇に置かれた子どもたちに、教育的・情操的援助を行う活動を始めたのだ。もはや復讐は考えなくなったと彼はいう。「殺人というネガティブな行為に対して、処刑で臨むのはネガティブな反応であり、暴力の連鎖で新たな被害者を生む。ネガティブな行為に対してはポジティブな対応を見いだすことがもっとも望ましい。これは容易なことではないが、可能だ。」

MVFHRの創設者の一人でニューハンプシャー州下院議員でもあるレニー・クッシングの父は、1988年、自宅玄関で、クッシングの母の目の

前でショットガンにより殺害された。事件前から死刑には反対の立場であったクッシングだが、当初は死刑について考える余裕などなく、当面する事柄に対処するので精いっぱいだった。犯人逮捕の数日後、旧友から「犯人が死刑になるといいな」と声をかけられる。友人は、彼が死刑に反対だったことを知っていたが、被害者遺族になったことによって、当然に死刑賛成へと変わったと思い込み、慰めようとしたのであった。しかし、もしも、殺害行為によって自分の考えを変えたら、それは殺人者に父の命を奪うだけではなく、私の価値観をも奪うことまで許してしまう、もうこれ以上何も失いたくない—そう考える彼は、被害者支援とともに死刑廃止の活動を国内外で展開している。

III 「赦し」と死刑廃止

彼らは皆、死刑に反対しているが、それは加害者を赦したということなのか？この疑問に対する反応は様々であった。

カーリーは、「決して赦してはいない。今でも加害者たちを自分の手で殺したくなる時がある。加害者については考えないようにしているし、かかわりあいも持ちたくない。」。ビショップは「赦す」と言い切るが、それは加害者の行為を肯定するのでも責任を免除するのでもなく、自分自身のためだという。加害者は一度たりとも謝罪や事件に対する責任を表明したことがない。自分が赦すのは、そうしなければ自分の人生が余計に悲しいものになるからだ、加害者の影響から自分を解放したいのだ、と。

4) 本件は、当時から冤罪の可能性が極めて高いと指摘され、国際的に夫妻の死刑を回避することを求める運動が起きた。なお、彼は、両親を「原爆の被害者」とみなし、原爆の最大の被害者である日本の人々に親近感をおぼえること、来日中の広島訪問を楽しみにしていることを表明した。

これに対してウェルチは、加害者が処刑された頃から「赦し」のプロセスを歩み始めたという。契機は加害者の父親に会ったことだった。湾岸戦争でPTSDを患い、反政府的になったマクヴェイは、テキサス州で起きた連邦政府によるカルト団体の攻撃・殺害事件に対する怒りと復讐から事件に突き進んでいった。その過程を理解することで、彼の「赦し」のプロセスが始まったが、加害者に対するよりはむしろ「自分に対する赦し」であって、「肩の荷が下ろせた」と述べる。

ミーロポールは、両親を死刑にした人々も政府も「赦さない」が、それを「超越する」方法を見つけたという。それが子ども基金の活動であり、「私にとって‘怒り’はもはや重要ではなくなった。赦したわけではないが、過去は過去のものとして前に進んだ」と説明する。

「赦し」に対するとらえ方も表現も異なっているものの、怒りと復讐心に囚われた状態と決別し、それぞれに自分自身の人生を懸命に、前向きに歩む姿勢が強く感じられた。

IV 「ほんとうの被害者遺族」「悪い被害者遺族」

加害者遺族も含むMVFHRは真の被害者団体とはいえないのでは？～この遠慮のない疑問に対し、「私たちは、家族が人の手により殺害されたという共通の経験と痛みを持ち、それにより団結している。」とクッシングは明言した。また彼は、一つの家族のなかに被害者と加害者がいる場合もある、とも付け加えた。この点は、親族間での殺人が相当割合を占める日本においては、特に留意されるべきであろう。被害者のみならず加害者の家族でもあるがゆえに、

息をひそめて暮らす多くの人がいることは容易に想像できる。ウェルチは「遺族には、家族を失っていかに寂しくつらい思いをしているか、その気持ちを抑えつけないことなく、自由に伝える機会が与えられるべきだ。」と述べ、そのためにも、被害者(遺族)支援は、警察・検察・弁護士いずれからも完全に独立した機関によってなされるべきだと主張した。カザマは、「誰もが被害者(家族)になる可能性と同様に、加害者(家族)になる可能性もある。」と指摘したが、加害者も、その家族も同じ「人間」であるという視点が極めて弱い私たちの社会のありようを痛感する⁵⁾。

また、死刑に反対する遺族はしばしば「悪い被害者」とのレッテルを貼られる。日本でも、弟を保険金殺人で失いながら死刑反対を表明する原田正治は、陰に陽に多くの非難や攻撃にさらされてきた。ビショップは、兄を殺害された友人の経験として、彼女が死刑への反対を表明すると、他の家族が怒り、彼女との接触を断ってしまったことを挙げ、「加害者は被害者の命だけでなく家族の関係すらも奪ってしまった。分裂と疎外は加害者の勝利だ」と述べる。クッシングは、その意味において、死刑という刑罰は特別であると指摘。死刑を実現するために、州政府(検察当局)が、死刑反対の遺族には法廷での証言も、あるいはウェルチが経験したように検察当局が運営する被害者援助プログラムへの参加も、処刑への立会いも認めないといった事態が生じている。なお、クッシングは議員として「犯罪被害者平等法」の成立に尽力し、2009年、ニューハンプシャー州は全米で初めて死刑に対する立場により被害者を差別しないことを定めた法律の制定に成功した。

5) 近年は、ワールドオープンハート(<http://www.worldopenheart.com/index2.html>)のように加害者家族へのサポートを目的として活動する市民団体も現れており、加害者家族をめぐる状況と社会の理解の改善が期待される。

V 加害者との出会いの可能性

被害者遺族は、加害者が犯罪に至った経過や動機について知る権利があるか、また知るべきか？との問いも出された。ビショップは「加害少年は、多くの証拠にもかかわらず否認を貫き、詳しい動機などがわからなかった。理由を知りたかったが、しかし聞いていたらもっと怒りを覚えたかもしれない。」と揺れ動く。他方、クッシングは、被害者は警察が捜査過程で得た情報に完全にアクセスする権利を持つべきであり、それなしには「人生を新しく始めることができない」と述べる。加害者の処刑によって「幕が引かれる」(closure)という考え方に対して、必要な情報に接し過去の事実と直面したうえで、今後の人生に踏み出す意義を彼は提示する。

ウェルチは、自らの経験をも踏まえ、被害者遺族が直接、加害者と対話することが、癒しのプロセスになり得る、と指摘。オクラホマ事件の場合、15人の遺族が、マクヴェイの共犯者で終身刑とされたテリー・ニコルスと文通をしており、初めは手紙で怒りをぶつけていたが、受刑者からの返事を受け取る中で、次第に癒され、文通友だちのようになった人もいるという⁶⁾。

このプロセスは、日本の原田のケースと類似する。当初、加害者の一人から送られる手紙を打ち捨てていた彼は、文通を始め、やがて拘置所で面会をするようになる。しかし、加害者の死刑確定に伴い、文通も面会も認められなくなった。彼は交流の継続を求め、加害者を処刑しな

いよう法務大臣に要請するが、2001年、死刑は執行された。この経験とクッシングとの出会いが契機となり、原田は「Ocean—被害者と加害者の出会いを考える会⁷⁾」を設立する。原田は2010年2月、脳梗塞で倒れたが、家族らの献身的な支えを得ながらリハビリに取り組み、活動を再開しつつある。

もちろん、被害者と加害者の対話が適切ではない場合もある。米国では被害者・加害者対話が15州で導入されているが、あくまで自由意思によって、当事者が望んだ場合のみに実施されるべきだとクッシングは注意を喚起した。

VI 多様な犯罪被害者遺族とそのニーズ

クッシングの父が殺害された数週間後、母のもとに1通の請求書が届いた。父の遺体を救急搬送した費用の請求だった。彼は遺族が負うべきでない負担を平然と求める社会のありように驚愕をおぼえ、社会から見落とされがちな被害者の様々なニーズに対するサポートの必要性を痛感し、自ら活動するようになる。またビショップは、未解決事件が多い米国において、イリノイ州では、犯人が逮捕されないこと、被害者サービスが受けられないこと、またほとんどのサービスは、遺族の公判出頭を促進するために行われていると指摘、犯罪発生時点ですべての被害者がサービスを受けられるようにする必要性を強調した。彼女はまた、一人の被告人の死刑執行に至るまでにかかる膨大な費用⁸⁾を被害者支援に振り向けるべきだとも主張する。

6) 日本の場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行により、被害者と加害者(受刑者)が刑務所で面会することも可能となった。しかし、あくまで一般面会の一形態にすぎず、広く周知され利用されているとも到底言い難い。まして加害者が死刑確定者の場合には、法改正後もなお外部交通が著しく制限されているのが実情である。

7) ホームページ <http://www.ocean-ocean.jp/>

8) たとえばオクラホマ事件では、マクヴェイのケースだけで8000万ドル以上の費用がたぎ込まれたという。

クッシングは述べる。「世間は被害者遺族は死刑を望むものだと思込んでいるが、私たちはこれを変えたいと考えている。ときにはクレイジーだといわれることもあるが、私たちはただの普通の人間で、異常な体験をし、処刑はもう一つの遺族を生むと気がついたただけだ。死刑は被害者を癒すものでも、そのニーズを満たすものでもない。」

VII おわりに

5人の体験が示すように、被害者遺族は体験した事実も考え方も様々であり、また一人の遺族の中でも時とともに変化があり、ステレオタイプでとらえることはできない。今回、講演会

に参加されたある被害者遺族から指摘を受け、はっとさせられることがあった。被害者支援や刑事弁護に携わる弁護士たちもまた、各々の立場や「あるべき姿」に囚われている、というのである。私たちの社会は、遺族を一つの型にはめ込むと同時に、自分たちをも型に押し込め、声を上げないまま苦しむ多くの遺族に対するアウトリーチを怠ってきたのではないか。今回のディスカッションでは、小川原優之会員(日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会事務局)および番敦子会員(犯罪被害者支援委員会委員長)をコーディネーターに迎えたが、まずは弁護士たちが、立場や所属委員会の違いを超えて連携し多様な考えを尊重し汲んでいくこと、そのための制度構築に貢献していくことの重要性を感じた。